

平成27年第1回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (3月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	6
出席議員	6
欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため出席した者の職氏名	7
開会の宣告	8
開議の宣告	8
議事日程の報告	8
諸般の報告	8
村長挨拶	9
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
一般質問	12
宗田雅之君	12
星一彌君	24
関根政雄君	31
前田武久君	47
前田雅秀君	66
山形郁夫君	71
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	79
議案第2号～議案第11号の上程、説明	80
会議時間の延長	83
議案第12号～議案第25号の上程、説明	83
議案第26号～議案第31号の上程、説明	86
議案第32号～議案第40号の上程、説明	93
会議時間の延長	99

議案第41号～議案第56号の上程、説明	99
議案第57号～議案第65号の上程、説明	102
散会の宣告	105

第2号 (3月13日)

議事日程	107
本日の会議に付した事件	112
出席議員	112
欠席議員	113
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	113
職務のため出席した者の職氏名	113
開議の宣告	114
議事日程の報告	114
議案第2号～議案第11号の質疑、討論、採決	114
議案第12号～議案第25号の質疑、討論、採決	119
議案第26号～議案第31号の質疑、討論、採決	122
議案第32号～議案第40号の代表質疑、討論、採決	123
議案第41号～議案第56号の質疑、討論、採決	141
議案第57号～議案第65号の質疑、討論、採決	144
請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	146
日程の追加	148
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
閉会中の継続審査申し出について	149
閉会の宣告	149
署名議員	151

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成27年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年3月9日(月曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度鮫川村一般会計補正予算(第9号))

提案理由説明、質疑、採決

日程第 5 議案第 2号 鮫川村主食用米価下落対策基金条例

提案理由説明

日程第 6 議案第 3号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

提案理由説明

日程第 7 議案第 4号 鮫川村いじめ防止対策委員会条例

提案理由説明

日程第 8 議案第 5号 鮫川村保育料条例

提案理由説明

日程第 9 議案第 6号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

提案理由説明

日程第10 議案第 7号 鮫川村国民健康保険診療所医師住宅設置条例

提案理由説明

日程第11 議案第 8号 鮫川村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例

提案理由説明

- 日程第 1 2 議案第 9 号 鮫川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例
提案理由説明
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例
提案理由説明
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 鮫川村新規就農者支援住宅設置条例
提案理由説明
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 鮫川村放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例

提案理由説明

- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

提案理由説明

- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度鮫川村一般会計補正予算（第 1 0 号）

提案理由説明

- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

提案理由説明

- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第 3 号）

提案理由説明

- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

提案理由説明

- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 4 号）

提案理由説明

- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

提案理由説明

- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度鮫川村一般会計予算

提案理由説明

- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度鮫川村国民健康保険特別会計予算

提案理由説明

- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度鮫川村村営バス事業特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度鮫川村集落排水事業特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度鮫川村介護保険特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度鮫川村交流施設特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 しらかわ地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
提案理由説明
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村食と農の学習施設、
鮫川村農産物加工・直売所 手・まめ・館）
提案理由説明
- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村鹿角平観光牧場）
提案理由説明
- 日程第 4 7 議案第 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村特産品加工施設）
提案理由説明
- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物保管調整施
設）
提案理由説明
- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村豊かな土づくりセ
ンター）
提案理由説明
- 日程第 5 0 議案第 4 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村薪ステーション）

提案理由説明

日程第5 1 議案第4 8号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物備蓄倉庫）

提案理由説明

日程第5 2 議案第4 9号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村村民運動場）

提案理由説明

日程第5 3 議案第5 0号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村青少年広場）

提案理由説明

日程第5 4 議案第5 1号 公の施設の指定管理者の指定について（富田村民体育館）

提案理由説明

日程第5 5 議案第5 2号 公の施設の指定管理者の指定について（西山村民体育館）

提案理由説明

日程第5 6 議案第5 3号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農業者トレーニングセンター）

提案理由説明

日程第5 7 議案第5 4号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村高齢者総合福祉センター ひだまり荘）

提案理由説明

日程第5 8 議案第5 5号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村村民保養施設、交流福祉センター さぎり荘）

提案理由説明

日程第5 9 議案第5 6号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村高齢者向け優良賃貸住宅）

提案理由説明

日程第6 0 議案第5 7号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西野辺地）

提案理由説明

日程第6 1 議案第5 8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西山辺地）

提案理由説明

日程第6 2 議案第5 9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（石井草辺

地)

提案理由説明

日程第63 議案第60号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（遠ヶ竜辺地)

提案理由説明

日程第64 議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（戸草辺地)

提案理由説明

日程第65 議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（中沢辺地)

提案理由説明

日程第66 議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（鋤木田辺地)

提案理由説明

日程第67 議案第64号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（渡瀬辺地)

提案理由説明

日程第68 議案第65号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（青生野辺地)

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	7番	星	一彌君
8番	関根	政雄君	9番	山形	郁夫君
10番	早川	正博君	11番	前田	武久君
12番	坂本	忠雄君	13番	前田	三郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総 務 課 長	石 井 哲 君
企 画 調 整 課 長	小 松 毅 君	住 民 福 祉 課 長	鈴 木 眞 理 子 君
農 林 課 長 農 業 委 員 會 長	本 郷 秀 季 君	地 域 整 備 課 長	佐 藤 博 君
農 林 課 長 農 業 委 員 會 長	須 藤 健 君	代 表 監 査 委 員	齋 藤 實 君
教 育 課 長	須 藤 健 君		
會 管 理 者 兼 計 納 室 長	齋 藤 利 己 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 會 長	增 谷 隆 夫	書 記	渡 邊 敬
-----------	---------	-----	-------

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから平成27年第1回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

○議会事務局長（増谷隆夫） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

議案第1号から議案第65号までの65議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

受理しました請願、陳情は配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

本議会に、村長、教育委員会教育長、代表監査委員及び農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、議員派遣、出張関係であります。

初めに、議員派遣であります。2月27日、東白川地方地域医療に関する研修会のため、議員9名を棚倉町に派遣いたしました。

出張関係ですが、1月8日、年始知事懇談会のため議長が福島市に、1月28日、第4回東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、2月12日、圏域市町村行政懇談会のため議長が棚倉町に、2月25日、福島県町村議会議長会定期総会及び地域医療の確保に関する

る要望のため議長が福島市に、同じく2月25日、東白川郡森林組合第48回通常総代会のため副議長が埴町に、2月27日、平成27年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため星一彌議員及び前田武久議員が白河市に、それぞれ出張いたしました。

なお、本村議会前田三郎議長が全国町村議会議長会長から表彰され、2月25日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会の席上において伝達されましたので報告いたします。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成27年の第1回鮫川村議会定例会の開催に当たりまして、全議員ご出席のもと議案のご審議をいただきますこと、厚く御礼を申し上げます。

また、議員の皆様には、3月1日に行われました修明高校鮫川校の卒業式にご出席をいただきまして大変ご苦労さまでございました。13名の卒業生が巣立っていきましたが、27年度の募集状況を見ておきますと、中学校の卒業生が少ないという関係もありますが、大変厳しいようであります。存続のためにも、どうぞ議員皆様方のさらなるご協力とご支援をお願いするところであります。

さて、国から地方創生、地域住民生活等緊急支援のための交付金の市町村限度額が示されました。本村には、地域消費喚起・生活支援型として1,100万円であります。この交付金につきましては、現在、プレミアム付きの商品券の発行について商工会と協議をしているところであります。また、地方先行型として、地方創生の先行型であります。3,138万1,000円ありますが、この使い道につきましては、地方版の総合戦略計画の策定の経費、そして地域おこし等のための交付金であります。現在、各課等の協議を進め、そして県との調整を図っているところであります。今月の下旬に予定されております臨時議会に提案し、この予算につきましては次年度に繰り越して事業の執行をすることになりますのでご理解をお願いするところであります。

次に、1月23日の全員協議会でお話いたしました湯の田温泉、上の湯からのさぎり荘へ

の引き湯のための工事関係であります。予算につきましては2月23日付で専決をさせていただき、今議会に提案しているところであります。詳細につきましては提案理由の説明で申し上げますが、さぎり荘のお湯が減っているという状況でありますので、工期についても早期に完成できるように努力してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

さて、今定例会でご審議をいただく議案についてであります。平成27年度の会計予算、一般会計と8つの特別会計合わせまして9議案、平成26年度の予算、補正にかかわる議案が鮫川村の一般会計補正予算（第10号）と特別会計は5つの議案合わせまして補正予算は6議案であります。条例関係議案が24議案、公の施設の指定管理者の指定についての議案が15議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての議案が9議案、その他2議案の合わせまして65議案の提案とさせていただきました。

平成27年度の予算編成に当たりましては、第3次振興計画を踏襲しながら「農林畜産を大事にする村づくり」「里山景観を生かしたきれいな村づくり」「人の集まる活気のある村づくり」、そして「みんなが安心して暮らせる村づくり」等を推進するとともに、東日本大震災からの復興対策、原発事故による放射能対策を優先施策として進めてまいり所存であります。

一般会計予算につきましては、前年と比較しまして4.65%、金額にして1億4,400万円の増の32億8,000万円、特別会計が8会計合わせまして14億3,906万3,000円で、前年と比較しますと1億2,582万7,000円、9.6%の増となり、一般会計と特別会計合わせた総予算が47億1,906万3,000円となります。前年と比較しまして、額にして2億6,982万7,000円、率にして6.1%増額予算となりました。

新年度の主要事業につきましては、過日の全員協議会で説明させていただきましたので割愛をさせていただきたいと思っております。それらの財源につきましては、法人・個人の村民税は前年度比で1.5%増の1億1,088万1,000円を見込みました。地方消費税交付金は昨年4月からの消費税アップもありまして202.7%増の5,270万円、地方交付税交付金につきましては前年度対比9%増の15億4,055万9,000円を見込みました。これは震災復興特別交付税を前年度より1億427万7,000円多い1億1,687万5,000円を見込んだことによる増額であります。村債につきましては、前年度比3,150万円、14%増の2億5,600万円で、主なものは辺地対策事業債が7,970万円、過疎対策事業債が3,100万円、臨時財政対策債が9,400万円、公営住宅建設事業債が4,900万円であります。歳入歳出の財源の調整を図るための財政調整基金から1億7,000万円の繰り出し、そして公有施設整備基金から2,700万円、福祉基金から3,000万円、

合わせまして2億4,323万8,000円の繰入金を計上いたしましての予算編成となりました。

ご提案しました議案につきましては十分ご審議いただきまして、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、挨拶を終わります。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村会議規則第120条の規定によって、

7番 星 一 彌 君 及び

8番 関 根 政 雄 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る3月3日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました。

会期については、本日から3月13日までの5日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から3月13日までの5日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 2番、宗田雅之君。

〔2番 宗田雅之君 登壇〕

○2番（宗田雅之君） 平成27年第1回3月定例会におきまして、3点について質問いたします。

まず、1点目についてお伺いいたします。

「人財」による活性化策についてお伺いいたします。

現在、多くの自治体で過疎対策、地域おこしのためにさまざまな施策を講じているところであり、本村でも年々定住人口が減少し、10年後の人口を3,200と想定しておりますが、このような中で地域を活性化させ後世に引き継ぐのは人であり、人の育成によりなし得るものと考えます。

以前にも人財育成策の問題は何度も提起し答弁をいただいておりますが、毎年、深刻さを増してくる高齢化対策、雇用の問題、若者の定住化の問題、そして地場産業の振興策など、これらのことを解決し、活性化させるには人材の登用と一層の教育であると考えますが、現在の育成はどのようにしているのかお伺いします。

また、自治体によっては、さまざまなところに職員を送り教育をしているのが報道関係で取り上げられておりますが、村としてこのような考えはありますか、お伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の1番目の質問、「人財」による活性化対策についての質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、少子高齢化対策、雇用問題、若者の定住の問題等は自治体の大小にかかわらず大きな、それぞれの町村の課題となっております。これらの諸問題に対応し、課題解決に向け取り組めるような職員を採用し、さらに育成し、住民の福祉向上を目指す行政を進める上で、その後非常に重要な政策であると認識しているところであります。

初めに、採用後の職員の育成についてのお尋ねであります。以前にも答弁いたしましたように、採用直後においては総務課長と人事担当職員から職員としての心構えについて講話、そして指導をしております。また、系統的な職員研修として、県自治研修センターが主催する県市町村職員研修会に参加させることとしております。5月には初任者の研修前期を1週間、そして10月には後期研修を1週間の日程で参加をさせております。これ以降は中堅職員研修、係長職員研修などの職務に応じた職員研修を実施しているところであります。

次に、職員の研修派遣についてであります。配属された各課の事務事業について、それぞれ専門的な知識、技術等を習得するための研修が県や各種団体で実施されておりますので、必要の都度、その都度に研修に参加させているところであります。

採用された職員が村民の負託に応え、信頼される職員となるために、常に自己研さんに努めていくのは最も基本的な部分であります。それらを含め今後とも指導してまいりたいと思います。なお、いろいろな面で議員さん方のお気づきの点がありましたら、それらもご指導いただければと思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 現在、活性化策、国、総務省の施策で地域おこし協力隊が各自治体に登用されていると思いますが、今現在2名協力隊、この方の受け入れ体制、例えばどのような場所に配置して、どのような施策を講じるのか、そういう受け入れ体制、また、今後、総理大臣があるところで、若者との交流の中で現在の1,000人から3,000人にふやしたいという意向の答弁をしております。こういう地域おこし協力隊の今後の採用策とか、人材の見きわめとか、そういう考えは現在持っているのでしょうか、その点お伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の再質問であります。まず地域おこし協力隊、ただいま村で採用しておりますのが2名であります。古殿出身の岡部君と、あと広島県出身の方であります。「手・まめ・館」等で今商品の販売等あるいは加工技術等の、それぞれ岡部君は店のレイアウト関係に協力しておりますし、あと物販の販売、さらに力を入れて協力し

ていただいております。広島の方は名前……

〔「高野さん」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 高野さんのほうは、あの人は食品会社に勤めた過去に経験があるそうです。それで、「手・まめ・館」の商品の加工部門でのお力をいただきたいなという思いであります。いずれも国の補助金で人件費が200万ほど、あと支度金が200万ほど出る事業であります。この中で「手・まめ・館」の農産物直売所、6次産業化の活性化、そして新商品の開発、この辺をお手伝いいただければということでお願いをしました。1年目は、まず村にあるものを理解していただく、今の状況を研修していただく。2年目、3年目にそれぞれその持ち味を展開していただければなという思いで、今あるものをどういった状態で生産されているか、加工されているか、その辺をしっかりと研修し、あと、商品がどういったものがあるかをまず学んでいただきたいという思いであります。それぞれ意見が出始まったそうです。そういったことで、2年目には新しい商品の開発、新しい販路の開発ということでお願いしております。

また、来年度になりますが、27年度も新たに2名の採用を計画しております。こういったことで鮫川村では職員の採用はなかなか容易でない現状であります。これは財政的にも大変だしという思いであります。こういった国の補助金を使いながら新しい知識の導入、そして新しい産業の振興策ということで、27年度はこの地域おこし協力隊員4名体制で村の産業のお手伝いをしていただければという思いであります。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 新しい血液を入れる、こういう、これ私はすばらしい国の施策だと思いますが、まず、受け入れる側がどういう思いを持ってその人を採用するか、どういう場所にその人を有効に動かせるか、そういう受け入れ側の体制づくり、こういうのをあわせてやっていくべきだと私は思います。現在、地域おこし協力隊、全国的に4割の方が女性の方、6割が男性の方だそうです。こういうものも考えたときに、女性の方もそういう意欲のある方、ましてここに将来的に定住して、定住策を図るならば、そういう女性方の採用も考えて検討してみてもいいと思うんですが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の再質問であります。女性採用ということでありますが、余りそういった女性とか男性にはこだわらずに採用させていただきました。たまたま

来年度、27年度には男性が1名、女性が1名ということで、確かに若い女性でありますから、こういった鮫川に定住していただければという思いであります。鮫川青年なかなか勇気がなくて、今まで地域おこし協力隊でなくて、緑のふるさと協力隊員、女性が何人もいらっしゃいました。鮫川を出てからすぐ結婚するそうです。それもそれぞれのところ、他の地域に行った先での結婚であるので大変残念に思います。その辺もう少し勇気を持ってチャレンジしてもらって、ぜひ今度の地域おこし協力隊、若い方ありますので期待するところであります。

また、緑の協力隊員、この方も女性の方をお願いしました。これも採用になりました。東京農大のOBで、鮫川村で「手・まめ・館」の東京での物販に協力して、鮫川村に協力、鮫川村にいろいろお手伝いしたいなという気持ちになって緑の協力隊員に応募したということで、女性2名が27年度の新しい雇用になりますので、ぜひ宗田議員も力づけて若い人に、ご協力を願います。そういった議員のサポートも必要であると思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私らもできる限りサポートしたいと思っております。

定住化もここ10年間、10年後かなり減少している。やはり定住化を図る上には雇用の拡大策がどうしても避けて通れない問題、ただ、現在グローバル化で、だから企業は来ない。来ない場合にはどうするか、やはり地場産業の育成だと思います。今、村でやっている「手・まめ・館」、さざり荘、これから館山の景観づくりですか、これももろもろ、やはり人づくりからなるものだと思っております。

そこで、「手・まめ・館」についてちょっとお伺いいたします。

前回も、みそ、しょうゆの振興策のことをお聞きしました。今現在、しょうゆの評判は余り私らはいい話は聞きません。みそに関しても以前よりは落ちているのではないかと、そういうご意見があります。そういうものに対して、力を入れるのにはやはり職員教育、職員の勉強なんですよ。 「手・まめ・館」の従業員の教育、新報2月のさめがわ広報で「おもてなしの心」という文章を出しました。さざり荘のやはり接客なんですよ。お湯は、温泉はどこでも、そんなにある程度の効能は違うと思いますけれども、変わらないと思います。一番は接客、おもてなしの心だと思うんです。人と人のおつき合いです。こういう接客術、そして「手・まめ・館」の商品開発、これせっかく東京農大と最初提携してやったみそづくりです。当座は、私かなり評判はよかったと思います。私の息子も群馬にいるんですけども、

この嫁が毎年みそを送ってください、おいしいみそだからと。最近は言わないです。これ、やはり味が変わったんだと。やはりそういうご意見が多々あります。こういう商品開発というのは常日ごろ勉強して、やはり人によってなし得るものだと思います。

それで、「手・まめ・館」のてこ入れ、人づくりについてお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番の宗田議員の厳しい質問であります。みそは、私も鮫川の以外は余り食べないようにしているのですが、みそはおいしいのではないかという、まだ今でも思っています。その辺の指摘は十分参考にさせていただき、なお確認をさせていただきたいと思えます。

今の職員は、前の加工場に当たっている人たちは、前の人たちとかわりはしましたが、みそづくりは麴づくりがかなりのウェートを占めると思えます。一時、麴の機械にふぐあいがありましたので更新しました。この辺に原因があつて、その時期のみそが、今、出ているのかなという思いがありますが、その辺気をつけていきたいと思えます。

実はおしょうゆのほうは、前も申し上げましたとおり、いろいろ食感の違いもあると思えますし、見た目よりはとても塩分の少ない、コクのあるおしょうゆだつて、そういった見方をする人もいます。好みだと思えますが、ただ、今の見方は大部分の人が、見た感じが薄い、透明な、塩加減の少ない甘味のおしょうゆを好むそうです。この辺気をつけて、鮫川はとても濃いそうです。ですが、濃い場合には中身はそれほど塩分は高くないというお話でもあります。この辺気をつけて、商品の製造過程にも注意を配っていきたいと思えます。

ただ、今申し上げました一番大事なのは、やはり物を売るときには人であります。商品よりは、あの店員さんがいいから、温かい店員さんの気持ちが商品に反映させる、そんなのが私はとても大事なんだよということで、「手・まめ・館」の運営はお願いしております。無いとか、ありませんとか、終わりですとか、そういう言葉は使わないで、何とか工夫して、お客さんの満足いくような答えと接客をお願いしているわけですが、なかなか異動もあります。あと農家の人の皆さんの、ああいった職場なんですね。ですから接客は、あきんどの家に生まれた人と農家に生まれた人では、持って生まれた、お客に対するそういった思いが、ちょっと違いがあるんですね。その辺気をつけて、もうちょっと丁寧にといいことでお願いはしているんですけども、なかなか地が出ちゃって、気持ちはとても思いやりはあるんですけど、それを表情にあらわすことが農家の方の場合は苦手なんですね。あきんどの生まれた、そういった商いのところに小さいうちから、乳飲み子から育った方は「ありがとうございます

いました」ってすんなり言えるんですけども、農家の皆さんはなかなかそうでないんです。その辺、大変つらいところはありますが、気をつけて、お客様には心から、農家の人は皆さん本当は心から思っているんですよ。それを表現がなかなか出しにくいんですね。その辺指導していきたいと思います。

こういったところで、皆さんの声も十分職員に、職場に反映していきたいと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 気持ちが、私は、役場職員も「手・まめ・館」の従業員も気持ちはあると思うんです。ただ、プロとしてそこで物を売る、住民サービスをする上には、やはりそこは徹底して私はやるべきだと思います。

そこで、私らの発想で申しわけないんですけども、「手・まめ・館」で、せっかくエゴマドレっていうやつやってますよね。えごま鶏井。これをPRする1つの策、私の発想で大変失礼なんですけど、卵としょうゆ、これを組み合わせた、今しょうゆかけ井とかそういうのを、せっかく卵っていう、こういう素晴らしい食材がある、これ商品となるんですよ、そういう発想の転換。これ、テレビでも相当やってますよね。卵かけ井とか、そういう発想の転換、これやはり職員、常日ごろの勉強なんだよね。そういう勉強ができる立場というか場所づくり、そういうのがやはり職員が、研修並びに自分らで集まって酒を飲み交わしながらも結構ですよ。そういうような勉強会、こういうのも必要ですよ。

それで、熊本県のヤナデンというところ、村長さんご存じでしょうか。これは各自治体の職員が数多くそこで勉強しております。かなりこれは、テレビでもこの間やっております。大分評判がよいところでございます。そういうところにもし送り、そして勉強させ、私は現地を見たわけではないし、報道関係で知っただけでありますので、どこまでの教育しているかはそれは定かではないんですけど、そういう全国的に職員が集まる、そういうところに職員、または「手・まめ・館」の従業員を送り込む、そういう考えは今後、私は必要だと思うんですけども、村長のお考えをお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） あきんど商売やるには、本当に人なんですよね。人当たり、優しさ、本当に思いやり、とても大事な、私はこの前、デスティネーションキャンペーンで講習会、とても感動して聞いたんですけども、お客様の立場になって、本当に案内するにもああいった思いやりなんです。冬の寒いときにはひなたの道を、夏の暑いときには日陰を、

そういった優しさ、思いやりが前面に出ている店っていうのも、中には最近多くなりましたよね。その辺気をつけて従業員には配りながら、新しい商品開発、皆さんが頑張れば鮫川の農家元気が出るんだよ。鮫川の農家の元気が村の振興なんだといつも話しているんです。この辺、議員からもいつもご指摘あります。こういった思いを店に、従業員に伝えて、そうですね、そういった講師の人をお迎えして、それこそ年2回ぐらいずつやってんですよね。ですが、現場研修までではないんです。現場研修なども機会あれば捉えて、講師の先生をお願いをして、何人か交代でそういった現場のお勉強も大事なのかなという今ほどの指摘でありますので、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） こういう鮫川村は自然環境には大変よろしいです。私はこの村の売りとして、村長よく言うように、私たちが汚さなきゃ汚れない自然環境である。その自然環境と心、人と人とのつながり、これを売っていけば未来永劫にこの村は私は続くものだと思っておりますので、ぜひともお願いして1番目の質問を終わります。

2点目の質問に入ります。

給食費の無料化について。

地場産業の減少に伴い、他町村に通勤する方が多くなり、利便性を考え村を出ていく若者が多くなるのではと危惧しますが、村として通勤道路の整備、住環境の整備などを進めているところでありますが、財政的な支援として子供たちの給食費無料化などを検討してはと思いますが、教育長の考えをお伺いいたします。これ、財政的なものもありますもので、村長にも、もしよかったらばお答えをお願いします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長、奥貫洋君。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 2番、宗田雅之議員の2番目のご質問にお答えいたします。

日本における学校給食の起源は、1889年、山形県鶴岡市にある寺院が貧しい家の子供たちにも教育を与えようと、本堂の一部を利用して私立忠愛学校を開設したのがルーツとされているようであります。当時はおにぎりや漬物だけという簡素なものだったようですが、それでも食べ物の少ない時代でしたので、多くの人たちから感謝されたことだろうと思うのであります。

それでは、鮫川村学校給食センターの現状を申し上げますと、平成18年に古殿町の学校給

食調理業務を受託するようになりまして、現在は小学校3校、中学校2校で合計800食を提供いたしております。学校給食を実施するには、給食をつくる場所やつくる人たちの人件費などの維持管理費用もありますが、この費用は学校給食法の定めによって、設置者である鮫川村と古殿町がそれぞれ負担していますので、保護者が負担するのは直接食べる給食材のみであります。

次に、1食当たり給食材料費及び給食費納付金を申し上げますと、小学校給食材料費が278円に対し納付していただく金額は250円で、残り28円については鮫川村と古殿町で補填しております。次に中学校ですが、給食材料費が314円に対して納付金は290円で、24円を補填しており、既にわずかな金額であります減免しているところであります。

さて、ご質問のありました給食費の無料化であります。全国における無料化の実施状況を調べましたところ、約50市町村で実施されているようです。1,916市町村の中の50市町村でありますので、割合で申し上げますと2.6%、まだ低率であるようです。今後は多くの市町村で少子化対策の一環として検討も必要になってくるだろうとは思いますが、現段階では保護者の間でももっと議論の広がりが必要だろうと思っております。

また、給食費の無料化には約1,600万円の財源が必要になり、これは子供のいない世帯の理解も必要になるだろうし、無料化が子供たちの納付の大切や地域の皆さんへの感謝の気持ちを育てる必要があるだろうと思っております。また、一方で、親の子育て意識の低下にならないようにしなければならぬと考えています。実施に向けては、その過程が大事だろうと思っておりますので、事業推進委員会などを開き、この村が将来担う人材育成をどうするかと、広く意見を聞いてまいりたいと思っております。

以上申し上げ、宗田議員のご質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 教育長さん今答えていただいて、やはり全国に50、近いところだと栃木県大田原市が、現在、2年前あたり実施しているそうですね。実施して、どうしても全国的に地方は、地方ばかりじゃなくて、少子高齢化で生徒数が年々減少し、埼玉県志木市、大田原市、こういう大きいところでも年々減少している。若者の定住化策を図るのに、どうしても経費がかからないように、若者に負担のかからないような施策として給食費無料化というのが今全国に来ている。この中で、私この問題取り上げたのは、1問目の質問に関連するんですけども、やはりどうしても勤めるところがない、どうしても遠くさ行かなきゃなんない、そのための経費はかかる。経費はかかるんだから、その経費をかかればしようがないけ

ども、村でお金で補填するんじゃないで、そういう給食だとか、そういうもので子供たちに補填してやる、それによって定住化を図る。そういう施策が私らは必要だと思っております。

そこで、大田原市のアンケート調査、私これネットで相当とったんですけれども、大分評判がよい。結構、反対意見もあるんですけれども大体反応がよろしくて、要は共助の精神なんですよね。共助の精神で村、地域、市全体で子供たちを支えよう、その子供たちをそして教育し、将来この村に定住していただく、そういう思いで結構、これ大田原市は市でやっているわけなんですけれども、そういう思いでこれやっているんですよね。そうすると、アンケートの結果を見ると親たちはその給食費にかからなかったお金をどういうふうに使っているか、ほとんどが教育費、要は塾へ通わせたり、将来の高校、大学に備えての貯蓄だとか、そういう面にかなり回している。そういう財政的な支援をお呼びであると。これね、村にお金は他町村よりとれなくても、経費でかからなかったらここにいてくれるのではないかと、そういう思いでこの問題は取り上げました。それで、そういう財政的な支援、教育長に今お伺いしたものですから、村長さんにもひとつお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の学校給食費の小学校、中学校への無料化であります。郡内には無料化にしているところないんですが、石川郡で石川町がそういった無料化を今計画しているところであります。

こういったことで無料化もいいんですけれども、私は一番はこの子供たちの頑張りをどうやって引き出すか。頑張ってくれたところにはご褒美として無料化もいいな。いつもこういったご褒美に用意するのは、それはいいんですけれども、まず最初にお伺いしたいのは子供たちの頑張りで、頑張ったところに子供たちに応援する。実はブリティッシュヒルズの英語の研修会、あれも子供たちの頑張りがあったからのご褒美で、ああいった形に広がりました。あれも年間300万かかりますけれども、小学校から中学校、ことしは中学校だけでしたが小学校にも広げました。こういつて英語力の向上、学力の向上です。こういった、あのときには子供たちの頑張りがいろいろな面で、学力テストが平均よりよかった、郡大会での体力テストの結果がよかった、とてもわくわくするような子供たちの頑張りが見られたのでご褒美です。ぜひ、1,060万のこの予算どうこうより、子供たちの頑張りがどういった形で引き出せるか、その辺で皆さんで競争しながら、子供たちの学力、あるいは体力面の向上を図

った上で、こういった提案をしていただければと思います。まず、お父さん、お母さん方の負担もいろいろと大変ではありましようが、今、村は、例えば奨学金制度、あるいはいろいろな定期バスの助成とか、いろいろな面で子育て環境には応援していると思います。

ただ、今学力がもう一つです。学力の向上をどうして上がるか、よく教育長には話しております。鮫川小学校、中学校に入っただけで頭がよくなるような、そんな環境整備できないかと。子供たちは真剣に先生の授業を聞いていれば成績は上がるんですよ。そういった集中力を増す薬ないのか、妙薬ないのか。学校給食無料にして子供の成績上がっては、私はお父さん、お母さんがしっかりとお金を出して、子供たちの学校給食費を納めている、こういった姿を子供たちに見てもらうのも大事ななという思いでありますので、今即ち考えていませんし、あと今の議員の提案は郡の町村会に諮らせていただきたいと思います。石川郡がそういったことになりました。恐らく石川町がずっと石川郡のほかの4町村、果たしてどういう動きをするのか。隣の町が無料化したのに、おらいのほうでいいのということもあると思います。その辺も見定めながら、動向を見ながら対処しなければならない問題かと思いますが、それよりもまず学力の向上に皆さんで力を入れていただければという思いのほうが強いのが私の今の現状です。お答えとならないお答えですが、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 学校の教育も、私は給食イコール食育からだと思っております。食育なくして私は学力の向上がなかなか難しいんではないかな、そういう思いであります。

このアンケートの無料化で、放射能の中で、ご意見の中で、答弁とはちょっと違う、要は給食費の無料化が納税の大切さや地域住民への感謝の心を教育するきっかけになっていることがわかりましたという答弁もあります。いろいろな父兄の方の考えがあると思いますが、こういう意見も多々あるということをご承知を願いたいと思っております。

もう一つ、給食に関して、埼玉県志木市では給食費、給食を利用した高齢化対策、これやっているとあります。というのは、給食の時間に、どうしても高齢化、単身化でお年寄りが単独でご飯を食べている、お昼にお話もない。そうすると、どうしてもますます認知症だとかもろもろがふえると。そういう対策として志木市では、あいた学校の教室を利用して、お年寄りもそこへ集めてそこで給食を食べさせる、そうするとそこで会話ができる。もろもろの作用というか、そういうことをやっていたらいいところがありますが、そういう面に目を向ける、そういう考えは村長ありますか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番の宗田議員のお年寄りへの対応ですが、鮫川村はいろいろな面で地域の人たちの協力をいただきまして、そういった孤独な老人をなくす運動をしております。各区長さんをお願いして大変だと思いますが、あと区長さんとか、地域のビーンズヘルスの健康サポーターの皆さんの、あるいは食生活改善推進員のご協力で、いろいろな面でひきこもりをなくす運動をしておりますので、そちらのほうで孤独な高齢者は少ないのではないかなという思いでおります。その辺、なお、こういった意見も出たということ、こういった皆さんにお諮りしながら、学校給食の、1年に1回ぐらい体験食事なんかはおもしろいのかなというお話で聞かせていただきました。

お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 本当、給食費無料化はこれだんだん、私は少子化対策、定住化に当たって各町村でやってくるのではないかなという思いで質問いたしました。ぜひとも父兄、関係団体とお話しして、私個人的には進めていただきたいと思います。

これで2点目の質問を終わります。

それでは3点目に入ります。

行政区長の報酬の見直しについて。

少子高齢化に伴い、地域のコミュニティーがますます大切になる中、多くの面で地域住民にかかわる行政区長の負担、役割が年々多くなると思いますが、これらの負担に見合った報酬のアップを考えてはいかがでしょうか、村長のご意見をお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の3番目の質問であります行政区長の報酬の見直しについての質問にお答えを申し上げます。

区長の報酬につきましては、平成9年4月1日に均等割で年額2万1,000円、世帯割で100円、率にして5%増額して均等割43万9,000円、世帯割として2,600円として以来、結果として18年間報酬の値上げを据え置いておるのが現状であります。平成26年で申しますと、世帯数が多い区長さんで101万6,200円、少ないところで66万7,800円であります。

一方、特別職の職員で非常勤の者、いわゆる非常勤特別職の報酬については地方交付税交

付金の減額によって、村の財政基金に対応するため設置しました鮫川村議会議員定数特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、平成18年12月議会において減額する条例改正案を提出し、議員全員の賛成により可決されました。平成19年4月1日から減額されて現在に至っているところであり、このときに非常勤特別職の報酬を定めている条例の改正案と同時に、区長等の報酬を減額する条例改正案も提出しましたが、これは議員さん皆さん全員の反対により否決されて、減額せず現在の額になっておるところであります。

議員ご承知のとおり、区長各位には納税の特例を初めとする行政の各般にわたり、村と住民のパイプ役として常にお骨折りをいただいているところであり、大いに感謝を申し上げているところでもあります。しかしながら、他の非常勤特別職の報酬が減額されるとも増額されていない現状において、区長の報酬のみを増額することはその均衡を失すると判断しているところでもあります。

ただ、税金の完納継続は区長さんの頑張りに頼るところが大でありまして、そのご労苦に報いるために、平成27年度当初予算において村税の完納推進に対する、これは報償です。報償として総額20万円を計上させていただきました。今回の宗田議員の質問に議論をいただき、報酬の増額を是とする内容であれば今後検討してまいりたいと思います。

以上を申し上げ、質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） これ年々、どうしても地域の、村の高齢化が進みます。いろいろな面で何かと相談に行くのは行政の区長であり、副区長であり、行政職に携わる方々だと思っております。こういう方の、やはり苦勞に報いるっていうか、金でははかれないとは思いますが、やはりどうしてもそういう金銭的な面でバックアップしないと、今後これ、職につく人も大変だし、もしそういう職務を受ける方、これもなかなか各行政区で、今は聞くところによると大変みたいですね、頭をつくるの。やはりそういうのは金銭的なものではないと思うんですけれども、恐らく年間の稼働日数といたれば、私らは区長職にある人は365日ではないかなと思っております。どんなときでも、どうしても区長だとか、何かにご相談に行くのが大体地域の人の通例ではないかと思っております。まして今後高齢化になる、そして単身家庭、一人で過ごしている方、これは行政の手助けも相当あると思っておりますけれども、そういうところに目配りできるのはやはり行政職、区長、副区長だと思っております。そのためにも、ぜひともその報酬額はお願いいたしまして、この点についてはこれで終わります。

以上、3点について私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 今定例会におきまして、次の2点についてお伺いをいたします。

1つ目、米の生産意欲向上の支援についてであります。

近年の豊作基調と消費量の減少によって米価は大幅に下落し、特に本県産米においては風評被害の影響も相まって顕著であろうと思います。

昨年、村独自で食用米生産農家に意欲を失わせないための補助金として支給され称賛されておりましたが、今年度においても生産量の減少、さらには耕作放棄地の発生が懸念されております。

県の新規事業として優良種子の購入経費の助成が予定されておりますが、村での取り組みと注文内容はどうか、生産意欲の維持向上のため積極的に取り組むべきと考えておりますが、村長の考えをまずお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の1つ目の質問にお答えをいたします。

平成26年産米は近年にない大幅な米価の下落となり、農家の生産意欲の低下を招くと同時に米生産経営を直撃し、今後の農業への不安をあおるものとなりました。また、このような米価下落は誰も予想もできない内容であり、まさに衝撃的なものであったと言わざるを得ません。

このことに対し、本村では農業が基幹産業であり、農業が存続しないということは村の崩壊を意味するものであり、危機感を持って今回の米価下落対策をいち早く取り組んできたところであります。米販売農家の生産意欲を維持し、耕作放棄地を減らして、農村景観維持と中山間地農業に取り組んでいただく目的で、村独自の施策により生産奨励金の10アール当たり1万5,000円を交付する支援措置を講じてきたところであります。議員皆様方のご協力に感謝を申し上げます。生産奨励金は、農家からの申請に基づきまして交付農家が347戸、交付対象面積が239.27ヘクタール、奨励金の交付の総額が3,589万500円であります。12月9日及び1月20日に支払いを完了したところであります。

おただしの27年産に向けての優良水稻種子の購入補助についてであります。県では既に実施について公表していますが、風評による県産米の買い控えや米価下落で生産意欲をなくした稲作農家の救済として、種代金の3分の1相当額、1キロ当たり150円の定額補助を支援するという内容になっている等であります。1キロ150円です。事業主体を全農福島県本部とし、さらに県補助金を交付し、そこから、要するに全農の福島県本部に県補助金を交付するんですね。そこから各地域のJA、集荷業者を通して稲作農家に助成する仕組みとするようであります。本村においては、種もみの購入補助として10アール当たり305キロを上限に、1キロ当たり200円を補助とし、種もみや主食用米、そして飼料用米、WC S 餌米、米粉用米を対象と考えています。補助対象者は村内農家とし、当該農家による村外作付分の種もみも対象とします。稲作農家の補助金支払いはJA東西しらかわ鮫川支店、及び集荷業者を通して交付することで調整を図る予定でございます。予算措置は平成27年度の予算により提案をさせていただきます。補助金総額は268万3,000円を見込んでいます。この積算内容は水稻面積が383.2ヘクタールです。これに3.5キロの200円掛けますと268万3,000円となります。なお、27年産の種もみ購入補助に当たり、東白川中央町村会においても4町村で取引のことで協議を決定しております。

27年産米の種子の注文状況についてであります。26年産の米価下落を受けて種の注文の動向が懸念されているところでありますが、JAと集荷業者等からの村内の注文情報をいただきましたが、1つの事業所では、種の注文の前年対比で主食用米がほぼ横ばい、新規需要米が11%の減少、トータルで微増、横ばいよりちょっとふえているようです。主食用米種は前年比率で約15%、780キロほど減少した注文となったようです。このことから、27年産の稲作につきましても、大きな落ち込みとはいかなくても、水稻栽培を休む農家が残念ながら数軒できたようであります。

米価下落対策を国にも要請しましたが、6月下旬ごろには、これは仮称であります。収入減少緩和交付金が交付される見通しとなりました。また、本村におきましては、今後の対策として今議会に稲作農家の再生産支援に資する目的で、鮫川村主食用米価下落対策基金条例設置の提案をさせていただきました。また、基金造成のための補正予算として、6款農林水産業費、1項農業費、4目水田農業改善改革費、28節繰出金に6,337万8,000円の補正予算を提案させていただきました。これは26年に1万5,000円支払いまして3,500万かかりました。これの倍に近い金額ですが、2年間ほどはこの基金の中で動けるのではないかという思いで提案をさせていただいた議案でありますので、ぜひ議員の皆さんにはご賛同いただきたいと思います。

思います。

以上で、7番、星一彌議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星一彌君） 今特別、鮫川村、農村の村でありますので、村長の先ほどのお答えの中に非常に農家を援護するといいますか、救ってくれると、非常に大切な事柄であろうと。当然農家がよくなれば、その村内の商工業もよくなるわけですから、何といてもやはり鮫川は農業の村でございますので、今後ともどうか、農家自体も頑張っておりますけれども、こういう世情の中で、厳しい農家が試練の時期でありますので、今後とも農家には特に厚い協力をお願いしたいなど、そういうふう感じております。

この中山間地農業の衰退というものは、食管制度の廃止から始まり、米の減反政策によって日本列島の各地に荒廃状況がなってしまったと。作付する人がどんどん少なくなってしまうということが現状であって、今になって現在中山間地のいろいろ交付金とか、景観を維持するための多面的機能交付金とかいろいろ使っておりますけれども、それならばなぜその食管制度を廃止した時点で農家にこの金を、やはり報償として与えるべきだったのではないのかなと、そういうふう感じてなりません。

しかしながら、現在はそういう状況であるということは、これからは、今、農協法の改正も進んでいるようでございますので、今後地域の農協というのは本当に力が出せる農協に生まれ変わるのであろう、そういうふう考えておりますし、当然、市町村としてもJAさんとのタイアップでおって、やはり鮫川の農協の技術指導から生産販売の過程に至るまで、今後は手を組んでいかなくちゃならない時代に入ると思うんですよね。

その中で、やはり今度村で新しい事業が展開されました。未来の担い手育成事業ですか、私も非常に興味を持つ一人であります。なぜならば、やはりこれからは農家を継ぐ若い人の声を十分に聞き入れなくちゃならない。今までの農業の手法でやっては、若い者は必ずや離れていってしまうんじゃないのかな。やはり新しい農業を先取りするには担い手の育成であろうと。先ほど宗田議員からもそういうような話が出ておりますが、やはり鮫川村を元気づけるには若手の担い手育成であろうと、そういうふう考えております。そういう仕組みが大事であり、今後、担い手育成のこの事業を将来どういうふう伸ばしていこうとしているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、稲作のこういった急激な米価の下落というのは生産過剰にある

わけですね。米の消費量が減退している。787万トンだそうです、必要なお米の量は。それが818万トンで来ている。31万トンほど余計な米価の下落が発生していると。要するに需要と供給のバランスの問題です。この辺に鮫川村は積極的に協力しています。400町歩のうち、そうですね、30%近くが転用をしているんですね、WC S 餌米等に。100ヘクタールはなってますね。60ヘクタールで新規需要米、そして42ヘクタールがWC Sです。ですから、こういった村でこれ以上協力する必要がないと思いますが、何せ生産割れしている米価の中で米にかわる農業ということで、今、未来農業をお願いしているのはパイプハウス、あるいは大型ハウスを使った施設園芸です。こういった、ただ、これに5億、10億投資して、果たしてそれに意欲を持って働いてくれる青年がいるかどうかが一番大きな課題であると思います。こういったところに意欲を持って10人ほどの青年です。60過ぎていけば無理だと思います。30代、40代の青年が村の農業をやっていくということで手を挙げてくれれば、公設民営でぜひ提案したいな。

もう一つは、今クラインガルテン、市民滞在型農園です。この辺も村で提案していきたいな。これも農家の皆さん、最近鮫川村のきれいな農村づくり、里山づくりで自信を持ってきました。ただ、これは今までの米づくりがあったからです。これから先、こういった米の下落が、このままでいきますと米づくりやめます。生産者割れしたような米はボランティアじゃないんですね。景観形成サポートをいつまで協力して行くんだい、なんていう思いになりますから、それはなかなか容易でないと思いますが、今の状態ですと町の人をどんどん呼んで、鮫川村の農村景観を皆さんにお見せして癒していただけのような、都会の皆様お疲れの、こんな地方で癒せるような、農村づくりは私は今できていると思います。これを、地区をここで申し上げちゃうと皆さんにまた批判買いますから、何カ所か村にそういったクラインガルテンの適地があります。こういったところに5戸、10戸建てて、恐らく年間契約30万、50万の建物になると思いますが、農地一反歩ぐらいつけて、そこで1カ月、2カ月生活していただける、そういったクラインガルテンを村で考えたいとかという思いで提案をさせていただきました。これは皆さん下郷で研修してきたあの施設であります。こういったことで村の農業を、希望のある、夢のある農業に導いていければなという思いでありますので、ご協力いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 実は、けさの民報新聞見ている方はわかると思いますが、やはり村長のこの言葉の中に滞在型農園ということをやっております。これは私も何度か質問させて

いただきましたそのテーマなんです、やはり村として何か村民に、あるいは村外に刺激のある行動というものが一番大切であると。ですから、村外から鮫川村の姿を見てもらうには私は提案した滞在型農園というものは必ず実を結ぶであろうと。先ほど、いる期間は10万とか30万とかいろいろ、その条件によって金額は違うでしょうけれども、やはり鮫川の場合には4月から11月とか12月は大体ほかの県でやっている滞在農園は1カ月空白をとる、そういうようなところが多いようでございます。茨城県なんかでは、あそこでは若干高いようで40万ぐらいは年間いただいているのかな。そういうような状況もあるようですので、ぜひ滞在型農園ということを実現していただきたいと、そういうふうを考えておりますし、また、鮫川村は有機産業、いわゆる堆肥の里の導入がいよいよ本格的に稼動されるわけですから、そうした滞在型農業の中にも有機農法を十分に取り入れながら、そして私は候補地として堆肥センターの山買ったってという事例ありますよね。あそこがいいんじゃないかということも昨年だか申し上げましたけれども、やはりある程度の、そんなに山は開く必要ないんであって、その山を利用しながら、それが自然の景観を保ちながら、やはりぜひ実行していただきたいと、そういうふう考えております。

それから、先ほど宗田議員の話の中でもいろいろ出ておりました協力隊の話も出たようでございますけれども、私は、東京農大生いわゆる典型的な若い者、これをただ大学生の研究資材とか、それだけで終わっちゃったんでは残念だなと。それよりもっと進んで、やはり鮫川にキャンパスをつくっていただける施策を持っているとか、あるいはその大学生が一人、二人も村に残ってこの魅力ある鮫川をやはりやってみたいと。そういうような村からのアピールというのかな、PRというのかな、そういう待っているのではなく、やはり行政のほうも若者に攻めていくと、そういうものが必要でないのかなと、これから。そういうことに私は思うのですが、その点について村長の考えがあればひとつ伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の再質問であります大学の力を地方に持って来て農業振興ということですが、実は、ああいった堆肥センターの脇に研修棟もそういった目的で、そしてその向かいの民家を今度買い上げました、600万で。これもそういった学生に農業体験をしていただきながら、大学の知識を使った、東京農大って特に現場主義なんですね。机上の論じゃなくて、現場でいろいろ実験してみて、それを成果として皆さんに提供している。そういった大学なものですから、現場主義の学校精神をぜひ生かしてもらって、うちのほうの鮫川村でキャンパスをといてほしいと今いろいろ取り組んでいるところです。下準備が少

しずつでき上がりましたから、ぜひ仕上がりをそのような企画案であります、期待していただければと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 大分明るい回答が返ってきました。非常に期待を持って、この鮫川村が非常に若い力で活躍されるということを期待申し上げまして、この問題は終わらせていただきます。

2つ目、納税組合の見直しについてでございます。

日本各地において高齢化社会が進み、地域の活性化や経済にも影響が懸念されております。本村にとっても例外でなく一人住まいの高齢者が多くなることも予想され、納税組合の維持も困難な組合も見受けられるようになりました。

今後、納税完納継続、そして集落の美しい環境を守るため、道路愛護、河川清掃においても組合の統合を含め見直しが必要と考えますが、行政側の考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 星議員の2番目の質問、納税組合の見直しについての質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、納税組合は、納税完納継続や環境美化、集約機能の維持に非常に重要な役割を担っていただいております。本村の納税組合は昭和25年の地方税法の改正により組織され、当初140の組合、組合員数が1,184人でありました。以来、昭和28年度決算では滞納額が200万円余りに及んでいたようであります。しかし、昭和32年度に全納税100%完納となり、県下でもマイナス成績として当時の新聞にも報道されたと記録されております。現在までに57年継続完納を達成し、さらなる記録達成に向け、各行政区長さんを中心に督励を行っているところであります。

現在の村内の納税組合数は148組合で、組合員数が1,158戸にわたっております。現状では、高齢化等により組合内での共同作業等が難しくなっているなどの事例もあります。組合によっては、共同作業等の一部を免除するなどの対応をされているところもあるようです。このような状況が見られるようになってきたことから、行政区長会の際にも納税組合内の話し合いにより作業等の一部免除などの対応をお願いし、どうしても対応が難しくなった場合にはご連絡をいただき、検討させていただく旨のお願いをしてきたところであります。今年

度、小規模の組合のために近隣の組合と話し合いにより統合するという事例も1件あったようであります。しかしながら、村内の納税組合の内容については、それぞれに事情が異なっており、一概に見直しをすることは難しいと思います。維持が困難な状況となるような場合においては、区長さん等を含めまして相談した上で、その組合に対する対応をそれぞれに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いし、7番、星一彌議員の質問にお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 昭和25年と言いましたか、納税組合の発足された。その時代の人口は恐らく6,000人以上はいたころだったのではないかなと、そういうふうに推測されますけれども、今後10年後の見通しといいますと、先ほど宗田議員からも出たように3,200名ぐらいの住民を想定していると。そうなりますと大体高齢者は700名と。高齢化率も43%という、大ざっぱなはじきなんですけど、そういう数字が出てまいります。

私も、やはり一つの組合の中でずっと河川清掃あるいは道路愛護に携わった一人として、非常に今はひとり住まいで、しかも女性だけの家庭が非常に多いわけですね。その中で、どうしてもできないという方は、これはもちろんそういう道路愛護、河川は出てこられないでしょうけれども、昔の人っていうのは自分の体をむち打つても、やはり義理は果たしたいと、そういう気持ちの思いの人が多いわけですよ。そうすると、どういう障害が起きるかという、やはり今は機械力を使います。そうなりますと高齢者でも、腰が曲がって草を刈ったりしている姿を見ると、非常に危険度が伴うのじゃないか、そういうような予感さえされるわけです。だからといって、なかなか最近はボランティアに入ってくくださる方も少ないであろうし、ボランティアに入っている人でも年々、年を数えているわけですから、なかなか入った当時みたいな能率は上がらないんじゃないのかなと、そういうことを私らは懸念しているわけで、これから20年、30年の先、村を考えた場合に、そういうことが当然出てくる問題であろうと。そういうことですから、やはり、ならば前もってそういう、一部合併を含めながら見直しということは当然必要であろうと私は思うんですけれども、その思いがありましたらもう一度返答をお願いしたいと思いますが。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、星議員の納税組合の組織の見直しでありますけど、これは現場、現場でそれぞれ事情が違ふと思います。区長さん等を通してお話し合いをしながら、統合なども当然考えなければならぬ時期等来ておりますので、これがもう集まりのたびに議題とし

て提案をさせていただきたいと思います。

あと草刈り等の話ですが、これらは村に相談して、地域整備課のほうに相談していただければ、こういった地域に対しては今ほどお話ししてありましたように、けが等のお話もあります。こういったことのないようにお手伝いするのは行政の役目かと思しますので、ぜひ遠慮なさらないでご相談いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 納税組合の、いわゆる厳しさっていうのは区長さんはわかると思いますが、その携わっている行政、区のその班の方々が一番わかるわけですね。全て行政区から別に要請ないからいいんだではなくして、やはりその集落で2軒とか3軒で一つの組合を持っている集落もあるわけですよ。そうなってくると、やはり掃除区域、愛護区域だって昭和25年から全く変わらないのを、3人ぐらいでそれを消化しなきゃならない。まして、今度は集落に入りますと、今道路とか農道とか作業道とか、だんだん整備されてきました。そうすると、また村で指定された以外の場所も、これは表面に立たないけれども、道路愛護あるいは個人で河川の草刈りもやらなきゃならない、そういう地域も結構鮫川にはあると思うんですよね。そういうことを踏まえますと、やはりなかなか今私が言ったこの時期に、ああそうか、見直してみるかと、そういうような時期がいずれ来ると私は信じておりますし、殊、遅くならないうちにそうした考えでもって、私が質問した問題が解決されることを望んで、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 3月の第1回定例議会におきまして、次の3点につきまして、教育長、また、村長に一般質問を申し上げます。

第1点目の質問であります。道徳教育の教科化の対応と心の教育・総合学習の充実についての質問であります。

文部科学省の有識者会議は、道徳教育を充実させるために、正式な教科となっていない道徳の時間を特別な教育として格上げすべきとの報告案をまとめております。道徳教育は教員の力量が大きく問われて評価も非常に難しいとされていますが、これらの指針への対応と本村の道徳教育と心の教育等につきまして、教育長のお考え、新しい計画についてお伺いをい

たします。

さらに、地域の人材活用、地域の諸問題をテーマとした総合学習の充実に向けた計画についてもあわせてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長、奥貫洋君。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員の第1番目のご質問にお答えいたします。

まず、「特別の教科道徳」、これは国のほうでは仮称となっておりますけれども、いわゆる実施は平成27年度から3カ年の移行期間を経て、平成30年より完全実施の予定となっております。平成27年度中には文部科学省による新学習指導要領の作成があり、これから3カ年で県内の学校に勤務する教職員に対して改善趣旨の説明をし、指導効果を上げるために講習会や研修会を開き、指導計画の作成、指導法、評価の方法など、授業の中でしっかり実施できるように計画しております。

さて、本村の学校では、校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教師が中心となって道徳教育の全体計画を作成し、学級担任による道徳の指導を進めるとともに、全教員が教科等の中での道徳教育を進め、全教育活動を通じて道徳教育を展開しているところであります。継続して道徳教育の改善の方向に沿って、道徳教育の充実に向けて各学校を指導、支援してまいりたいと考えています。

心の教育についても、心身ともに健やかで徳のある人間を育てるために、自分を見詰め、他を思いやり、感性豊かな心を育てるとともに、人間として必要な規範意識を学校はもちろん、家庭・地域が協力して社会総がかりで育てたいと考えております。

次に、総合的な学習についても同様であります。校長の指導のもと、各学校では主任を中心に、反省、計画、実践というマネジメントサイクルの中で計画を作成し、教育効果を上げようとしております。

鮫川村全体といたしましては、次のような指針を立て、指導が継続、発展するようにしております。それは村全体の教育として、持続可能な発展のための教育の推進、体験的な学習、基礎的・基本的な知識、疑問を活用した問題解決的な学習、あるいは探求的な学習、共同的な学習を必要に応じて取り入れ、これまでの記憶中心の学習ではなく、意味がわかって意欲的に学ぶ子供を育てようとするものであります。こうした方針で、地域のご協力を得ながら鋭意努力してまいりたいと考えていきます。

以上を申し上げ、関根議員の1番目のご質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 文科省の指導のもとに3カ年をかけて、指導をできる先生の育成ということでもあります。ゆとり教育が表に出てきてからこの道德教育が影を沈め、なかなか大きな社会問題が発生して、今、見直されて、やっと国の道德教育の教科化ということで打ち上げてきたようではございますけれども、道德教育の授業の中ではなかなか結論が、正解が幾つもある。要するに評価、教科をしても、点数づけというか、それが難しい教科で学校の先生も非常に悩ましいという現場の声もあと聞いております。

それで、心の教育、それから総合学習も含めまして、既に本村の学校の現場ではさまざまな環境学習やら心の教育をされていると思いますが、村の諸問題、今抱えている村の問題は一体何なのかということとか、それから多くいらっしゃる人材、村内にいらっしゃる経験豊富な方々の人材、各方面の方々の人材を活用した総合学習、こういったものの新年度の計画、教育長に方針がござればお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） まず、学校では、各教科、道德も含めて学校生活全部にわたって評価というのがあります。で、評価が難しいということは、ちょっと誤解を招いているところもあります。これは、いわゆる通知表とかで示す、あるいは点数で示す、これを評価とっていらっしゃる方が一般的に多いんですけれども、評価というのは、一枚の絵なら絵を見て、子供を見て、その子供がどういう考えを持っているのか、どういう方向に進もうとしているのか、人間丸ごと見ようとする、これが評価だと私はこう考えております。村も、国全体としてもそういうふうを考えております。それを順序づけするのが評定でありますので、そこはちょっとご理解いただけないところがあるのかなと、こんなふうに思っています。幼稚園の子供を先生が全部、この子はこういうこと、だからこんなことを伸ばしたいというのと同じでありますので、そこはご理解いただきたいと思っています。

次に、村の人材活用ということですが、議員ご承知のとおり、学校には教科がござります。この教科の授業というのは、いわゆる学習指導要領で示された、クリアしなければならない時間でござります。そのほかに学校で校長を中心として自校の子供たちがどういう能力が欠けているのか、あるいはどういうところを育てなきゃならないのか、それからそういうものを全職員で話し合いをして、そして、それを小学校でいうと低学年、中学年、高学年、こういうふうなそれを割り振って段階的に育てようとしているところであります。

現在私の、村の小学校2校、中学校も含めまして、何か学校でこういうすぐれた人が欲しいな、どうしても専門的な知識を持った人が必要なんだというときに、コーディネーター、これを学校で委嘱している方が地域におりまして、その方にご相談しますと、作物づくりについては誰々さんをご紹介しますということで打ち合わせ等をして、現在学校ではやっております。ただ、それが十分に達成できたかどうかというふうになると、また難しい問題がありますけれども、現在のところでは比較的スムーズに本村ではいっているのではないかとこのように聞いております。

人材の活用で、これまた難しいところが正直なところございます。例えば、専門的な知識を持った方が子供の前でお話しされても、本当に、何だかわかんないけれども難しかったというふうに終わってしまうこともありますので、そこは学校では外部の指導者からどういうことを学ぶのか、そんなことも十分検討するようにしております。

また、先ほども申し上げましたけれども、いろいろなことを知識を学ぶという方法の中に、自分で問題を見つけてそれを進んで解決しようという、これは過去になかったような、問題を見つける学習というのがございます。これが最近非常に重視され、小学校段階でも、中学校段階でも、高等学校段階でも重視されております。過日行われました東京の大学の学生さんたちのお話を私もお聞きしたんですけれども、問題を見つけるための学習ということを行ってございまして、そういうことが今後重要視されますが、子供の実態、発達段階、そういうことを踏まえて十分検討してまいりたい、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 教育長の先ほども答弁の中に、社会総がかりで子供の教育に当たるといふ答弁がありましたとおり、我々も地域力、教育力を高めなければならない。しかしながら、どこを同士として地域の教育力を高めていいか、我々にはなかなかわからないところがございます。

過去も学力向上で何度も一般質問で取り上げているんですけれども、同じことをまた話しますが、秋田県の全国1位の教育力が高い理由の一つとして、当然県の教師の選び方、また、地域の伝統行事とか、それから地域の方々と積極的に接しているというのは教育長もご存じだと思います。私が先ほど人材教育は村内の多くある人材の活用をすべきではないかという提案をしたというのは、やはりその村独自の伝統、文化、それからその村独自の産業、そして教育者もいらっしゃるということで、総合学習とか、心の教育とか、道徳教育の中でそう

いった本村の方々の活用、教育現場の方々はこの授業をして何を見出したいのか。また、子供たちは何を問題として発見するのかということをも多分、目的を明確にして講師を選ばなくてはならないというようなご答弁でしたけれども、しかしながら本村にはそういった方々が多くいらっしゃいます。

それと、もう一つは、村が今抱えている問題、地域が抱えている問題を学校現場の先生方も教育委員会もきちんと見きわめた、子供のうちからの押しつけじゃなくて、教育はすべき、教育というか現状を知ってもらう、これも教育現場の一つのあり方かなと思います。

1つの例を挙げます。先般、医療問題の研修会がありまして、棚倉で全議員、また、各町長、村長の方々が一堂に会して研修会をいたしました。長年、地域の医療が非常に医師不足で大変な状況に置かれているというところで医師の方が派遣されるという明るい話題であります。そういった小児科とか。子供たちがこの地域にずっと住んでいくためには、医療問題も子供のうちからやはりわかっていたいただきたいという1つの例です。中には、そういう現状がわかれば僕は将来医者になって、この鮫川村の、この地域の医療を助けるために医者になるという子供が生まれるかもしれないんですね。例えば、大工さんの棟梁の話聞けば、僕はこの村で大工になって棟梁としてこの木を使って家を建てたいと、そう思う子もいるかもしれないわけです。ですから、そういった意味合いからも、村の現状を踏まえて、そういう人材教育の学習をお取り組みいただいたらどうですかという提案でございます。再度教育長のお考えを聞かせてください。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） ご質問についてお答えいたしますが、本当に子供たちは、どちらかということ、これは家庭でもこういう問題は余り話題にしないだろうと思うんですが、やはり私は子供たちが学校生活の中で、本当にこういうことが問題なんだ、あるいは自分がやりたいことなんだ、こういう夢、あるいは希望というんですか、目標を持って、そういう子供を育てるのには、何々すれば、外部から呼んだからいいというものではないわけです。学校活動、全ての地域も含めまして、そういう中でこういうことに興味を持つ、関心を持つ、そういう子供を育てるために、いわゆる場と機会は十分与えていきたいと考えております。

以上でご質問のお答えとします。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 青少年の教育というのは、本当になかなか長期的な問題もありますし、家庭の問題もあります。学校教育の現場と、また、私どもの地域の方々が、子供とどのよう

に真剣に向き合っていくかという大事な問題があるかと思います。最近新聞を見ていますと、各町村で表彰制というのか、いいことをやった子供たちを表彰するという制度があります。これは表彰が、一日一善とか、いいことをやった子供たちを各町村が表彰をしております。表彰をすることが私はいいかどうかはちょっとわかりませんが、褒める教育の一つ、たたえる教育の一つだと思います。悪いことは指摘して修正をする、しかしながら、それ以上にいいことをした子供たちは表彰していくといった表彰制だと思いますが、教育長、最後に、褒める教育について、教育長のご所見あればお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） お答え申し上げたいと思います。

まず教育は、小さい子供も大きい子供もいますけれども、認めてやるのが次のステップを動かすものだろう、こんなふうを考えております。もちろん、物でそういう機会を与えることも大事だと思います。ですから、それを選ぶのは私たちが考えていけばいいのであって、とにかく人間も、内なる自信を持たせる、そういうことが人を動かす原動力になるのではないかなと、こんなふうを考えております。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 私どものほうにも新年度の鮫川の教育が6月から7月にかけて配付されます。どうか、新しい年度に向けての鮫川の教育の方針、また、教育委員さんとか学校関係者の方々、現場とのすり合わせもあろうかと思いますが、鮫川流の子供の育て方、鮫川の教育をぜひとも大きく期待しまして、第1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（前田三郎君） ここで、午後1時30分まで休憩します。

（午前11時56分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） それでは、午前中に引き続きまして、2点目の一般質問をさせていただきます。

定住促進宅地分譲と本村の産業の振興策についての質問であります。

若者の定住支援や子育て支援は、人口減に歯どめをかけ総合的な村の経済を支える、将来的な施策として不可欠なものであります。現在の村有地や利便性の高い民地を有効活用して、若者定住、また、新たな入村者を視野に入れた、村独自の鮫川流分譲地を無理なく整備して、産業の振興につながるような、条件つき新築支援策を講じるべきと考えておりますが、定住促進策の村長の考え方につきましてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2つ目のご質問にお答えを申し上げます。

一説によりますれば、東京オリンピックが開催される2020年には、全国で住宅総数が6,635万戸を超える一方で、空き家が1,000万戸に達し、空き家率は15%を超えると予想されています。人口が伸びない中でも住宅がふえ続ける一方、高齢化により空き家がふえていくという状況が、国全体では予想されています。

分譲地を造成、販売し、住宅が新築されれば、村の経済効果は非常に大きいものがあります。また、分譲地購入や住宅建築に特典を与えて、若者の定住や都会からの移住を推進する施策は全国で行われております。地方創生の地方総合戦略においても、全国の自治体で同じような動きが加速していくものと考えています。

村では、現在まで中野団地9区画、宿ノ入団地4区画を分譲として整備し、中野団地については完売しましたが、宿ノ入団地につきましては、立地条件や東日本大震災の影響もあり、宅地の分譲は取りやめ、医師の住宅を建設することにしました。来年度には定住促進住宅の建設を予定しております。

村では、来年度の国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて、地方版総合戦略を策定いたします。定住促進策は戦略の柱であり、分譲地の造成や新築支援策については、戦略の策定過程で、公営住宅や空き家、遊休地、耕作放棄地などの状況も勘案しながら検討していきたいと考えています。議員のお伺いの施策はどのようなものか、具体的に鮫川流をお聞かせ願えれば、ぜひ政策にも加味させていただきたいと思っております。もちろん、実施可能であれば、それらの提案も有効に実施していきたいと思っております。

発想の転換という点で、参考になる事例を2つほど紹介させていただきます。

1つは、山口県の周防大島町の事例であります。もてなさない・補助金を出さない・数字を追いかけないという、ないない尽くしの移住・定住促進策であります。都会からIター

ンする若者がふえたことなどにより、町の人口が平成24年に社会増に転じるなど、田園回帰が盛んな地域として各方面から取り上げられています。補助金やサービスなどの特典や、空き家などのお金や物から町を選んでもらうのではなく、まず、交流ツアーなどで島の人に来てもらい、島民との交流を通してお互いをよく知ってもらい、景色ではなく人の魅力で判断してもらおうそうです。もちろん、移住希望者をぞんざいに扱うことではなく、希望者には移住専門員が丁寧に対応し、金銭的な優遇はできませんが、移住後も専門員が生活面を中心に支援していくそうです。

2つ目は、住民の出資による移住者のための住宅整備であります。

これは、広島県の三次青河地区というところの事例であります。地区の子供が減少し、小学校の統合になるかもしれないという危機感を持った住民が9名ほどだそうです。1人100万円の出資で有限会社を立ち上げました。この会社が取組んだのが、地区に移住者を呼び込むための住宅の整備でした。小学校を維持するために、みずからの力で頑張り、小学生以下の子供のいる家族であることなどを、地区の条件に合致する移住者をみずから選べるように、行政に公営住宅の建設の陳情はしないで、自分らで、要するに居住者を選別できるということですね。公営住宅の場合には、そういう選別は、公平に扱わなければならないからできないということであります。2002年から融資を受けて建築を始め、2007年ですから5年間ですね。5年で新築住宅が7棟と、3棟の空き家のリフォームにより、当初目標の10棟が完成し、10家族の39名に加えて、地区の空き家を利用したり、みずから新築した家族を含め、合計、合わせまして61名の地区の新たな住民ができたそうであります。

村では、第4次振興計画の委員会では、村の中心部に若者向けの集合住宅が欲しいという、そんな意見も出ております。これも、若者の定住促進策の1つであります。また、農地つき貸し別荘とか、都市住民の週末農業のための貸し農園と注目されております、先ほども申しましたクラインガルテンです。これは、ドイツ語では小さな庭という意味だそうです。このクラインガルテンに集落と農家民宿が連携して、集落の遊休農地などを活用して、これに取り組み、何度も村を訪れてもらううちに、そして村の魅力を知ってもらい、これらをきっかけに集落への移住・定住につなげていくことも1つの施策ではないかと考えています。

また、地方創生交付金の事業では販路の開拓も対象になっており、村の大工さんが村の木材を使用してモデルハウスを建築し、移住・定住者に、通常より有利な価格で販売することなども今後検討してもよいのではないかと思います。これらにつきましては、施策につきましては、地方版総合戦略策定の中でも検討していきたいと考えています。

定住促進策の大きな方向性につきましては、第4次の振興計画により、鮫川村につながりのある人、鮫川村とつながりたい人を中心に、交流などを通して、村のよい面・悪い面を知ってもらった上で、移住・定住希望者には専門員を置いて、丁寧な対応と支援を行ってまいりたいと思います。優遇策につきましては、村の財政状況も勘案しながら、議員の皆さん方と意見を交わしながら、過度な競争に陥ることなく、鮫川流の策を講じさせていただければと考えているところであります。

以上で、8番、関根政雄議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 全国の事例を挙げていただきながら、定住人口増に努めている自治体、かなり多く最近見受けられますが。ここ近隣町村では、旧東村が小野田小学校の複式学級解消のために三九、二十七戸、3地区に9戸ずつ、27戸の分譲をいたしました。皆さんご承知のとおりであると思いますが、一定の期間住居すると、無償でその土地を差し上げますという、当時大きく報道でも取り上げられました。施策とすれば成功であったと思いますけれども、ただ、現状を調べてみますと、この新築住宅の建て主は全てハウスメーカー、27戸ハウスメーカーの建築でやったということで、せっかく税金を投じた施策が、村外にその経済効果が生まれて流れてしまったという、そういう結果であります。

私は、村長からも、どのような考えあるのかということも今聞かれましたが、まず遊休農地の活用もさることながら、本村は近隣町村も非常に通勤できる、近い距離の村でありますし、地価が安いということもあります。ただし、造成費用には一定のお金がかかるとは思われますが、私ども議員は、昨年北海道の厚真町を視察をいたしました。種別の分譲住宅500戸余りありますが、約400戸が既に売られておりますが、ここは紛れもなくベッドタウンなんです。苫小牧とか工業団地も通勤圏内、そのほかにも、重工業の自治体、名古屋それから愛知県あたりにはかなり多いんですが、これはまさしく豊田とか工業団地周辺の自治体が人口増に成功しております。

しかしながら、私どもの地区は紛れもなく白河圏内、それから働く場所を通勤圏二、三十分圏内の村でありますので、そういった遊休農地や利便性の高い土地を活用しながら、村長の答弁にも何か所かありましたが、本村の建設業、それからさまざまな産業が、建築業の方々がいらっしゃいますけれども、そういった方々の施工、それから地場産の利用、こういった一定の条件をつけた上での無償提供にするのか、それからまた建築費用の補助制度を導入するのか、鮫川流のそういった方法を考えるべきであると私は思っております。

もう一つ、空き家対策の一環として、長野県の下條村は、材料支給に2億5,000万投じられております。これは、道路の整備や農道整備のコンクリート支給という、うちの村の施策だけじゃなくて、そういったリフォームをしたい、自分でしたい。入村してこの村に僕は住んでみたいという方々のための材料支給なんですね。こういったオーダー型、空き家に住みたいという若者の材料支給、コンクリートを打ちたい、増築したい、造作したい。またその中で、本村のリフォーム業者、大工さんを使いたいという方々への一部の支援、こういったものを促進すれば、間違いなく本村も若者の定住、分譲地もあわせて、空き家対策にもつながるのではないかと考えておりますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員ご指摘のとおり、空き家は鮫川村に大分目立ってまいりました。ただ、その空き家を簡単に譲ってくれるか、貸してくれるかという、なかなかそういうわけにもまいらないようであります。1つには、年に1度や2度、盆、正月、お墓参り、そんな折に空き家を、自分の家を利用したい、そんなので貸しちゃうと不都合だという意見が多いようです。

こういったときには、じゃ、村のこんな施設を利用してくださいとか、そういったケアを考えながら、空き家対策に取り組んではいかがかと今考えているところであります。ぜひ、大工さんが、今ほどお話になりましたが、オーダー方式で、大工さんが自分の職の模索といえますか、職を与える場所を創出、そういったこともぜひ、そういったことで利用者を紹介したり、移住者を紹介していただいて、その中で、村はどういった協力ができるか、そういった支援をできるか、これは皆さんと検討していける課題ではないかと考えておりますので、ぜひご提案いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村長の答弁の中に、一番冒頭にありました、私もそういう制度があるのかなと思って聞いておりましたが、空き家とか移住する方々を指導する専門の方という話を先ほどされましたけれども、やはりそういった役場職員の方々の専門知識ではなかなか難しいところがあるかと思います。そういった専門職の方の起用、本当に、人口減さらには高齢化社会にどうやって取り組むかというのは、本村の重大な課題であります。まして、本当に3分の1以上空き家になるという危機感も、我々は集落を見て思っております。そういった空き家とか、また、入村される方々の、こちらから相手を選べるようなシステム、さらにはその専門職の起用、新年度以降に向けて、そういった専門職の方々の起用というか、課の

位置づけ、そんな必要もないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員の再質問であります専門員の確保というお話であります、しばらくは住民福祉課、あるいは今、村では地域整備のほうで住宅関係は扱っておりますので、その辺の対応で我慢していただき、もちろん住民がふえた場合には、そういったニーズにもお応えするように考えてはいかがかと思えます。差し当たり、今関係しております、公営住宅を扱って、取り扱いの窓口の地域整備課で対応しながら、お世話をしていければと思っております。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村には、最近取得した用地も、村有地もございます。また、企業誘致を諦めることなくできて雇用の場の確保ができれば、一番理想だと思われませんが。特に、村民が大変気にしておるのが、旧西野区民グラウンドの跡地であります。屋内型スポーツ施設の予定をしましたけれども、建設は断念されて今のままとなっておりますが、ああいった村有地の、特に区民グラウンドも含めて、また、こどもセンターの周辺、この辺が非常に子育て支援には大変有効な、利便性の高い、そういう村有地、民地があると認識しておりますが、そういった将来的な子育て支援を含めた用地の活用、これについて村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員の質問でありますのは、恐らく、西野が通勤にも通学にも、そして子供たちのこどもセンターも近くにありまして子育ても便利だという観点からの質問であると思えますが、今一番ニーズの多いのが見渡団地の入居希望であります。こういったことで、そのご指摘は的を射ているのではないかと思います、何せ、鮫川村は狭隘な土地柄であります。ぜひ、地元の皆さんの感覚で、目で、ふさわしい場所があったならばご提案いただき、オーダー型ではなくとも、前もって準備をしながら、東村の昔の農家ですか、あの辺の区画のまねをしながら、よいことはまねをしてもいいと思えます。10年住んでもらったならば宅地は、地代は免除しますよ、こういった施策も皆さんで検討しながら、新しい住民の確保に向けて努力しては、1つの案ではないかと考えております。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 定住、人口の増、なかなかこの自治体も大変苦勞されておりますが、やはり本村をなくすわけにはいきませんので、担い手育成も含めた若者、特に子育て支援を

第一番に挙げながら、定住していただきながら、村で子供を育てるという教育環境の整備も含めて、今後また新年度に向けて、それは企画また立案をしながら、村民の声も聞いていただきたいと思っております。

それでは続いて、3番目の質問に移らせていただきたいと思っております。

村民参加の村づくりにつきましてであります。

第4次振興計画の策定も、既にまとめの時期となっております。公募した多くの村民の意見や要望が集約されて、今後10カ年の振興計画がスタートすることには、大変大きな期待をしているところであります。

村づくりは人づくりと言われております。村の将来に危機感を抱き、夢と希望を共有して、諦めることなく、村や地域のために真剣に汗を流す村民がふえない限り、鮫川村の存在はあり得ないと考えております。村を維持するためには、村民が村づくりに参加しやすい環境が必要であると感じておりますが、協働また共生する村づくりのために、村長のご所見、どのようにお考えなのか、ご所見をお伺いさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の3点目のご質問にお答えを申し上げます。

村づくりの住民参加の手法として、第3次鮫川村振興計画では、振興計画策定委員会の委員を公募したり、地域が主体的に取り組む集落計画などを取り入れ、住民の参画による総合計画を作成させていただきました。また、第4次振興計画でも、委員の公募で採用いたしました。なかなか公募者は少なかったようですが、公募はさせていただきました。

第3次振興計画の計画の実施に当たって、第2節、協働と参加の項目では、振興計画策定委員会のような住民参画の仕組みを権利や制度として定めておくことや、自立する村づくりのために、首長や議員が果たすべき役割や責務、職員が仕事を進めるときのよって立つべき規範などを定めておく村づくり基本条例などの検討が、協働と参加による村づくりのための課題として提示されておりました。

職員が仕事を進めるときの、よって立つ規範としては、村民の持っている潜在能力を顕在化させ、村民の自己実現などをサポートすること、具体的には、健康づくり、地域づくり、食に関する産業を興し、村民の自主的学びなどをサポートする、このことなどが例示されておりました。第4次振興計画におきましても、第3次の振興計画の提言を継承し、村づくり

の村民の参加を促進してまいりたいと思います。

村づくりの住民参加としましては、振興計画のような村づくりの方針を定める計画づくりなどへの参画とともに、うまいもの祭り、スローフードパーティー、館山公園づくり、第3次振興計画のモデル集落渡瀬や富田における地域づくり、村民こぞって鮫川村の教育を考える会など、このほかにも多くの住民参加や住民による取り組みが行われてまいりました。今後は、人口減少、少子高齢化社会でも、村民の負担にならない、量ではない質の高い村づくりを模索していく必要があると思います。

住民参加の村づくりの最も重要なポイントの1つとしては、議員も同様の考えだと思いますが、若者の参加をどう促すかであるかだと思います。ここで考慮しなければならないことは、少子高齢、人口減少、就労人口減少社会が到来しているということを大前提にして、若者の参画を考える必要があります。少子化により、若者の絶対数が少なくなっていることに加え、高校や専門学校、大学を卒業した時点で、村を離れていく傾向は今も続いております。二重の意味では、若者は減少しています。一方で、高齢者の人口は横ばい傾向にあります。従来の仕組みの中では、総体的に若者の発言は縮小し、逆に負担はふえていくという構造が固定化し、たとえ不満があったとしてもどうにもならないという状況に置かれざるを得なくなっているのではないのでしょうか。このような状況は国全体においても同じだと思います。

若者に対する施策を進めるに当たっては、年輩者が考える施策ではなく、若者が必要と考えている施策を実行することが大切です。村づくりも同様であります。そのためには、参画が不可欠であります。若者が参加する機会は、公職も含めて保障されているわけです。また、村の各種会議等におきましても、人選で交流はしていますが、難しいのが実態です。これは今に始まったことではありません。これからは、意識的に方策を講じていく必要があるのではないかと思います。今回の振興計画の委員会には、商工会の青年部にまとめて参加をいただいております。村の若い人の雇用をどうしたらふやせるかなどについて、議論をしてもらうことは大切です。企業誘致などにつきましても、年輩者が考える仕事に対するイメージと、若者では当然違うと思いますので、意見を聞くことは重要であると思います。

イギリスでは、地域の子供政策は実際に子供たちの声を聞いて、地域の現状に合ったものを作成することが義務づけられており、意見が十分に取り入れられると判断された場合には、国から手厚い補助金が受けられると聞いております。日本に単純に置きかえることはもちろんできませんが、今般の子ども議会の例に考えてみますと、子供たちのお話ししておりました、村に本屋さんが欲しいという要望があった場合、もちろん民間の経済行為であり、大変

難しい問題ではありますが、大人が知恵を出して検討してみるようになった場合には、計画づくりに子供を参画させるというようなことだと思います。これは、子供のわがままを通すといったような次元の話ではなく、大人が真剣に耳を傾けるという態度が大事であり、このことは子供たちが村を信頼し、地域に愛着を持ち、将来の定住にもつながりとなっていくことなのであります。若者についても同様だと思います。若者については、先ほど述べましたとおり、本人の意思と時間的余裕があれば、いろいろな方面で参画する機会は多いと思いますが、実際に参画する若者は非常に少ないと思います。

今後、鮫川村としては、各種会議などの構成についても、今まで以上に、女性とともに若者の登用を進めていきたいと思っています。また、第4次の振興計画策定を契機に、若者による村づくり世代委員会などの設置を検討し、若者の意見を取り入れた村づくりを推進していきたいと思っています。また、第4次振興計画で、子供が安全で自由に遊び、勉強したり、若者が気軽に話のできる居場所づくりも検討していきたいと考えます。例えば、子供、若者、高齢者が一緒に学び、交流できる拠点や、手・まめカフェなど、多目的な活用、あるいは買い物弱者支援事業でご活躍をいただいております「すまいる」の活用なども考えなければならない場所ではないかと思っています。

以上で、8番、関根政雄議員の3点目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 若者をどう参加していただくかという、具体的な答弁だろうと思います。

どうやって村民が村づくりに参画するかということについては、例えば四国とか、長野県の中山間、私どものような山合いの非常に条件が悪いところの自治体、村・町こそ、一生懸命考えられておるところでありますし、また、村もさまざまな施策で、若者に長く住んでいただける、また今回の第4次振興計画の公募についても、多くの若者が参画しながら方向づけを決めてそれに向けております。

本村には、大楽村政始まった当時に、元気づくりモデル地区という募集をされまして、その中でも幾つもの集落のきずなをもとにしながら、特に、めん羊の里とか、桜を植える地域とか、集落人口減を逆手にとりながらも、どんどんと頑張っておられる地区があります。こういった自主的な村づくりへの参画、これが非常に大切なところであるし、再度、こういった村民提案型の地域づくりの再募集をしてはどうかと思っております。

また、先ほど7番議員の星議員のほうから、国のさまざまな共同集落の作業が難しくなっ

てきているという話も一般質問で取り上げておりますが、まさしく中心街においても、私どものような地域においても、地域に若い人たちがどんどんと少なくなっているのが現状であります。年に何回か開催される道路整備や清掃、こういった活動に、今のところ世帯主1人ということで作業をしておりますが、将来的な担う子供たち、青年、それから母ちゃんたち、こういった人たちにも参加していただく。土地が広いなら、小学生、中学生もできますので、こういった無理のない、行政からの提案じゃなくて、自主的な発想で地域をよくしよう、花を植えましょう、道路掃除をしましょう、落ち葉をみんなで、一家そろってやりましょうという、こういった住民参加がなければ、これからなかなか集落の維持はできないと思っております。そういった行政支援も必要ではないかと思っておりますが、村長、再度、ご答弁、お考えがあればお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員の再質問です。

まず最初の、当初に、平成18年ころだと思います。それぞれの地域の元気をモデルにしてモデル地域をつくり、それを見習って、地域の元気が村全体の元気になるんだという思いで始めさせていただきました。とても、成功した例が、議員の中ではありますが坂本議員の住んでいる岩野草集落ではないかと思えます。今も、関根議員からお話のありました、家族ぐるみで、そういった地域ぐるみに取り組んでおります。そういった子供たちは、将来的にも。今、第3次振興計画の評価をいただくアンケートの中でも、一番に子供たちがこの村に住みつくかというところの答えの中に、西山地区の85%の子供たちが、将来にわたって村に住み続けたい、とても村が好きだという回答を出してくれました。これは地域力だと思います。こういったことを大事にする思いが、今、関根議員の西山も大分盛んなようであります。こういったことに、特に西野・西山が盛んで、申しわけないが渡瀬地区では低かったということが実態であります。渡瀬地区は、子供の分母の数も少ないせいも、30%ほどでした。こういった地域力、地域で相互に支え合う、こういったことが、これからますます鮫川村の生活には必要になってくる、そしてこういった地方だからできる、この小さい村だからできる支え合いだと思います。これが地域力、郷土の力、みんなで支え合って村づくりに協力をいただければと思います。

次の質問の共同作業もそうだと思います。こういったものを、こういった問題で解決できない、子供がいない地域も、本当に高齢者ばかりの高齢化率が70%の地域もあるんですね。こういったところには、村がどうして支援するか、地域を守ってあげるか、こういったもの

大事な行政の役目かと思えます。こういった地区には、こういったように、皆さん、村全体で支えるという思いが必要ではないかと思えますので、お答えをさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 子供たちの、本当に小学生また中学生から接しながら、地域のための一端を担う、役に立つということは、大事な地域力の教育だと思っております。うまいもの祭りが、もう既に30回を迎えようとしておりますが、一昨年から鮫川村の中学生の皆さんにお手伝いをしていただいております。当初、けがしたらどうするんだ、交通事故があったらどうするんだというご批判もいただきましたけれども、子供たちの回数を見ますと、ほぼ9割の子供たちが、将来鮫川村のために役に立ちたいと書いております。本当に子供たちの力はすごいと思えますし、また、そういった子供も地域の宝物であれば、大事にしておくだけでなく、本当に汗を流せるような場所づくり、こういったものも地域地域で必要ではないかと思っております。

全国に先進地は山ほどあります。また、私どもも、一般村民にも、若者にも、また子育て中の方々、女性の方々も、そういった本当に苦労をされて、協働の村づくりを実践されている地区がございます。前の一般質問でも、村長に何度もただしたことがあります。そういった先進地の視察、これは村民提案型。先進地の視察にこういうところがあるから、我々の団体、我々の集落、また役場職員の皆様もしかり、若い中堅の職員の方々も、そういった場所があればぜひ視察をして、帰ってくれば報告会をやって村のために役立てたいという真剣な視察があれば、そういった部分に経費の一部補填をしていただくような施策で見聞を広げて、村のために汗を流す人をふやす、こういった施策も必要ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今のお話は、中山間地域の直接支払いなどの地域力にあるかと思えます。今、鮫川村は、全国では520億ぐらいの規模でこの中山間地の直接支払いを合わせると取り組んでおります。福島県では19億です。そのうち、鮫川村は何と1億500万、鮫川村で取り組んでいるということで、これは皆さん方のご協力に御礼を申し上げたいと思えますが、これも、高齢化によりなかなか容易でなくなってくる地域が少しずつ出ているような感じがします。これらは絶対今の1億500万を割ることなく、皆さんの力で支えて、この事業は取り組んでいきたいと思えます。

この事業の中で、ぜひ、こういった先進地、モデル地区の視察研修というのは、事業とし

て取り組んでいただければと思います。そういった地域がありましたら、村全体の今1億500万と申しましたが、この中で支援策も考えていただけるような提案を、もちろん、この中山間地の仕組みづくりでなく、村からの一般会計からも、当然お手伝いをさせていただくような、ぜひそういった提案をいただければと思います。大変、貴重なお話で、この辺も十分参考にさせて、次の中山間地支払制度に、今度は新たな27年からの事業になります。ぜひ、取り組みさせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 1月の広報さめがわに、一人の青年が登場しております。その青年の締め言葉、寄稿してある文章の最後に、「村の若者と、それと村の役場の職員さんと、また議員さんたちと交流をしたい」と、こういう意見が実は出ております。非常に、村とか職員とか議員さんってかたいというイメージがあるということも、つけ加えられておられておりました。こういった若者が実際村にいるというのは、私は宝だと思います。ぜひとも、こういった交流を深めて、再度、女性の方々とか若い人たちと話をし、将来の村づくりをどうするのかということを真剣に考える場を、新年度以降また10カ年の中で期待申し上げまして、私の3点の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 私は、今期最後の一般質問3点について、村長に答弁を求めたいと思います。

まず、1点目であります。

3期目にわたる政策実績の成果と今後の課題について。

我が村は、全国に誇れる納税完納57年を継続し国民の義務を果たしている。村民の力、ご協力、国からより多くの交付金導入を図り、各種事業が達成できたものと思われませんが、いかがですか。

清潔で公正・公平、住民の目線で村政を執行することを公約に掲げ、大楽村長は8月で任期を迎える。そこで、3期目にわたる実績・成果、残された課題についてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の最初の質問であります、3期目にわたる政策の実績・成果と今後の課題についての質問にお答えを申し上げます。

このお答えは、12月定例会での7番、星議員の質問でのお答えと重なりますが、一部ご了承いただきたいと思えます。

私が村長に就任しました当時は、国の指導します合併のできない、しない町村に対する支援、地方交付税の交付が一層厳しくなるのではないかとこの想定のもとでの、緊縮財政の中での、私の村政のスタートになりました。

まず、最初に行わせていただいたのが、職員定数の見直しであります。給料の見直し、議員特別職報酬の見直し、補助金の削減等、大きな見直し、削減にご協力をいただきました。

一方で、村の基幹産業である農業の振興により、村を元気づける、活気づける、かつての鮫川村の農業の全盛期時代の活躍さ、そしてすばらしい農業のわざ、技術を持っている高齢者の出番を創出させていただきました。高齢者の生きがいをづくり事業を始めさせていただきました。

また、村、第2次振興計画の最終年度でもあり、平成17年度からの、私が村長になりましたのが15年です。ですから、1年後の平成17年からの第3次振興計画の策定の年度でもありました。この計画により、新しい村づくりの目標が決まりました。「まめな暮らしで、環境を活かした、やすらぎとふれあいの村づくり」、まめで達者な村づくりの始まりであります。農業の振興対策等、豊かな技術、わざを持っている高齢者の出番を創出させていただきました。

また、目標の1つに定住人口の確保がありました。当時の村民は4,600人が生活をしていましたから、当時の農村の環境がある、農村のしっかりとした景観が、里山の自然が維持されている、守られている、管理されている、そういうことでもあります。人の集まる村づくり、人はどんなところに集まってくるのか。私の考えでは、農村の原風景、手入れの行き届いている里山、美しい環境づくりこそが、村づくりの礎だと考えさせていただきました。農産物販売価格が生産費割れして、当時から、特にことしあたりは生産費割れも甚だしい、農業の無策な政策であります。当時からやはり農産物の価格が生産費割れしているような厳しい条件の中の農家の皆さんの生産活動でありました。美しく整然と耕作されている農地が、田

んぼや畑がしっかりと手入れされている、農家の皆さんのご理解と協力の中で村づくり、美しい農村環境が、都市の生活で疲れた人たちの癒しの場所、そんな村づくりが、いろいろな大きく展開をさせていただきました。きれいな村づくりが、住んでいる人の心になったことではないかと思います。

それが、農産物直売所の開設、消費者に安心・安全を届けるための有機農業が、ゆうきの里づくりに、野菜センターの建設にと展開をさせていただきました。これも、議員の皆様方のご理解とご協力に感謝を申し上げますところであります。また、これらの施策の展開ができたのも、今ほどの質問にありましたように、村税の継続完納が57年も続いている、そんな村だからこそ、大きな交付金が得られた、支援があった、これもここが感謝を申し上げますところであります。

反面、自分の意に反する残念なこともたくさんありました。1つには、せっかくできた、先輩たちが誘致した誘致企業の撤退です。まず、渡瀬のオーゼキ製作所、そして見渡の泰斗工業の撤退であります。人の集まる村づくりも、まだまだ道半ばの思いであります。こういった工場の撤退は、私のやっているきれいな村づくりが、工場の進出のもとになるという思いでの事業でありましたが、まだまだ道半ばの思いであります。もっと暮らしやすい、企業に選ばれる環境整備が必要だと思えます。

東日本大震災からの復興、経済力の向上、子育て支援、学力の向上、教育環境の整備、道路環境の整備、たくさんあります。まだまだ、村の振興のために努力しなければならない多くの課題があります。最善の方法で費用対効果を検証し、取り組んでいただければと思います。人に思いやりを持ち、自然環境を大切に、まめな暮らしで農村の豊かな生活を目標に、努力していく必要があるのではないかと思います。また、それら目標達成に向かって策定しております鮫川村の第4次振興計画に期待をしているところでもあります。

以上で、前田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、村長から顕著な答弁がありました。

第2次、第3次振興計画をこなしてきたわけでございます。先ほど言われたように、第2次はまめな暮らし、それから第3次はスローライフの振興計画で、今まで2期11カ月を務めていただいたわけでございますが、その中で、私も村長と行動はともにして、村政活動に携わらせていただいていたわけでございます。常に村民優先、そして村民のため、村のためを考えて連日健闘、村民の代弁者として、また、執行者の監視役を行使してきたつもりでありま

す。村長の業績を顧みますと、先ほど言われましたように、本村第1次産業の農業の振興に力を入れられまして、ゆうきの里づくり、そしてまた今年度におかれましては低所得農家の支援策などと、第1次企業の生き残りのために力をささげてきたことは、私も認めておるところであります。

かなりの事業もこなしてまいりました。まず最初に村長が手がけたのが、廃校活用の特老みやぎ会の誘致、子供対策の幼保一体化であるこどもセンターの建設、そしてまた「手・まめ・館」の建設あるいはさぎり荘の建設、そしてまた、その前であります、公共施設の耐震化、図書館の改築、そして館山の建設、堆肥センター、さぎり荘、また定住住宅の建築、村営住宅の建築、そして公共というか、行政でやるべきかどうか甚だ私もなかなか判断に迷ったんですが、土地家屋の買収等を積極的に進めてこられまして、大楽村政にしては、2期中にかなりの事業をこなしておると。特に目立ったのは、箱物建設、ハード事業がかなり多かったということが、ちょっと躊躇されるわけですが、かなりの実績を残されました。

その中で、村長として自己評価できるもの、また、先ほど申し述べましたとおり、残された課題等について、村長みずから反省を兼ねて考えをお聞かせ願いたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大楽勝弘君） そうですね、皆さんと一緒に取り組んできた12年間ですから、皆さんが一番わかるかと思いますが、今、議員がお話ししたとおり、やはりいろいろやってきたんだらうなど、そういう思いで今、聞いておりました。

一番気に入った事業と申しますか、これはさぎり荘の建設であります。昭和48年に建設されまして、昭和58年に村に移管されました。あの当時、もう38年たっている、あのさぎり荘を皆さんと一緒に、もちろんこれは議員提案で皆さんが提案された事業でありました。これが当初2億で設計してお願いしておりました。その2億ということは、何でかという、2億の、皆さんで一生懸命ためた財調を取り崩しての、村民のために、決して村民の批判は食わないだらうという、そういう思いで皆さんと相談した結果、2億でありました。ところが、設計士は3億の設計を提示されました。「ばかなことを言わねで、2億と言ったべ」と。

「3億なんかねえ、金。書き直してこい」、そんな小言を言ひまして、10日ほど待っておりました。10日目に、私は、もう一回呼びつけました。「こだ設計して何だ」と言ったら、「いや、村長の思い、それに議員さんの思いがありました。村民の皆さんの思いもありまし

た。これを一つ一つ夢を実現しますと、3億になりました。これから、今、せつせと2億円に絞っているところですよ」といった話を聞きまして、とてもその設計士が村を思っていることが十分私にも伝わってきましたので、また再度皆さんにお願いしました「どうだべな」、皆さんも快く「じゃ、しゃあんめえ」。そういったことで、2億でスタートした事業が3億、外構工事をまぜますと3億8,000万円になりました。こういったものも、今、皆さんの協力があったからこそできたんだなという思いであります。これが村長の提案であったならば、決して、とんでもない、倍になりましたから、小言、来んだねえのかな。

それで、一つは安心してるところであります。先ほど申し上げましたように、私は農業が自慢のできる、農業は皆さんより私が一番知っていると思います、農家の経済あるいは鮫川村の適地適作は何かというものは、ただ、いろいろなことで低迷しております。特に、国の農業政策です。ああいった民主党政権時代に提案されました農業者の個別所得補償、何も1兆四、五千億あれば、あの事業は回ります。これが、民主党の政権になりまして、農業経営安定対策事業になりました。削減されまして、せいぜい5,000億です。これが今の現実です。こういった、今までは農業を大事に思っている政党、私はずっと自民党以外変えたことはない自民党がこんな仕打ちで、私の3期目、今終わろうとしているときに、仕打ちをいただきまして、農業者の生産意欲をなえてしまった。これに何と対抗しようという思いが、あの10アール当たり1万5,000円の支援策でありました。福島県で鮫川村はトップだと思います。ですが、あのとき、私は9月11日の敬老会の前の日の新聞で見ました。このときに、生産費割れしている価格とは、生産者は1万3,000円、60キロでかかります。これを補償してやると、実は思ったんです。ということは、10アール当たり3万円の補填です。これを提案したならば議員さんは怒っぺな、そういうことで半分の1万5,000円で、これは1万5,000円は焼け石に水かと思います。ですが、こういった小さい村だからこそできる、最終的な費用は3,500万でありました。こういった事業が、私の3期目で、皆さんの協力でいただきました自慢の策の2つかなと思います。

もう1つあります。寅卯平・富田線の建設であります。村道に国の補助金が入りました。当初の計画が、そうですね、あの2キロの道路で4億5,000万ですから、お叱りを受けます。これが最終的には3億500万で仕上がりしました。「4億5,000万以上かかったときには、村長、自分のポケットマネーを出すんだべ」、こういう議員からお叱りを受けました。あそこは、真砂土だそうです。私は、土木の仕事は余りしていませんでしたから、真砂土っちゃどんな土なんだか、正直言うとわかりませんでした。崩れやすい土だそうです。ですが、天が味方

をしてくれました。工事中は雨も少なかったんですね、工事中は。幸いしまして、仕上がりが3億500万でした。国の手入れ資金が60%近く入りました、支援金が。実際に村側が持ち出したのは4,000万です。こういったところで、3億500万で、あの村道が開始できた。これも自慢の1つかなと思っております。まあ、せいぜいこのぐらいですね。

あと、残念に思うのは、私は農業しかわからない村長であります。企業を誘致した、せっかく先輩方が、きょう、後ろの席に傍聴しておられます先輩方が誘致した、あの渡瀬の機器もそうです。商工会で誘致した泰斗もそうです。こんな企業に転出されまして、とても雇用の場を失ったということで残念に思っております。こういった、いろいろ農業ばかりでなく、村政を預かる者として、やはり違った目で物の見方をできる人も必要なのかなと、つくづく今、反省しながら答弁しているところであります。こんなことでお許しをいただければと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今の村長の自己評価と失策について述べられたわけでございます。村長が詳しく説明した、さざり荘の建設は、当時、福島で土地改良区の大会がありました。その帰り道、車内で「いや、財調基金がいっぱいたまっちゃったんだ。これ何に使ったらいかがっぺね」と。だから、私が「それはさざり荘改築がいい」と、こう申し上げた。「ああ、それがいいやと、それをやっぺ」というようなことがきっかけだと思います。そういうことで、それから数年たって実現を図ったわけですが、問題は、今、私は課題についてというふうなことで質問をしたんですが、そのさざり荘の運用ですね。私は、今まで何回も一般質問等で、村長それから住民課長の答弁をいただいておりますが、村長は3期目の公約に掲げておるね。住民の目線に立ってということは、住民の意向を十分取り入れるということだと思っておりますが、私は、さざり荘の休日、それから教育長にも申し上げたんですが、屋内プールの運用の仕方、これはやりようでは何ぼでも休日を返上して、住民を臨時に雇用してでも何でも、住民の意向を聞き入れられる作業である。それをやれない、やらなかったと。いまだに改善していないと思うんですよね。そういうことを、なぜ身近な問題をできないのかと。そこら辺は、私、村長を本当に賢明な村長だというふうに感じておるわけなんです、何で、その賢明さを発揮できなかったのかというふうに、私は今申し上げたいと思います。

それと、先ほど寅卯平の道路が安く4,000万でできたということ、これは本当に私も称賛したいと思います。私は、あれに対して何億も金をつぎ込むべきではないということで、それは一応、村長に対して申し入れをした一人であります。そのほかに私が称賛できること

は、生活道路、行きどまり地区の道路を解消されたということ、これは住民にとって大変な利便と生活各方面で恩恵があったというふうに称賛したいと思います。

村長、自分で多分、私は村長が就任してから真っ先に村長に質問した、一般質問で数回となくやっておるわけなんです。村長が我々議会そして村民に公約して、それを不履行にしている問題がある。当然察していると思うんですが、ひだまり荘の件ですね。みやぎ会誘致に1億4,000万、これは貴重な村民の財源を投資する、そのかわり、それと引きかえ条件としてひだまり荘の介護事業を移譲するという、包括支援センター部門を残してそれを移譲すると約束、これはそれを条件に議会で議決したにもかかわらず、それをいまだに約束不履行にしておるということと、それから、先ほど村長が力を入れておる農業施策の中で、「手・まめ・館」建設ですね。これは村長就任時から始まった「手・まめ・館」建設、それを17年には振興公社に立ち上げると。独立採算制をもって営業させる、運用させるという約束もいまだに履行されていない。それは、当然、これは村民に約束したことであるし、まだ任期8月までありますから、これはやれないというふうな断言は私しませんけれども、なかなか容易じゃないのではないかと。そういうことで、やはり有言実行、村長は口が余りかたいほうじゃないからね。やっぱり公約したものは、村民に実行、ちゃんと約束を果たす、できなければ謝罪をするくらいの気持ちでもって、やはり村民に忠実な気持ちで村政に携わってほしいと思います。

そういったことで、ひだまり荘については、今から4年前ですか、「私2期目までで、できないんだからできません」というような言葉をいただいておりますので、余り追及しませんが、3期もできないというふうに私は認めておりますので、それはいいですけども、振興公社ですね。これを16年の一般質問で、ちゃんと17年に村長は振興公社を立ち上げると約束しているんですよ、一般質問でね。だから、それはよく承知していただきたいというふうに考えております。

それで、「手・まめ・館」の振興公社はまだ可能性があると思うので、村長は、それは今、運営協議会等をやっているんでしょう、村長ね。それで、前回質問したときには、その振興公社の協議会のほうは余りやっていない、全然進んでいないというような答弁でありましたので、多分いまだにそういう話はないというふうに考えておりますが、その辺について村長、どう考えておるか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 振興公社は、私は村の農業にとって、とても大事な事業者とってお

ります。この振興公社を支えることが、村の農業、農家の皆さんの元気を支える、こういったことにつながるというもとで今行っております。ですから、この容易でないときに、振興公社独立採算制というのは無理だと思います。ですから、先ほどの宗田議員あるいは星議員の質問の中でもありましたように、農産物直売所、加工品6次産業化のことについて、いろいろ地域おこし協力隊、こういった人の手をかりながら新商品の開発、軌道に乗れるような、みそもそうです、しょうゆもそうです。皆さんが喜んで買っていただいて、それで事業が黒字経営できる、立派な経営ができる、こういうことになった暁には、振興公社を立ち上げたい。それまで、どうぞ優しい目で、鮫川の農業を守るお城なんだ、とりでなんだ、そういう思いで、ご理解とご協力をいただければと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） あのね、村長、前にも質問して、ころころ話が変わっていくんだわね。私は、2年前に質問したときには、ゆうきの郷土、堆肥センターが業務開始したならば、「手・まめ・館」と併用して振興公社を立ち上げるって私に言っているんですよ、たった2年前ね。それで、最初言った平成17年に振興公社をすると言ってから、ことしで何年ですか。10年たっているんですよ。だから、そういう実現できないことは、長としては、やはりきちんと物事を考えて発信すべきだと思うんですよ。今ではなかなか経営が容易でない、これは誰が見てもわかると思いますが、いつまでたっても、そういうふうなことで行政支援をしていたならば、経営する意欲はなくなると思うんですよ。これは必死で自分の会社を立ち上げる、これは経営軌道が難しいとなれば、最終的には助成はしてやるのは誰でも認めますけれども、10年たっても全然目鼻がつかない、見通しがつかない、それを補っているのは誰かということなんです。

これは、先ほど言ったように、57年も全国でもまれに見る、白河なんか何十億というような税金の未収金があるんですよ。棚倉で5億ありますよ。鮫川は一銭もないんです。その納税義務を果たして、特別交付金までいただいて、そして貴重な税収のほかに、またそういうところに支援するという、村民はこれは泣き泣き税金を納めているんですよ。だから、そのこともよく考えて、執行者はやはり村民重視、村民目線の立場でもって行政執行をしていた方がいいというふうに考えております。

それから、私も前にも述べた、2期、村長執行された中で、行政を運営された中で、誘致企業は1件も果たせなかったと。そしてまた3期目で、それも実現できず、またその間に2社も撤退消滅を図られたと。しかしながら、このままでは済まされないので、やはり鮫川村

の雇用対策、働く場所というのは、先ほど言った、そのいろいろな「手・まめ・館」とかなんかでもって、村長はその分、雇用促進を図っているというふうな答弁なさるかもしれませんが、安定した職業、所得を身につけられるような場を、やはり行政はしっかり確保していかなきゃならないというふうに私は思うんですね。私も議員として責任ある一員なんですが、これは、何としてもそのような場所を確保すべきだというふうに考えております。そのことについてですが、そのことは次の題にもありますが、これから道路対策が、鮫川で一番懸念された2本の生活道路は確保されました。しかしながら、まだまだ道路の環境整備は整えなくちゃならないというふうに考えておりますので、その道路政策についても、村長の考えをお聞かせ願いたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 特に今、前田議員の再質問であります道路政策であります。これは、村道はもちろんであります。県道・国道、雇用の場が村内にないわけです。冬期間でも安心して通勤・通学できるような道路の確保というのは、これは行政の当たり前の仕事でありますから精いっぱいやっているつもりですが、なかなか特に震災以降は、ああいった震災地の近郊にばかりに行って、なかなか地方に回ってこないのが現実であります。この辺、百も承知はしておるんですが、まことに申しわけないですが、いつも懸命に349そして289、これの期成同盟会などでは声を大きくお願いしているところであります。

どうぞ、皆さんからも県道は、県議であります。県道も5路線あります。この県道も鮫川村では、特に塙線、浅川線、古殿線、とても大事な路線であります。県道整備は、とても県議の責任が多いんですね。ぜひ、立原県議によくお願いをしまして、こういった村は何もない、地場産業が何もないんだから、皆さん隣接市町村に勤務しているんだから、道路ぐらい整備してくれと強い声をかけていただければ、また違うのかなという思いであります。どうもこの道路の整備に関しましては私の力が及ばないところで、申しわけないと思っております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 幹線道路については、これは村長の力の、支援を要望するぐらいでもって、そんなに発揮できないというふうに考えております。これはもう、いずれ県会議員とかなんかにも、県南が一番立ちおけているような気がします。以前は、県南から県庁に通ずる高規格道路ですか、そういうふうな構想なんかも要望しておったんですが、最近では国道でもなかなか改良されないというのが現状であるかと思えます。幸い本村、県道は徐々

に改良しつつあるように見えますが、やはり村長やるべきというものは、村道ですか。それらの整備ですね。まだまだ砂利道、それから冬期間になると、凍結でもって危険にさらされた通勤・通学等を強られるというような場所がかなりあるかと思えます。そういう点を、身近な面から改善、改良してやるべきだというふうに考えておりますので、余り視野の広まったようなことでなくして、できるものからやっていくような施策が必要だなというふうに考えております。

以上で1点目を終わりたいというふうに考えて、2番目の通告に従って質問をしたいと思えます。

2つ目、ヒューマニティ財団法人への対応について。

村長要請による2回の全員協議会開催で、ヒューマニティ財団法人の内容説明があり、業務内容、運営方針が、全国から野良犬・野良猫を当初150頭、これは15年それから16年にまたがったの頭数であります。を収容し、保護施設として運営し、動物愛護や社会福祉に貢献したい旨、環境汚染対策、経営方針は示されておりました。これは、私が通告するまでの日付でございますのでご理解いただきたいと思えます。

そこで、村へのお願いとは、これはヒューマニティからのお願いですね。昨年、渡瀬越虫から撤退したオーゼキ所有の廃屋となった工場解体更地費用約2,000万とあわせて、土地資産額、総額では4,000万以上の物件を村で買い受けていただき、ヒューマニティ財団法人では財源がなく、経営軌道に乗ってから徐々に支払い買い受けたいので、無償貸与でお願いいただきたい旨の説明を受けた。

その説明の中で、平成22年、大関社長から、村長が企業存続のためといって1,000万——これは平成25年、26年にまたがって修繕した修繕費を含めた金額であります——以上で買い求めた社宅を全員協議会に諮る前に、清水国明氏を通して貸与の約束をもらっていると野々村理事長が断言したが、既にヒューマニティ財団法人を受け入れることを前提に、全員協議会を開催したものと思わざるを得ないのですが、村長の真意をお聞かせ願いたい。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の2つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、質問が少し私の考えていることと違っておりますので、この辺を説明させていただきますというか、皆さんも聞いて不思議に思った方もいます。関係事実を説明させて

いただきます。

まず最初、全国から野良犬・野良猫というお話でしたが、野良犬・野良猫ではありません。第一の収容目的は、福島県の場合は、原発事故により放置されたり、避難住宅で飼えないため、ボランティアなどにより一時預かり飼育されている犬や猫を保護したいということであり、その次には、飼い主が高齢化や病気などで飼育不可能になった場合の保護であり、さらには飼い主の勝手な都合により殺処分されるような犬・猫の引き取りでありますので、決してそこら辺にいる野良猫・野良犬ではないことをご承知おきいただきたいと思っております。

環境汚染対策、経営方針が示されなかったというお話ですが、環境汚染対策については、とても重要な最重要課題であると思っております。ヒューマニティ財団としても、十分これは認識しております。村といたしましても、当然指摘をしております。ただ、より詳細な、具体的な方法につきましては、専門家より現地調査による詳細な検討が必要であり、前回の協議会までの段階では受け入れありきというような誤解が生じないように、立ち入った調査はしていないのが事実であります。また、経営方針につきましては、全国から賛同する方々の寄附や協力で行っていくということで、社会貢献事業を行う財団としてはこのとおりだと思います。さらに、万が一の場合は、運営についてバックアップする用意があるというような踏み込んだ説明もあり、方針は示されているのではないかと思います。

次の、オーゼキの4,000万以上の物件を村が買い受けて、無償で貸してほしいというヒューマニティ財団が要望しているということですが、ヒューマニティ財団は、村とオーゼキの関係にはかかわりなく、オーゼキは5年後、村に対して、建物は無償で工場跡地を売り渡してもよいという意向を持っております。5年後です。建物は無償で、工場の跡地を売り渡してもいいということです。それまでは、お世話になった鮫川村に、土地・建物を無償でお貸ししますということであり、村がオーゼキに工場用地として売り渡した価格は約2,000万円で、将来更地にする場合には2,000万ぐらいかかるだろうということであり、建物を有効利用すれば、その必要のない金額であります。

ヒューマニティ財団は、財政的安定が確保されるまでの間、無償か低廉な価格で使用させてほしいという要望をしております。無償のみの要望ではありません。財政的安定が確保された時期に土地を買い取っていただきたいとも考えており、その際に価格については配慮しなければならないかという思いもあります。村としては、要望は要望としてお聞きすることで、現時点では何も決まっておられません。

既に、これも皆さんご承知かと思いますが、社長宅を企業存続のために1,000万以上で買

い求めたということではありますが、この件につきましては何度も説明しておりますが、当時のオーゼキの社長がインターネットで販売したい、その販売価格は1,500万ほどだと、そんな話を聞き、それならば村に私はお譲りいただけないかというお話をさせていただきました。村が買ってくれるならば、お世話になった村でしたなら、私も大変ありがたく、できるだけ村の考えに沿う価格でお話の中での取引であります。宅地が974平方メートルで、宅地の値段が皆さんおわかりですね、176万6,981円、家屋が2階建ての196平方メートルで、797万3,019円、合わせて974万円で買い求めた物件であります。これは皆さんと一緒に確認しているわけです。当時4,000万かかった値段で、これでいいのかなという思いで、皆さんと協議して買わせていただきました。私はとても安い物件だと、今でも思っております。平成22年2月10日に購入しております。その後、同年4月には社長夫人より村に100万円、11月には社長より100万円、村にご寄附をいただいております。合わせて200万円であります。決して、企業存続のために村で買ったというご批判は当たってはいるのではないかと思います。

次に、仲介者を通して、住宅の貸与の約束をもらっていると理事長が断言したということではありますが、まず、発言者は理事長ではなく、専務理事であり、全員協議会の議員の質問の中でも、そんなことのない旨、仲介者ご本人がお答えをしており、これは前田議員もご承知のはずです。このヒューマニティ財団の案件が議会です承されれば、住宅についても検討をしなければならないと思いますが、何も決まっているわけではありません。特に、オーゼキ製作所の跡地は、今、皆さんご承知のとおり佐藤先生が住んでおります。佐藤先生は、あそこをずっと離れたくない、鮫川に何年いるかわからないけれども、私はずっとここにさせてほしいと、そういうお申し出でありますので、とても貸すわけにはいきません。

まず、今までのお話で皆さんもご承知かと思いますが、決してヒューマニティ財団を受け入れを前提に全員協議会を開催したでないことだけは、皆さんご承知おきいただければと思います。質問者の前田議員にもですが、議員皆様方に申し上げたいのは、ご理解いただきたいのは、ヒューマニティ財団も、株式会社オーゼキも、交渉中の相手であり、村とは対等な立場にあるということでもあります。もちろん、協議が調わなければ交渉は終了であります。それぞれ鮫川村への思いがあり、村に何か貢献できたらという思いが出发点であります。これはヒューマニティ財団も、鮫川村で活躍しております清水先生のお知り合いでありますから、清水先生も10年近いおつき合いがあるそうです。そういった何回か鮫川に来ているうち、とても村が気に入った、何か村のお役に立ちたいな、そういう思いでの希望でありますので、ご

理解いただきたいと思います。

私としては、説明のために来村したヒューマニティ財団の皆さん方の質問や、住宅に關しましての、オーゼキ対しての事実と異なる決めつけは、若者が定住できる村づくりを応援したいという善意の關係者の皆さんに対して、とても申しわけない気持ちでいっぱいでありました。村としても、雇用の場、特に若い人が、犬の訓練士やトレーナーなどの訓練を受け、資格をとったり、就労ができれば、若い人の定住につながる可能性もあります。また、全国から職場体験を希望する若者が集まってきたり、いろいろ里親希望者などが村を訪れて、交流人口の増加も期待でき、地方創生戦略とともに合致する政策だと考えたわけです。

ただ、一方で、ふんや鳴き声などの問題も当然あるわけでありまして。相応の措置が講じられる必要があります。そこで、全員協議会で皆さんに相談をしたというわけでありまして。前回の第2回の全員協議会での議員の皆様からの質問等については、ヒューマニティ財団の資料は既に配付させていただいております。今すぐにも、第2回目の説明会ができるようお願いするところであります。全国の盲導犬協会理事でもあり、元東京都議会議員でもありましたヒューマニティ財団の理事長さんが来村し、皆様方に説明をさせていただくというご連絡をいただいております。

以上で、11番、前田武久議員の質問にお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 私は、村長、これは2月4日に第1回の全員協議会、村長が要請したんですね、あれね。それから2月20日にも、全員協議会をまたさらに村長が要請して、我々同僚議員を全部承知しているわけですよ、私も当然承知しているしね。

それで、私、2月4日の全員協議会の冒頭に、事務局にこれは議事録をちゃんととっておけよということで念を押して、議事録作成してあるわけですよ。それで、村長が私どもに説明した第1回2月4日、これは村長の言ったことを私は議事録に沿って質問しているんですよ。それで、先ほど専務理事というのは私わかっています、野々村和子さんという人ね。理事長とは言っていないはずなんですけれども、野々村さんが前に、平成22年2月に取得した宅地——宅地じゃないんだけど、社宅ですか。村営住宅ですね、あれね、今、佐藤先生が入っている。それをお借りする約束をちゃんと取りつけていると、ここでみんなの前でちゃんと発言したやつを私言ったんですよ。村長も聞いたはずですよ、目の前で言っているんですから。それを、私はそういう考えじゃなくして、言っている事実を私は述べているんですよ。話を曲げないでください。

それで2月4日に、我々に村長が説明した内容を言いますけれども、「社会的に殺処分される状態の犬・猫の保護、引き取った犬、引き取り手を探す施設の第1号を福島県鮫川村に」「財源は会員を募り会費と寄附金で賄い、清水国明氏を通じ、候補地オーゼキ鮫川工場跡地、施設を開所し、ことし27年夏ごろを開所予定」。それから、「ことしは犬50頭、猫20頭、来年は犬100頭、猫40頭収容」「働く人、財団の人を含めてことしは5人、来年は10人」、村長の見解として、これは村長が言ったことですよ。オーゼキの土地・建物評価額合わせて4,500万、これは数字は私が変えたんですけれども、4,500万なるはずですよ。村長さんが私たちに提示したやつですよ、これ。村の物にしてから、貸してあげたい思いである。オーゼキから村へ売ってもらって、できればヒューマニティ財団に売りたいんだが、買う金はないそうです。貸して何年か後に買えるような力がつけばいいという話で、それまではお貸しするしかないと協議会に提示したんですよ。これは間違いはないですよ、議事録にちゃんと従って私は書いているんですから。

さらに、私ども議員、協議会に、開催前に、私たちに2月4日に諮る前に、これはいつだったか村長がわかると思うんですが、村長室へオーゼキとヒューマニティ財団の代表を呼んで話し合いをさせ、話を聞き、「わかりました、私も何とか協力しましょう」と言って、両者の話し合い終了後、オーゼキだけと会談の中で、オーゼキから——これはオーゼキの社長と話したんだね。オーゼキから開設二、三年で破綻しますよの忠告を受けた。忠告を受けたとはあなた言わなかったけれども、受けたが、村長引き受けの意向が強いので、オーゼキから「じゃ、村に工場をお任せしますよ、村の考えでいかようにもしてください」と言われたので、協議会に真っ先にお諮りしたと。村長言ったことですよ、これ。

私は2月4日、村長が説明された後で、「村が真っ先にかかわる問題ではない。まして、撤退した工場の敷地・建物、約4,500万の税金を投じ、貸し付けなど村民が許すはずはない。当事者同士、ヒューマニティとオーゼキさんとで契約すべきで、村はかかわる必要がない」と申し上げたつもりですよ。しかしながら、16日後の20日に全員協議会をまた要請して、今度は我々の都合も聞かず、向こうの都合でもって協議会を開催し、そして説明をさせたんじゃないですか。そしてさらにまた、この前、我々議会運営委員会、今回の議会日程の協議内容に、議会中に第3回目の協議会を開催するって、そういうことまで盛り込んで、我々ども議員ではねつけたけれども、そういうことをやる。これは、村長、さっき私は質問で、あなた真意を述べていないと私追及しているんですよ、真意を述べていないんですよ。村長はあくまでもやるつもりなんですか、やらないんですか。我々議員が反対してもやるということな

んですか。そこら辺、はっきりしてください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今の武久議員の言ったお話は、理解の仕方の違いということで考えていただければと思います。

まず、あそこを4,500万なんていう話は、ただ、4,500万という話が出たのは、恐らく今の建物の評価価格が4,500万なんですね。ですから、その辺と聞き違いになったのではないかと思います。私は4,500万で買うのは全然ありませんから、ですから、評価額がそういうお話をさせていただきました。ですから、建物は結構です。あと2,000万で、鮫川で今いろいろ事情がありまして、オーゼキさんは5年後ぐらいしかお譲りできないんですね。村で借りるしかないんですよ。ですから、恐らく5年後には、その価格を2,000万提示すれば、その価格でオーゼキさんは譲ってくれるでしょうが、今の時点で村に移譲をする場合、移転するわけにはいかない、権利を。買うことはできない品物です。こうなんですから、ただ、村が入らないと、ヒューマニティ財団さんは、決して安心できる、オーゼキさんの話では、まだまだ形の見えない財団でありますから、特に内容をお聞きしたところ、決して、私も不安な思いでいっぱい、これは事実です。不安な思いでいっぱいですので、ヒューマニティ財団に私はお貸しすることは、とても無益です。村が入ってさえいただければ、村のお許しがいただけるならば、私はそれはそれでやむを得ないでしょう、お手伝いになるから、それは協力しますよ、そういう考えでは帰っていただいたということです。その辺、ご理解いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） ヒューマニティ財団は、実は去年4月に開設したんだよね。それで、貸借対照表も損益計算書も我々に提示していないよね。どんな経営をしているのか全然わからない。この前来たのは女性3人だね。それと清水国明さんともう1人、何と行ったかな。その3人から説明を受けた状態では、「私らはお金がありません。お金がありませんから、しかし、社会福祉のため」、犬・猫の老人ホームですね、養護施設。格好よく言っているけれども、そういうものね。そしてまた、村長が2,500万は建物評価と言うけれども、あそこの建物に犬・猫を入れて、5年も置いて、さっきオーゼキの社長が心配して、とんずらするよ、破綻するよと。そういうもの、逃げていった後、あの建物を解体するのに幾らかかると思うんですか。2,500万以上かかるんでしょう。だから、それを私は言っているんですよ。

村長は本当に、さっき1番で言っていたけれども、鮫川村ね、不動産業みたいなことを始

まる、みんな言っていますよ、ほかのところ。村長、そんなにあれを求めたかったらば、自分の財源で求めたらいいでしょう。村長何期やったんだ、もう2期やって、私はもうついでだから言いますけれども、この前、本宮市長選ありましたね、その3人の候補の中で、首長の一時退職金、4年に一遍もらえるわね。半分は、どのくらいかわからないけれども、私、総務課に行けば総務課長わからないと言うんだよね。一時退職金、半分は共済積立金で積んでいると思うんだけど、あとの半分は、我々税金から多分支給されるはずですよ。村長、差し支えなかったら、幾らもらっているか言ってください、2回も実績あるんだから。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私は、金は余り見ていないんで、通帳に入っているから、通帳を確認したらわかりますけれども、全然そういう幾らもらっているかという記憶はありません。恐らく1,000万円単位だと思いますけれども、1,000万円ぐらいだね。それ以上は恐らくつかないと思います。

あと、今、せっかく立ったついでですから、もう一つ何か言おうとしていたの、何だったべ。

〔「いいです」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 大体1,000万円ぐらいです。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） このヒューマニズムについては、我々は決して、村長のやることを真っ向からね、ただ、我々が常に言っているように、村民が果たしてのれるかという、そして、このような事業を持ちこむというような今状態じゃないですよ、鮫川村。さっきも工場がなくなる、働く場所もなくなる、所得もなくなる、鮫川から出て行きたくとも、よそへ行けばまた金がかかる、住むところもない、そういう状態、そういう中で住民を守るという立場なら、やはりもう少し住民の声、それをよく尊重しなくちゃならないと思うんですよ。同僚議員だって、ほとんどこんなものはやっている場合じゃないというふうな考えを持っているんですよ。村長が提案したからって、みんなが賛成というわけにはいかないですよ。これは、大体、村長あなたはね、本当にすばらしい能力を持っているんだから、そういう話が来た時点でもって判断できたはずですよ。こんなものを今やっているところじゃないんだと。これは、本当にちょっと真意を疑いたくなるような問題ですよ。

このことは、これからまた3回目の協議会にかけるんだか、かけないかわからないけれども、本当にそれ以前にもっと村民の生活を守るような対応策、まして鮫川なんか、民生員の

世話になっている人がどんどんふえているんですよ、今。そういうこともよく考えて、行政執行をしていただきたいというふうに考えております。

ヒューマニティンに対しては、一応この辺で終わりたいと思います。

次に、3点目、村長の進退について。

大楽村政3期を残すところ5カ月弱、当然、進退については決意されていると思われま。4期目挑戦なさるか、されないとすれば後継者などを考えておられるかをお聞かせ願います。

○議長（前田三郎君） 村長、大楽勝弘君に答弁を求めます。

村長、大楽勝弘君。

〔村長 大楽勝弘君 登壇〕

○村長（大楽勝弘君） 11番、前田議員の3点目の質問であります。

私の進退についての質問であります、今ほどのヒューマニティン財団の件で、答弁漏れがありましたので、お許しをいただければお話しさせていただきます。

まず、解体の件であります、議員ご指摘のとおり、恐らく2,000万、3,000万かかると思っています。私がヒューマニティン財団にお貸しするときには、あの解体費用は全て更地にして返してもら、こういったことを提案させていただきました。それで、あともう一つは、あそこに、オーゼキにかわる企業が来られるような状態かな、経済環境かなと考えたときに、ああいった、福島県が被災している、こんな村だからこそお手伝いできる事業ではないかという思いもあります。決して、余り無理したあるいは将来を示した事業でも、私はないと思っていますので、ご協力を、ご理解をいただきたいと思ひます。

それでは、3点目の私の進退についてであります、私、前回は星議員の12月定例会ですが、ここでもお答えしましたが、当時はまだ残された期間が8カ月ありました。今度は5カ月であります。この5カ月をしっかりと務めさせていただきたいと思ひます。この1年、1期1期、4年間が私に与えられた責務だと考えております。

そして、今ほどの質問の中で後継者指名というお話がありますが、私は後継者指名など全くする気もありません。これは、私の後継者は村民が選ぶべきであります。誰に譲れ、彼に譲れ、そういうお話はまだ誰からも来ておりませんし、そういう思いはさっぱりありません。できれば、30代、40代の夢を持ったそんな青年が、ぜひ村のためにお力をいただきたい、そういう思いでありますことだけは、お伝え申し上げます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、村長の就任時は、私もちょうど村が自立する最大の危機、合併しない村というようなことで、村長を私は推薦した一人であります。しかしながら、当時の議員である。先ほど言ったように、私は村長が道を誤らない村政を執行するように監視する義務があるんですね、責任がある。だから、我々、村長に提案されたものよしあしをよく考えて、本当に村民のためになるか、やはり村民第一主義でやらずにやらないということでもって、その議決したものを村長が間違いなく執行されるかどうか、それもちゃんと確認をする責任がある、そういった立場で今までやってきたわけなんです、村長、さっきあと5カ月間だけしっかりやると。しっかりやるためには答弁になっていないですよ。やるかやらないかということを私質問しているんですから、その辺もきちんと。

前回、12月定例会に星君がやった、そのときにはまだ間があった。まだ半年ぐらいあった。しかしながら、村長も3期目の村政に携わってきて、それで後継者が出るか出ないかわからない。そういったときに現職がはっきりしない。5カ月あるからって、5カ月というのはもうたちまちですよ。その意思決定もできないはずはないですよ、責任ある村長ならばね。

私も何回かやっているから、できれば村長に出てみっかなという気持ちは持ったこともありますが、今、村長に言ったように、これは間違っただけで私が村長になっても、年ではや、すぐくたばっちゃうからね。そんな村長になっても、これは、1期目は大楽村長の政策を2年間引き継ぐような感じになっちゃうからね。すると、あと2年間では何もできないのね。それならば、村長が言ったように、若い、3期くらい続くような、自分の政策を実現できるような村長を擁立したいと思うんですよ。それにも、早く村長が決断しないと、4期やるのであればまた別ですよ。やらないとすれば、はっきりここで述べるのが村長の責務だと思うんですよ。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大楽勝弘君） 11番、前田議員の、私の進退を明らかにしろという攻めでありますが、大変厳しい攻めです。私には仲間がおります。特に町村長の仲間です。意欲を持って3期目に当たろう、4期目に当たろうという首長さんがおります。こういった人に水を差すようなことがあってはならないと私は思っています。もちろん、こんな言い方では何だという、半分ぐらい思う気持ちがあるでしょうが、私の口からはまだ、4月の皆さんの選挙が終わった直後になれば意思表示できますが、今はまだご理解いただきたいと思っております。

特に、私は現職ですから、1カ月もあれば、私自身は選挙活動できると思っております。新しい候補者は、もちろん議員皆さん、資格、権利があるわけですから、今から議員なんか出ない

で、どうぞ首長に立候補していただければ、いや、前田さんに言っては、前田さんはお年ですからいいと思います。私は若い人がそういった希望を持って、私は議員から生まれた村長です。皆さん一人一人がそういった資格があると思います。皆さんすばらしい人だと私は思っております。ですが、皆さん以上に、若い人方がぜひ、そういった方に応援したいなど、そういう思いでもおります。大変厳しい質問にこういった回答で申しわけありませんが、この辺でお許しをいただければと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 同じ首長仲間に影響するとかいうような答弁であります。よその首長に別にこだわる必要はないと思うんですよね、村の長なんですからね。まして3期も無競争で村民の負託を受けた村長が、これは本当に感謝の気持ちを込めて、表明すべきですよ、やるかやらないか。これは決して、そのような心遣いはする必要はないと思うんですよね。

1カ月ぐらいあれば出られる、これは誰もわかります。わかりますけれども、残された4カ月のうち、1カ月ぐらいで村長が表明して、あと出ようとしている3カ月の人の立場というものも考えてやらなくちゃならないというふうに私は思うんですよね。それと、今、村長が明らかにした、やはり後継者は若い方がいい、後継者が出る場合には。そうすると、60や70になった人は、後継者としてはふさわしくないという考えは間違いありません。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私の後継者として、60、70の人を選ぶ気は全くございません。自分は別だよ。

○11番（前田武久君） いや、60とかなんかの人は考えてないという、それはちゃんとはっきり言ってくださいよ。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） おっしゃるとおりです。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 前回12月には、同僚議員にも、12月はやっても反応がないぞということを申し上げておったんですが、まだ4カ月になっても真意を明らかにできないということは、ちょっと村民として期待外れという、私も質問した効果がなかったというふうに思いますけれども、今、最後に言われた村長の、自分の後継者ではないけれども、自分が望むのはそういう若い人、そういう人に託したいというような答弁を信じまして、私の一般質問を

終わりたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

◇ 前 田 雅 秀 君

○議長（前田三郎君） 3番、前田雅秀君。

〔3番 前田雅秀君 登壇〕

○3番（前田雅秀君） 第1回の3月定例会において一般質問を3番前田が行います。

平成27年度の6次産業化に向けた取り組みについて。

東日本大震災から4年が過ぎようとしております。局面が刻々と変わる中で、解決しなければならない課題が次々とあらわれております。当鮫川村も、人口減少、高齢化など、まことに厳しい状況のもとで、第4次振興計画に基づく新たな10年が始まろうとしており、この間に、社会基盤、産業基盤など村を支えるシステムを強固なものに再構築していかなければならないと思っております。

さて、鮫川村はこれまで「豊かな土づくりセンター」及び「手・まめ・館」を核として、有機型農業や生産、加工、製造、販売システム一体化の推進に努めてまいりました。地域の農産物を活用し、地域に新しい新たな産業を創出し、農業所得の向上や雇用の増大といった地域経済の活性化を図る、いわゆる6次産業化であります。これらの取り組みは、一定程度の実績を上げていると評価しておるところでございます。

昨年度の第3次振興計画点検評価報告では、特別栽培農産物の栽培やブランド化及び生産者と消費者との交流機会等々が評価CまたはEとなっており、村の6次産業化を推進する上で、極めて重要な諸事業がこのような評価であることは非常に残念であります。

そこで、平成27年度において、これらの事業にさらに重点的に取り組む必要があると考えますが、新年度の事業内容を村当局の積極的な姿勢を含めてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、前田雅秀議員の一般質問にお答えを申し上げます。

議員ご承知のとおり、第3次振興計画につきましては、本年度が10カ年計画の最終年度に当たります。現在、第4次の振興計画策定に向けて検討委員会が開催されているところであります。この第4次振興計画策定を行うに当たり、前段として平成25年度に現行プログラム

の点検・評価を行っております。結果報告を村のホームページなどへの掲載など、公表しているところであります。

評価報告書の中で、第1章「農村の再生」の評価結果に関しましては、ご意見を頂戴いただいております。第1節「環境と健康を食べる」の節においては、地産地消、食の安全、食の教育、職業おこしに関する施策で構成されており、地産地消プログラムの評価として、直売所、「手・まめ・館」の開設により農業の6次産業化の実践、生産者の生きがい、健康づくり、大豆等の商品開発の施策においては、前田議員申し出の同様に100%の達成率として高く評価をいただいております。この点につきましてはご理解をお願いしたいと思います。

しかしながら、有機農業の取り組みを進める上で、あかしとなる特別栽培農産物の認証件数が伸びなかったことや、農産物等のブランド化は効率的には十分とはいかず、継続的な課題として辛口の評価をいただいたというところであります。また、食の教育プログラム関連では、スローフードパーティー、アイデア料理コンテストの開催により、村内食材を用いた郷土料理としまして、食への意識向上や学校給食センターによる児童と生産者の給食交流会が実現していますが、生産者と消費者の交流の機会や場としては、まだまだ少ないものと評価を行ったものでございます。

次に、前田議員お尋ねの、生産、加工、販売までの農業の6次産業化を重点とした、平成27年度の事業内容についてであります。

本村の大きなテーマは「まめで達者な村づくり」「有機農業による循環型農業」の2つであると考えています。このテーマを十分に回していくためには、地産地消、農業の6次産業化、ブランド化の推進など、持続発展させていく取り組みが重要であると考えられます。27年度は、これら実現に向けて、生産者が安心して野菜づくりに取り組めるように技術指導員の設置を行い、生産者への技術指導、経営支援活動の推進を図っていききたいと思います。

次には、本村に適した主要作物を導入・模索するには、農産物の特別栽培認証の普及拡大と消費者へのPR活動を進めて、生産性、所得向上につながるように、仕組みづくりの検討であります。

次には、堆肥センターの製品である「ゆうきくん」の利用拡大とあわせまして、施設設計の構築を進め、有機農業を展開しつつ農産物の差別化、ブランド化の確立、ゆうきくん認証申請の実施を行いたいと思っております。

次には、新たな商品開発に向けた、有識者等の活用と組織体制の構築、旬の野菜の過剰品を用いた加工品づくりの模索であります。旬の時期には、キュウリとかたくさんできちゅう

んですね、これをいかに加工して商品価値を高めるかというのも、これは前から検討していたんですけども、なかなかそういった知恵がなく、指導を受けて加工品づくりに、ことしは目指したいという思いであります。

次には、地産地消の拡大、商品戦略、人脈等による販売活動、これらは地域おこし協力隊員の指導を得ながらやっていこうということを目指して取り組む所存でありますので、議員の皆さん方のご協力をお願い申し上げ、前田議員への説明とかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 3番、前田君。

○3番（前田雅秀君） 3番、前田です。

村長がお答えのように、ブランド化についてでございます。それは鮫川の農産物が、全体的なブランド化にされたほうが良いと考えます。今、申されたように、堆肥を活用した、または「ゆうきくん」という名前を活用した特別栽培農産物をPRされていくのかという思いがあります。

そしてまた、先ほど同僚議員の武久議員が言われましたように、「手・まめ・館」についてでございますが、平成17年11月に開設されて以来、情報発信の拠点としてはすばらしい活躍をもって発信されたと思います。その中で、やはり村長が先ほど答えられたように、振興公社設立についてでございますが、答弁の中で、生産性が上がったならば振興公社設立をするんだよというような答弁がございました。生産性をどのようにしたら上がると思われませんか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 前田議員の再質問であります、まず最初のブランド化であります、これは常々申し上げておりますように、鮫川村、高地にあるわけです。自分らが汚さなければ汚れない土地、そして、空気、水があるわけです。これを上手に利用した後は差別化を図ろうで、始まったのが有機農業です。人に優しい、健康に優しい有機農業で、平場の人と違った物のつくり方をやってみようということでもあります。

ただ、有機農業というのは、いろいろ厳しいんですね、検査が。それで、今取り組んでいるのがエコファーマー農業です。有機農業に取り組んでいる農家は鮫川で10戸ぐらいです。10戸の農家は既にもう有機農業ができるという状態であります。お米なんか有機米で売っています。農薬あるいは化学肥料を使わなくなってから10年なんですね。あと正式に本当にやかましく言うと、水がだめなんですよ。上の田んぼで農薬を使った水が入ってきちゃだめなんですけども、そういうちょっと濁っているとだめなんです。そのぐらい難しいんで

すけれども、エコファーマーの農家は現実に鮫川村はふえております。あと有機栽培の農家は10戸ぐらいです。この有機栽培の農家は、私食べてみても味の違いがわかります。こういった野菜が多くなれば、ただ、堆肥センターができたばかりです。今言ったことに10年かかるんですね、農薬、化学肥料を使わなくなってから。ですから、まだ息の長い話です。

私は、西野のグラウンド、あれを屋内運動施設と思って考えていたんですけども、これが皆様の協議会に諮ったところ、余り西の外れだべと。もっと中心ということで否決になりました。否決になったというか、議案に出していないから、皆さんの相談の中で決めさせていただいた事項であります。あそこにどうだべなって、特老の建設なんか。これは村の施設でなくて、特老を村で建てて、そこに入ってもらうのはみんな都会の人ばかり、都会の人にお貸しする。そういったところで、鮫川の農業をもうちょっと知ってもらおう、こんな都会をどこに見つけるか、都市住民をとということで、今、北区の食生活改善推進員と結構親しく交流しているんです。この北区の区長さんあたりをお願いして、「どうだべな、鮫川村に土地はいっぱいある、こういう老人ホームをつくったら」、そんなお願いを、だんだんにはしてみようかと思いますが、まだ早いです。まだ、有機野菜、有機なお米を提供する状態ではありません。あと5年ぐらいかかると思います。こういった中で、あの食生活改善推進委員の人と交流して行って、今は大分鮫川を気に入ってもらっています。3年ほどになります。今度は田んぼをつくってみたいというお話もあります。こういったことで、平場とは差別化できる農業を、村全体で取り組めるのではないかという思いが1つはあります。

もう1つは振興公社ですが、これは採算に合うか合わないかというのは、あの直売所が独立できて、村側の一般会計からの繰出金がなくても、自立できるかできないかということです。今、順調に堆肥センターの堆肥も回転しています。ただ、回転していますけれども、実際にはトン5,000円の堆肥を3,000円でお分けしているんですね。これは東電からの賠償金もありますけれども、こういった東電の賠償金は直接皆様にはお知らせしないで、これはある企業を通じて回ってきているんですけども、500万入りました。こういったことがありますから3,000円でお分けできるんですけども、この事業が、堆肥センターの回転がもう少しスムーズにいくと、堆肥センターも独立採算できる事業所になります。今のところ、畜産農家にもトン250円、半分で減免しています。実際にはトン500円欲しいんですけども、申し込んだ農家には250円を預かって加工しているということです。こういった、非常に畜産農業の振興、そしてそうでない農家へも堆肥の供給、こういった循環型農業を目指しながら、少しは村からお手伝いしながら、大きくなっていこうという思いでありますので、その辺、

ご理解とご判断いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 3番、前田君。

○3番（前田雅秀君） 3番、前田です。

今、村長が答弁されたように、北区のほうからオファーがあって老人ホームをつくりたいというようなことがあれば、受けたいというような答弁がございました。今、東京都内では土地が高いということで、ほかの地区にホームを建ててそれを実行されているところがあるみたいで、その中で鮫川にも、そういうホームが来られたらばすばらしいのかなというような思いでございます。

今、村長は、結局一番最初から、まめで達者な村づくりということで、「ふくいぶき」をつくっております。私のほうはまだ豆はつくったことはないんですが、なかなか栽培しにくい豆だと聞いております。そういう中で、イソフラボンが高い品種でございます。それらを前面に押し出して、それも売りにされたほうが、納豆とか豆腐とか、それなりにネーミングをされたり、そういう売り方もあるのではないかと思います。納豆とかね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、前田議員のもう少し売り方に工夫をしろというお話であります。議員のおっしゃるとおり、イソフラボンが通常の1.5倍多く含まれているんです。ですから、この辺は売りには出しているんですけども、なかなかそのイソフラボンの役目を理解している皆さんが少ないのか、一応売りには出しているんですよ、通常より1.5倍いいんですよというふうには。

ただ、これはちょっと危篤状態です。今、「ふくいぶき」という原種が福島県ないそうです。今、「手・まめ・館」では困って、村の種をまた引き続き、ことし27年産ぐらいはあるんですけども、28年度は作りかえしになっちゃいますかね。だから、種を更新する際にイソフラボンが高い「ふくいぶき」でなくなったらどうするのと、かわりの品種を今探しているところです。こういった心配があります。豆は、どうしても大豆栽培というのは連作障害の出やすい作物で、そして品種改良もなかなか進まないんです。栽培種が少ないんです。その辺、いろいろと工夫して、また農家の皆さんの所得の収入につながるような品種を開発しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 3番、前田君。

○3番（前田雅秀君） 村の給食に使っております特栽培米ですか、今回はコシヒカリにかえたというようなことを伺っております。これはもう、やはりなかなか栽培者としては難しい

ところでございます。そういう部分をやはり宣伝として売りに出しながら、「手・まめ・館」などで売っていただければよろしいのかなと思います。

以上をもちまして、3番、前田の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで、5分間休憩します。

（午後 3時44分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時50分）

◇ 山形郁夫君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

9番、山形郁夫君。

〔9番 山形郁夫君 登壇〕

○9番（山形郁夫君） 私は、平成27年第1回3月村議会定例会において、2点一般質問を申し上げます。

まず第1点になりますけれども、地域おこし協力隊についてでございます。

総務費、総務管理費、企画費として地域おこし協力隊2人について報酬として398万4,000円を予算化されておりますが、現在までの活動状況と今後についてをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、山形郁夫議員の1つ目のご質問にお答えを申し上げます。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において地域外の人材を積極的に誘致しその定住・定着を図ることで、意欲のある都市住民のニーズに応えながら地域でこの維持強化を図っていくことを目的とする取り組みであります。

具体的には、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上農林漁業の応援、水源の汚染監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事をしていただきながら当該地域への定住・定着を図っていくものであります。

この取り組みに対する財政支援として、隊員の活動として1人当たり最大で年に400万円

が特別交付税で措置されています。400万円のうち隊員の報償費等が上限200万円、その他の経費が上限200万円となっています。なお、地域おこし協力隊員として活動のできるのは最長で3年間です。隊員は地域協力活動に従事することになりますが、この活動の中身は各地域の実情に応じて各自治体が自主的に決定することになっています。さまざまな地域協力活動に従事をしていただきながら、その地域に定住・定着を図ることが地域おこし協力隊の目的です。平成25年度の実績では、全国の318の自治体で978人の隊員が活動しています。ですから、1自治体で3人平均です。318の自治体で978人の隊員です。

村では農業の6次産業化、特産品開発に関する活動、「手・まめ・館」の加工品製造・販売・営業に関する活動などに従事してもらうことを目的に、平成25年10月に隊員を募集し、現在古殿町出身の岡部良典さんと広島県出身の高野大助さんの2名が活動しております。

これまでの活動状況ですが、岡部隊員は直売所での販売や店舗管理を中心に活動しています。商品の安全性に関する情報を提供したり、商品のPOP広告を作成したり、販売している食材を使った料理のレシピを作成したり、そこに村外からのお客様のために館内の案内表札や同案内用の地図を掲出するなど、お客様にとってわかりやすく買いやすい直売所になるよう心配りをしながら日々努力しています。そのほか「手・まめ・館」のホームページの更新管理やスタンプカードの作成、季節や旬に合わせました販売促進の企画立案やチラシの作成などもしています。販売促進用ツールとして、「手・まめ・館」のパンフレット、ポスター、のぼり、ギフトシール、セルシール、包装紙など日用品のコードの企画・製作をしています。

また、高野大助隊員は、「手・まめ・館」の加工品の製造を中心に活動しています。着任してから1年になりますが、みそ、豆腐、納豆、豆菓子、惣菜など一通りの技術を身につけました。新商品の開発にも取り組み、原料の一部に鮫川村産の米粉ときな粉を使った生姜と葛湯の商品開発を行いました。保健所の許可も取り、2月18日から「手・まめ・館」で販売しています。この商品は、周りの人の意見を聞きながら何度も試作を繰り返し、完成したものであります。「手・まめ・館」でお客様に試飲をしてもらったり、ひだまり荘を訪問して利用者と交流しながら試飲してもらったりして完成をしたそうです。

なお、高野隊員の日々の活動状況につきましては、「手・まめ・館」のホームページにある活動日記というブログで随時情報を発信しております。今後は、大豆や「じゅうねん」など鮫川村で生産されたものをメインに使った商品の開発と、「手・まめ・館」の商品の販路の拡大に取り組んでいただきたいと思います。

また、「手・まめ・館」で売っていますきな粉はお湯に溶けやすい特殊なきな粉ですが、現在は村でとれた大豆を愛知県の工場に送ってきな粉に加工してもらっていますが、「手・まめ・館」のオープンから10年となるので、今後は村できな粉に加工できるようにすることも必要だと考えています。そのための研究や技術の習得もしてもらいたいと思っています。この加工について、高野君にお願いしているところであります。岡部君も本気でやる気でいますから、楽しみであります。

このたび、この2人のほかに先ほど申しあげましたように新たに地域おこし協力隊員を募集しました。空き家対策と農家民宿を核としたグリーンツーリズム、交流事業に取り組むことが主な業務です。4月からは新しい隊員も加わり、さらに村に活気が湧いてくるような活動をしてもらいたいと期待しています。先ほども申しあげましたように、女性隊員と男性隊員です。また、役場内に緑の協力隊員を含めた協力隊員同士や、村民との意見交換が気軽にでき協力隊の拠点となるスペースを設けられないかを検討しているところであります。

今後地域おこし協力隊の活用につきましては、村づくりに貢献できる能力の高い人材、学校教育、生涯教育関係の人材等も雇用しながら、引き続き登用していきたいと考えています。また、村に残り働きたい意向のある優秀な協力隊員については、地方創生事業などを活用していろいろな面で活躍できるような仕組みづくりや、村で仕事を始めたい協力隊員の資本などを検討し、村の雇用創出や人材の定着を図ってまいりたいと考えています。

また、地方創生事業の地方総合戦略の中で、村出身の若者が都会で培った能力を村づくりに試すことができる、鮫川おこし協力隊制度のようなものを立ち上げて、一旦都会に出て行った若者にふるさとに戻るきっかけを提供し、仕事づくりができる経営能力のある若者には事業の創業、NPO設立などの支援をして、村出身の若者のふるさと回帰促進も検討していきたいと考えています。

以上で、9番、山形郁夫議員の最初の質問にお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 協力隊の中身に関しては私も常々心配しておりましたけれども、やはり単年度の補助事業として、ただ単純に、要するに事業を消化するというだけでなく、今後に結びつくようなやはり事業というのは必要かと思えます。そういった意味で、今回の質問の中で、単年度で終わらせないで計画することが最大の効果を生むことではないかと、そういうふうに思っております。

なお、村長の答弁の中にありましたけれども、2人ほどプラスでまた新しい隊員が来ると

ということで、これは大変私が思っているところで望ましいところだと、改めて痛感しております。いろいろな、現在役場と地域おこし協力隊がどういう形でコラボしているのか、あとどこを拠点に要するに室として構えているのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 役場の中では、企画が窓口になっております。そして居住しているのは高野君と岡部君、岡部君は鈴野屋さんのあれかな、そして高野君が西野の酒垂の元定住促進住宅で教員住宅、それを拠点として活躍していただいております。内容は先ほど申し上げたとおりであります。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） そうしますと、地域の人たちとのかかわり合い、あとは村の職員との要するにコミュニケーションの取り方が少し希薄ではないかという感じがします。それは、村民の方々からのお話として、やはり地域おこし協力隊の姿が全村の中で見受けられないということが、危惧されている住民の方々のございます。私はこの部分を活性化するためには、彼らは他町村から来ておりますから、活性化戦略室というようなオープンな施設をやはり設置してそこで村民の意見を聞く、そしてあとは「手・まめ・館」全ての製品に関する戦略をとるような、一つのポジションが必要ではないかと思っております。それで、今までは企画調整とか農林課という形での、要するに各課のある程度の垣根があったと思うんですよ。やはりそれを取り外した、戦略室的なそういったポジションが必要ではないかと思っておりますけれども、村長にその件に関して伺いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 地域おこし協力隊は緑の協力隊とはまた違いまして、緑の協力隊の遠藤君は富田にお住まいなんですけれども、村中を駆けめぐって1年間で研修をしております。今度岡部君と、もう一人の高野君は3年間やるということですね。ですから、1年目をお願いしたのは地域との交流でなくて、まず最初に村でどういうことをやっているかを見てもらう、村の産品を確認してもらう、それで2年目にはそれを自分なりに加工してもらう、そして3年目には売り出してもらう、そんな思いでやっております。

もちろん地域の皆さんとコミュニケーションをとる、職員とのコミュニティーの場もつくる、それもいい提案だと思いますので、そんなコミュニケーションの中から新しい商品の開発なんかも生まれるのではないかという思いもあります。こういったことで、ことしはそういった4人体制になります。もちろん、緑の協力隊もまた新しい女性の方が来るそうです。

5人になります。こういった部屋で交流会を設けたり、皆さんとの交流ができればということで提案をさせていただいております。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 私は、さっき同僚議員の質問の中であったと思うんですけども、しょうゆ、そして、みその問題がありますよね。そういった問題で企画立案して商品化するというのが地域おこし協力隊の岡部君、高野君ということであれば、やはり村内一円のまず消費者、その人たちのまず声を聞く。そこから、嗜好品でありますから好みがありますよね。しょうゆにしてもみそにしても、昔からやっぱり使ってきたことに関してはなかなか垣根を取り払うことができないという状況にありますよ。そういった意味で、やはり企画立案、そして商品化するという事は、まず村民の声を聞いたりして、そしてそれを商品化することが私は大切なのではないかと考えておりますので、その辺のところを村長もう一回。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 山形議員のお話のとおりだと思います。まず敵を攻める前に、味方から重ねていかなければならないと考えております。特に鮫川村は、私は当初は、みそは村内で20トン消費できる。ですから、それほど大げさに売りに出さなくても村内のみんなに食べてもらえばいいんだという思いでございましたが、今消費量がせいぜい村内で10トンぐらいなんです。ですから外に攻撃しないと余ってしまう、売れ残ってしまう、そういった状況でありますので、新しい商品開発化、いいものを安く売る努力や研究は欠かせないものと考えております。もちろん、村内で消費するだけだからそれほどしなくてもいいのかという思いはあります。この辺気をつけて、ただ、みその場合にはとてもおいしかったのを、今でもおいしいと思っているんですけど、今そうでない指摘をきょう受けましたので、その辺は改めて確認をさせていただいて、安心でおいしいみそを供給できるように努めてまいりたいと思います。おしょうゆもそうです。もう一度確認させていただきながら、ふるさとおこし協力隊員、鮫川村の人はどうなんだ、村内のお客さんの嗜好はどうなんだ、この辺確かに重要だと思いますので参考にさせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） せんだって、特産品開発組合での「えごま油」の商業が入ったところ、全て完売という、そういう結果になりましたよね。そういう意味で、例えばしょうゆもこだわりがあつてつくっているという、自画自賛じゃなくて、やはり対外的にパッケージ含めて総体的にやはりお客様のニーズに応えられるような、そういったしょうゆの販売

の仕方、しょうゆも今、ちょいがけというしょうゆがあるんですよ。要するに、しょうゆ器に入れてそして使うんじゃないくて、1滴、2滴とぼつと、こういうふうにやることによってやはりお客さんのニーズに応える、今どきの若者は酢でもポン酢でもちょいがけなんですよ。そういった形で、ある程度商品化するというのも大切な部分ではないかと思えます。

そういった意味で、岡部君、高野君、彼らはスーパーのバイヤーとして培ってきたノウハウがあると思うんですよ。そういった部分を、やはりもう一步踏み込んで積極的にやっていただけることを希望いたしまして、この第1番目の質問に対しては終わりたいと思います。

続きまして2点目でありますけれども、国道289号線の整備についてであります。

国道289号線の渡瀬バイパスとしての現在の進捗状況と整備完了の見通しと沿線の活性化についてを伺いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、山形議員の2つ目の質問であります国道289の整備についてお答えを申し上げます。

国道289号線は、新潟県燕市から福島県いわき市までをつなぐ幹線道路であります。新潟県、福島県の両県はもとより、東北及び北陸地方の産業・経済・文化交流や救急時の搬送強化など、生活環境の改善を図るためにも極めて重要な役割を持つ路線であります。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災のときには、県道いわき・石川線のいわき市才鉢地内で大規模な災害が発生し、長期間通行どめになりました。その際には、国道289号線が迂回路路線として重要な役割を果たしたところでもあります。今この震災以降、289号線は命の道路としてとても見直されて、県のほうでも大事な路線だということで県民の生命を預かる路線だという思いが強いようであります。

ご質問の289号線渡瀬バイパスの工事については、福島県県南建設事務所を所管し事業を進めているところであります。先日、3月5日の県議会での立原県議の質問での内容が、新聞2本、民報新聞、民友新聞に掲載されました。あの当時であります、3年後の30年の前半を目途として今改良工事に進んでいるという説明でありました。渡瀬バイパスは1工区から3工区に分かれております。渡瀬字中ノ町地内の交差点から関下地内までを第1工区、関口地内から村道関下・関口線を通り、鹿角平観光牧場の東側を通る林道関口・鹿角平線と、村道姿平・鹿角平線の一部を通り国道349の姿平地内に接続するまでが2工区です。あとそ

の先は、349姿平地内から青生野小学校までの区間を第3工区、この3つの工区と今分けて工事をしております。

工事の進捗状況ですが、確認したところ、ことしは1工区の起点側の橋梁工に着手し、残る区間につきましても工事着手に向けて調査設計、用地補償を進めているところであり、今ほど申しあげました平成30年前半開業に向けて努めてまいりますという回答がありました。

村では、国道289号線渡瀬バイパスが整備されることにより、鹿角平観光牧場に県内外からの集客が見込めるとともに、県道の狭隘や急カーブの危険箇所が解消されることにより交通の安全確保が期待されます。今後も、国道289号改良につきましても、事業調整会議や、国道289号線の建設規制同盟会なども年1回あるんですね。東京であるんですけども、あらゆる機会を捉え早期完成に向け要望活動に取り組んでまいりますので、議員のご理解とご協力をお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 私も、先日県議の質問の中でも、情報公開されて大変嬉しく安心とおもっておりました。

それで、村長は常にきれいな村づくりを提唱して、そして不法投棄監視という形でかなり村内一円をきれいにするというテーマのもとにやってきたはずですよ。それで私はこの289号線の沿線で、やはり村としてきれいな村づくりを提唱する観点から、鮫川工場跡あるいは田んぼか畑か何かわかりませんが、その辺の浄化をこの機会にやはりするべきではないかと思っておりますけれども、現状的にできるかできないかその辺のところは、今、村長どう考えているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今9番、山形議員のご指摘の、鮫川総合開発の跡地ではありますが、あそこは地権者が今いわき市の人になったんです。いろいろとお願いはしているんですけども、なかなか県の代執行までは至らないんです。国道にかかれば言えると思ったんですけども、国道にも余りかからないようで、かするぐらいで行っているそうです。ですが、あれは極めて景観も損ねますし、いろいろな面で危険も伴います。また県議等にさらなるお願いをし、県の代執行で整備してもらいような要望活動を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） そうしますと、あそこの地目は何になっていらっしゃるんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 地目は、恐らく田んぼではないから雑地でしょうね。正確な……

〔「調べないと」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） わからないよね。だけど、田んぼにああいったワイヤー、恐らく雑地に転用してからああいった残土、廃材を置いたと思います。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 雑地とすれば、例えば除染作業ありましたよね。それで、その除染作業の一部の中に組み入れられなかったのかどうか、その辺は無理だったんでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 除染作業が入ったものを、今度は除染作業は文科省でお話しされたのは住居の周りの20メートルです。生活している人の環境を優先に除染するというので、0.23を通常はという線量のご家庭の周囲の除染をしたということでもあります。ですから、あそこは住居には該当しないということでもありますので、その辺除染にはとても無理なお話があります。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 20メートルとすればそれはしようがないでしょうけれども、それと別にあわせて、30年までに整備されるということでもありますけれども、その後、村としては活性化、例えば直売所とか、私もあの沿線に暮らしておりますと、やはり現在あそこを往来する人が一番不自由しているのはトイレなんですよね。トイレで、たまたま私どものほうに来てお願ひしますということで、かなりの人たちがやはりトイレ利用としてうちのほうに来るんですけれども、やはりそういった部分も含めて積極的に、完成になる前でもいいですからやはりそういった構想を練り上げておく必要があると思うんですけれども、トイレだとすると例えば直売所とかそういうような将来の予想ができるかどうか、その辺村長にちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 直売所とかドライブインみたいな形で、あの国道沿いにできてもらうのが一番ありがたいんですけれども、これが地域の皆さんの経済活動ですから、こういった声があった場合にはぜひ公衆トイレは村のほうで整備してあげたいなという思いでありますので、ぜひ山形商店あたりで国道脇に出店していただければと思いますし、岡部議員なども皆さんで今「あさひファーム」という企業を立ち上げました。そういったところで、ぜひあの鹿角平、あそこはお客さん来ると思いますよね。直売所あるいは売店、そういった皆さん

の協力があれば、ぜひ村でトイレを設置し、管理は皆さんにお願いする、そんな形で皆さんの商売をお助けしたり利用者の利便を図ってこれはいかなければならない。この道路沿いにトイレがあれば、本当に皆さん寄りたと思います。各地方ではそれぞれセブンイレブンとか、安全性を集めるんですね。本当に鮫川に来るとトイレがないと小言を私はもらいます。鮫川村の通行者には本当に申しわけないと思っているんですけども、この辺は皆さん一緒に考えながら、トイレのあるところを明記して利用者に不安、不便を与えないような環境づくりも、景観の村づくりばかりじゃないですね。私もトイレの少なさはいつも痛感しております。こういったことで、皆さんの意欲的な商業の展開でぜひ村でも協力させてもらいたいということをお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） 今後、地域住民との情報公開のもとにやはり進めてほしいと思います。それで渡瀬バイパスとしては今までお話を聞いてきましたけれども、埴町までの深沢、あの辺はどのような進捗状況か、何かその辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほど申し上げましたように、30年の前半が第3工区までの渡瀬区間です。これを終わり次第ということになります。今図面を作成中です。終わってからすぐ工事に入るような体制になっております。ただ、図面がまだ、それに航空写真での図面でありますから、地域の皆さんの了解もまだ求めているようでもありますので、平成30年の前半終わり次第着工できるような体制にはなっています。この辺で、新しい路線ができるようなお話でありますのでご期待いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 9番、山形君。

○9番（山形郁夫君） これに関しては、国の直轄事業でありますので村のほうで積極的にやはりお願いをしてほしいと思います。

一般質問の最後として、今回の改選期に当たりまして、やはり最後に締めくくりとして質問できたことを感謝申し上げ、これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（前田三郎君） 日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題

といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

本議案は、1月23日に開催いただきました全員協議会の際ご説明いただきました、村民保養施設「さぎり荘」の温泉水確保のためのもので、昨年買収いたしました湯の田温泉から緊急に温泉送水配管工事を行うための予算につきまして、専決処分をさせていただいたものであります。工事に要する設計委託料及び工事請負費についての公有財産整備調整基金から784万円を繰り入れし、増額補正をさせていただいたものであります。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） 専決処分の議案でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号～議案第11号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第5、議案第2号 鮫川村主食用米価下落対策基金条例から日程

第14、議案第11号 鮫川村新規就農者支援住宅設置条例までの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第2号 鮫川村主食用米価下落対策基金条例から議案第11号 鮫川村新規就農者支援住宅条例までの10議案についての提案理由の説明を申し上げます。

議案の5ページをお開きください。

初めに、議案第2号 鮫川村主食用米価下落対策基金条例についての説明を申し上げます。

この条例は、近年の米価下落に対し稲作農家の再生産を支援するため、緊急対策として、主食用米の価格下落対策に資する事業に要する資金に充てるための基金を設置するものであります。

次に、議案書の6ページをごらんください。

議案第3号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例についてのご説明であります。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育長の身分、勤務条件等に関係する条例の整備を行うものであります。

次に、議案書7ページをごらんください。

議案第4号です。鮫川村いじめ防止対策委員会条例についてのご説明であります。

この条例は、平成25年9月から施行されました、いじめ防止対策推進法はいじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため教育委員会の附属機関として組織を設置することを求めるものであります。

次に、議案書の9ページです。

議案第5号です。鮫川村保育料条例についてのご説明を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援新制度が始まることに伴い、国からの給付額や徴収すべ

き保育料の負担額が平成27年度から改定され、保険料の見直しが必要になるため所要の規定を定めるものであります。

次に、議案書の13ページをごらん願います。

議案第6号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され4月1日から施行されることに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について市町村が条例で基準を定めることにされたためによるものであります。

次に、議案書の18ページをお開きください。

議案第7号です。鮫川村国民健康保険診療所医師住宅設置条例について説明を申し上げます。

この条例は、鮫川村国民健康保険診療所における医師等の確保を円滑にすることを目的として建設されます医師住宅について、所要の規定を定めるものであります。

次に、議案書19ページをごらんください。

議案第8号 鮫川村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、介護保険法の一部の改正により、指定介護予防支援に関する基準、基準該当介護予防支援に関する基準について、これまで厚生労働省令により運用されてきたものを市町村条例で定めることによる改正であります。

次に、議案書の31ページをお開きください。

議案第9号 鮫川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、介護保険法の一部改正により、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を市町村条例で定め、包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の援助については厚生労働省令に定める基準を従うべき基準として、その他の事項につきましては厚生労働省で定める基準を参酌すべき基準として条例で定めることにされることによるものであります。

次に、議案書の33ページです。

議案第10号です。鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例についてご説明を

申し上げます。

この条例は、鮫川村への移住定住を促進し、人口増加による地域の活性化を図ることを目的に、移住定住者が利用するための移住定住促進住宅について、設置及び管理に関して必要な事項を定めるものであります。

次に、議案書の36ページです。

議案第11号 鮫川村新規就農者支援住宅設置条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、鮫川村の農業の担い手の確保と定住化を図るため、新たに農業に従事する者に対し新規就農者支援住宅の貸し付けを行うために必要な事項を定めるものであります。

以上で、第2号から議案第11号までの10議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同を賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎会議時間の延長

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま、本日の会議閉会時刻23分前です。会議規則第9条第2項の規定によって、本日の会議時間はあらかじめ午後6時まで延長をします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

◎議案第12号～議案第25号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第15、議案第12号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例から日程第28、議案第25号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例までの14議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第12号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例から議案第25号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例までの14議案につきまし

て、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の39ページをお開きください。

初めに、議案第12号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が4月1日から施行されることに伴い、関係する条例の改正を行うものであります。

次に、議案書の40ページをお開きください。

議案第13号です。鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、鮫川村公の施設の管理を行わせることができる施設に、新たに6施設を加えるものであります。

次に、議案書41ページをお開きください。

議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が4月1日から施行されることに伴い、関係する条例の一部整備を行うものであります。

次に、議案書の42ページをごらん願います。

議案第15号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が4月1日から施行されることに伴い、関係する条例の整備を行うものであります。

次に、議案書の44ページをごらんください。

議案第16号です。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、平成26年10月に出されました福島県人事委員会勧告に基づき、県に準じて職員の給与構造の見直しを行い、給与月額を平均で1%の引き下げを行うとともに寒冷地手当の支給対象地域から本村が外れたことによる寒冷地手当の廃止などあわせまして、手当等の改正を行うものであります。

次に、議案書の51ページをごらんください。

議案第17号です。鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げ

げます。

この条例改正は、鮫川村の奨学基金に新たな寄附があったことにより、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の52ページをお開きください。

議案第18号です。鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例改正は、鮫川村奨学基金の貸与受け入れの資格要件に、農林業の担い手として優良な経営を目指すもののほかに、新たに医師、保健師、看護師、管理栄養士または社会福祉士として資格取得後鮫川村に住所を有し、村内において就業する意思のある者を加え、これらの者が10年間就業したときには納付を免除する規定を加えるものであります。

次に、議案書の53ページをお開きください。

議案第19号 鮫川村放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、児童福祉法の一部改正により放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の条文の整理を行うものであります。

次に、議案書の54ページを願います。

議案第20号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、平成27年からの第6期介護保険事業計画により介護保険料額を改定し、所得基準に応じきめ細やかな保険料の改定を行うため、現行の6段階から9段階に細分化するなどの改正を行うためのものであります。

次に、議案書の55ページをごらん願います。

議案第21号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、介護保険法の一部が改正され、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者が法人格の有無に関する基準について市町村が条例で定めることとされたことによるものであります。

次に、議案書の56ページをお開きください。

議案第22号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例であります。ご説明を申し上げます。

この条例改正は、介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者を有する介護支

援専門員の人数に関する基準及び指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を都道府県が定める条例に委任されたことによるものであります。

次に、議案書の62ページをお開きください。

議案第23号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明であります。

この条例改正は、介護保険法の一部改正により、介護保険法第115条の24第1項及び第2項で指定介護予防支援事業者は市町村条例で定める援助に従事する従業者を有することのほか、介護予防のための効果的支援等の基準については市町村の条例で定めることとされたことによるものであります。

次に、議案書の65ページをお開きください。

議案第24号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、鹿角平観光牧場の施設に新たに建設されましたコテージ2棟を加え、クロスカントリーコースの拡張に伴い観光牧場の位置に新たな地番を加えるものであります。

次に、議案書の66ページをごらん願います。

議案第25号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、道路法施行令の一部改正に伴い福島県道路占用料条例が一部改正されたことにより、県条例に準じて村の道路占用料条例の一部を改めるものであります。

以上で、議案第12号から議案第25号までの14議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第26号～議案第31号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第29、議案第26号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第10号）から日程第34、議案第31号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの6議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第26号から議案第31号までの6議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第26号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第10号）についてご説明を申し上げます。

議案書の67ページから73ページです。歳入歳出補正予算事項別明細書は3ページをお開きください。

補正前の予算額37億8,641万8,000円に対しまして、今回1億4,966万3,000円を増額し、補正後の予算総額を39億3,608万1,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書5ページをお開きください。

主なものをご説明申し上げます。

9款地方交付税ですが、普通交付税は2億1,820万3,000円を増額であります。これは普通交付税の確定によるもので、補正後の地方交付税額は17億4,429万7,000円であります。

事項別明細書の6ページをお開きください。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧事業費負担金485万9,000円を増額は、平成26年台風18号による河川災害復旧工事費国庫負担金を増額であります。

14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金のうち、除染対策事業交付金事業費の961万9,000円の減額は、住宅除染の実績によるものであります。

同じく5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の福島県営農再開支援事業費677万4,000円の減額は、農地除染事業の事業費が確定したことによる減額であります。今年度の農地除染の完了面積は24.3ヘクタールとなっております。

同じく2節林業費補助金の福島森林再生事業費384万5,000円の減額は、福島森林再生事業費の確定によるものであります。

一番下、10目農林水産業施設災害復旧費県補助金、1節農地等災害復旧事業費補助金987万9,000円を増額は、平成26年の台風18号による農地及び施設の災害復旧事業費補助金であります。

7ページをごらん願います。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金の簡易水道施設整備事業費2,500万円の減額ほか7事業の減額につきましては、当初予算において基金から繰り入れを要請しておりましたが、地方交付税の増額による財源を充当したため基金を減額するものがあります。

また、同節主食用米価下落対策基金積替事業費6,337万8,000円は、同基金の造成に伴い財政調整基金から一般会計を通して積みかえを行うものであります。

8ページをお開きください。

同じく3目1節ふるさと後継者育成基金繰入金の英語力向上対策推進事業費230万円の減額は、同事業に福島県市町村振興協会交付金を充当することに係る減額であります。

6目1節東日本大震災復興基金繰入金（復興支援交付金分）83万5,000円の減額は、達者な生き生きプロジェクト事業費のほか4事業の事業費確定により1,349万6,000円を減額し、空間を活用した観光再生事業費に1,266万1,000円を増額したことによるものであります。

同じく7目1節公有施設整備基金繰入金420万円の減額は、こどもセンター合併処理浄化槽新設事業費のほか8つの事業に同基金の繰り入れを予定していたものについて、事業費確定による減額及び増額をそれぞれ行うものであります。

9ページをごらんください。

19款諸収入、5項1目1節雑入の県市町村振興協会市町村交付金153万1,000円は、オータムジャンボ宝くじの収益金交付金であります。

議案書の73ページ、第3表地方債、これは20款の1項村債です。20款1項村債であります。これは議案書の73ページをお開きください。

1目1節辺地対策事業債の消防車庫建築事業債400万円の増額は、辺地債の2次要望での決定によるものであります。

2目1節過疎対策事業債550万円の減額は、公共交通維持対策事業及び日陰林の伐採事業での実績によりそれぞれ減額するものであります。

4目の災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債530万円の増額は、平成26年台風災害3カ所の復旧に要するものであります。

続きまして、歳出の補正予算であります。

事項別明細書は10ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金の財政調整基金4,000万円の

増額は、普通交付税等の収入増額分の一部を同基金に、同じく公有施設整備基金3,000万円の増額は、これも普通交付税の収入増額分の一部を同基金に積み立てるものであります。

6目企画費、19節負担金、補助及び交付金のうち383万4,000円の減額は、生活バス路線運行費補助金の実績による減額であります。

次に、13ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の28節です。繰出金の国民健康保険特別会計事業勘定2,800万1,000円の増額は、国保会計歳入のうち共同事業交付金等が当初計画を大きく下回る見込みのため、繰出金を増額するものであります。

同じく4目介護保険事務費、28節繰出金の介護保険特別会計216万円の増額は、介護報酬等改定に伴うシステム改修事業の村負担分を補填するための増額分であります。

次に、2項児童福祉費、5目こどもセンター費で、14ページをごらんください。

18節備品購入費、一番上です。350万3,000円の増額は、10人乗り幼児送迎車1台を購入するためのものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、13節委託料961万9,000円の減額は、住宅除染業務実績によるものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、8節報償費524万円の減額は、大豆生産奨励事業報償で、大豆の使用量が当初計画より減収となったことによる減額分であります。

同じく13節委託料のうち、直売所施設・堆肥センター指定管理業務500万円の減額は、業務実績の伸びによる委託料の減額をするものであります。また、福島県営農再開支援業務669万2,000円の減額は、農地除染実績による事業費の不用額を減額するものであります。

同じく4目水田農業構造改革費、28節繰出金6,337万8,000円の増額は、主食用米価下落対策基金造成のための繰出金であります。

16ページをごらんください。

2項林業費です。1目林業総務費、13節委託料のうち、ふくしま森林再生事業業務481万3,000円の減額は、事業費確定によるものであります。

19ページをお開きください。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費、15節です。工事請負費801万5,000円の増額は、平成26年台風18号による災害復旧工事で3つの河川4カ所のうち、2河川3カ所の工事を実施するため増額するためのものであります。

2項農林水産業施設災害復旧費、2目現年度農業施設災害復旧費、15節です。工事請負費

1, 150万円の増額は、これも26年の台風18号災による3カ所の工事であります。

次に20ページ、次のページです。

12款1項公債費、1目元金、23節償還金、利子及び割引料の長期債元金の償還金794万6,000円は、償還金に不足を生じたため増額するものであります。

議案書の72ページをお開きください。

第2表の繰越明許費についてご説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、道少田住宅跡地整備事業1,101万2,000円、他事業をあわせまして2億5,920万6,000円につきまして繰り越すことにしております。主な理由としては、震災復興に伴い、引き続き事業者の人手不足による事業の繰り越しということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

続いて、特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第27号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の74ページですが、事項別明細書で申し上げます。事項別明細書は24ページをお開きください。

補正前の予算額4億8,587万4,000円に対しまして、今回1,588万8,000円を増額し、補正後の予算総額を5億176万2,000円とするものであります。

歳入であります。

25ページをお開きください。次のページです。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分の補正は31万2,000円の減で、主な理由は被保険者数の減少であります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分のうち、587万9,000円の増額は、一般被保険者療養にかかわる国庫負担金の増額によるものであります。

26ページをごらんください。

同じく2款国庫支出金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金490万1,000円の増額は、国保加入世帯の所得が減少したことによる国庫補助金の増額分であります。

5款県支出金、2項県補助金、1目1節の財政調整交付金857万4,000円、一番下です。県補助金の変更によるものであります。

27ページ、次のページをお開きください。

6款1項1目1節の共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金2,391万4,000円の減額は、

80万円以上の高額医療給付金が見込みを大幅に下回ることによります減額であります。

同じく2節の保険財政共同安定化事業交付金667万3,000円の減額は、同じく30万以上の高額医療給付金が見込みを下回ることによる減額分であります。

8款繰入金の一般会計繰入金のうち、給付費3,000万円の増額は、保険給付費支払いの財源に充当するため一般会計繰入金を増額するものであります。

歳出であります。

28ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金、補助及び交付金1,407万6,000円の増額は、一般被保険者療養給付費の支払いが増額となる見込みによるものであります。

同じく2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金、補助及び交付金220万円の増額は、一般被保険者高額療養費の支払いが増額となる見込みによるものであります。

次に、直診勘定であります。

31ページをお開きください。

補正前の予算額8,090万2,000円に対しまして、今回890万7,000円を減額し、補正後の予算総額を7,199万5,000円とするものであります。

歳入であります。

32ページをごらん願います。

1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入から6目の介護報酬収入までの合計において941万9,000円の減額は、各診療報酬収入が減収となる見込みのため減額するものであります。

34ページをごらんください。

歳出です。

2款1項医薬費、3目医薬品衛生材料費、11節需用費の医薬材料費500万円の減額は、購入医薬品の一部を後発品——ジェネリック医薬品です。後発品等を使用することなどにより、費用軽減を図ったことによるものであります。

4款予備費においては432万6,000円を減額して、診療収入の減額分に充当するものであります。

次に、議案第28号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の78ページから80ページです。

補正前の予算総額が3,998万1,000円に対しまして、今回723万8,000円を減額し、補正後の予算総額を3,274万3,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書をお開きください。36ページです。

1款使用料及び手数料の村営バス運行収入86万2,000円の増額は、村営バス運賃の増収によるものであります。

6款1項村債、1目1節過疎対策事業債です。

議案書80ページ、第2表の地方債補正をあわせてごらんください。

810万円の減額は、村営バス車両購入費確定による減額であります。

歳出です。

1款総務費、1項1目村営バス事業費、18節備品購入費のうち大型路線バス880万2,000円の減額は、大型路線バス購入費確定による減額であります。

次に、議案第29号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書は81ページ、82ページです。事項別明細書は38ページをごらんください。

補正前の予算額4億5,448万円に対しまして、今回67万1,000円を増額し、補正後の予算総額を4億5,515万1,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書39ページ、次のページをお開きください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目1節保健事業費補助金216万円の増額は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業補助金の増額によるものであります。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分355万円の減額は、交付金の変更による減額であります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節事務費繰入金の216万円は、介護報酬改定に伴うシステム改修事業の村負担分であります。

歳出です。

40ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費13節です。委託料の432万増額は、介護報酬改定に伴うシステム改修業務に要するものであります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費、19 節負担金、補助及び交付金の1,368万5,000円の減額は、訪問介護、訪問入浴、通所介護、通所リハビリ等の利用減少によるものであります。

3 目の地域密着型介護サービス給付費、19 節負担金、補助及び交付金332万2,000円の減額は、グループホームの利用減少によるものであります。

4 目施設介護サービス給付費、19 節負担金、補助及び交付金1,386万8,000円の増額は、老人福祉施設及び老人保健施設等の施設利用が伸びたことによるものであります。

次に、議案第30号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書は83ページ、84ページですが、事項別明細書は43ページをお開きください。

歳出において、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、18 節備品購入費、一番下です。192万2,000円を増額し、フードスライサー等の更新を行うためのもので、財源を予備費から充当するものであります。

次に、議案第31号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書は85、86ページをごらん願います。これまた、事項別明細書をお開きください。

44ページ、補正前の予算総額が3,581万8,000円に対しまして、今回1万1,000円を増額し、補正後の予算総額を3,582万9,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書、次のページです、45ページをごらんください。

4 款諸収入、3 項 1 目 1 節雑入で、後期高齢者医療広域連合負担金返還金1万1,000円増額し、歳出で同額を計上しております。

以上で、議案第26号から議案第31号までの6議案につきましての提案理由の説明です。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第32号～議案第40号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第35、議案第32号 平成27年度鮫川村一般会計予算から日程第43、議案第40号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

[議会議務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第32号から議案第40号までの9議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

一般会計、特別会計予算書をごらんください。

1ページをお開きください。

議案第32号 平成27年度鮫川村一般会計予算であります。予算総額は32億8,000万円であります。

次に、8ページをお開きください。

前年度予算と比較しますと、1億4,400万円、率にして4.65%の増額予算となっております。

歳入予算における村税分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入などの10財源は6億4,900万円余りで予算総額の19.8%であります。また、国庫支出金、県支出金、地方交付税、村債などの依存財源は26億3,100万円余りで80.1%となっております。

1つ前の7ページに戻りますが、第2表地方債について記載しております。予算書の24ページの20款村債とあわせてごらんいただきたいと思っております。

辺地事業債は7,970万円であります。これは、藪地区の農道整備事業ほか3路線の整備に充てることとしております。過疎対策事業債は3,100万円で、村道鮫川中学校線、壇ノ岡線舗装補修事業に1,050万円、過疎地域充実促進特別事業に2,050万円を充てることとしております。臨時財政対策債9,400万、災害復旧事業債は230万円、ほかに公営住宅建設事業債は4,900万円であります。

起債の方法は証書借入れまたは証券発行、利率は年5%以内、償還の方法は起債日から30年以内の期間において、資金の融通条件並びに村長の定めるところにより償還いたします。ただし、村の財政の都合により償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができるものとしております。

次に、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをごらん願います。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人村民税が 1 億665万3,000円、2 目法人村民税が1,022万8,000円であります。村民税合計、合わせまして1 億1,088万1,000円で、前年度と比較しますと168万1,000円、1.5%の伸びとなっております。

2 項 1 目固定資産税 1 億2,776万9,000円であります。

3 項 1 目軽自動車税が1,066万4,000円、4 項 1 目たばこ税が624万7,000円を見込んでおります。

12ページです。

9 款地方交付税は15億4,055万9,000円であります。前年度と比較しまして 1 億2,770万2,000円、率にして 9 %の増額であります。要因は、震災復興特別交付税の増額によるものであります。

15ページです。

13款国庫支出金の主なものですが、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節障害者保護費負担金が3,870万4,000円となっております。

同じく 3 節児童手当負担金4,166万9,000円となっております。

2 目災害復旧費国庫負担金、1 節公共土木施設災害復旧事業費の負担金521万9,000円であります。

16ページです。次のページをお開きください。

2 項国庫補助金では、3 目土木費国庫補助金の 1 節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金 1 億3,860万円は、村道等の活力創出基盤整備事業における補助金であります。

その下の段の 2 節住宅費補助金7,309万7,000円は、公営住宅整備事業、空き家再生事業などを含む補助金であります。

17ページ、次のページです。

14款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金、18ページ、2 節です。児童福祉費補助金の再生可能エネルギー導入に伴う防災無線支援事業費3,333万4,000円です。これは、こどもセンターに太陽光発電施設を設備する事業費の補助金であります。

5 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金の総額は 1 億3,435万3,000円であります。このうち中山間地域等直接支払交付金の7,897万5,000円、営農再開支援事業1,444万円となっております。これは、農地除染10ヘクタール分の補助金であります。まだ来年 4 年目の、これからだと思えます。ほかに、多目的機能支払交付金1,504万1,000円などを見込んでおります。

同じく 2 節林業費補助金 1 億169万4,000円を計上しております。このうち福島森林再生事業9,215万6,000円は、森林除染の効果を高める間伐等の促進事業の補助金であります。

21ページをお開きください。

17款繰入金です。2 項基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金は、こどもセンター運営事業 8,000万円、簡易水道施設の整備事業費に3,000万円ほか、3 事業に合わせまして 1 億7,000 万円を計上しております。

5 目 1 節公有施設整備基金繰入金2,700万円は、湯の田温泉活用事業の費用を繰り入れするものであります。

22ページです。

8 目 1 節福祉基金繰入金3,000万円は、福祉対策事業費に充てることとしております。

歳出予算であります。事業の主なものにつきましてはお手元に配付いたしました議案要旨の中の27年度一般会計主要事業調書をごらんいただきたいと思っております。

次に、特別会計です。

102ページをごらんください。

議案第33号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計予算であります。

初めに、事業勘定です。

103ページです。予算総額が 5 億1,863万9,000円でございます。

108ページの下の方ですね。

国保世帯数が書いてあります。枠外です。561世帯、被保険者数が1,041人、前年度と比較しますと59人の減となっております。保険給付費の見込み額は 1 人当たり34万2,167円で、前年度と比較しますと2.46%増加するものと見込んでおります。1 人当たりの保険税額は10万6,691円となり、前年度と比較しますと14.1%の伸びとなりますが、保険税の本算定におきましては国保運営協議会において示され、6月の定例議会において決定させていただくことになっております。

次に、123ページをごらん願います。

直診勘定であります。

予算総額が6,938万円で、前年度と比べますと131万4,000円の減額予算となっております。

次のページ、124ページです。

1 款診療収入、1 項外来収入合計は4,488万2,000円を見込んでおります。前年度と比較しますと、25万円の減額となっております。

3款繰入金の1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,164万8,000円を計上しております。歳出の主なものですが、126ページです、次のページ。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費は医師に対する医業業務委託料を含め総額で4,149万5,000円となっております。

128ページです。

2款1項医業費の合計2,734万円となっております。

132ページをお開きください。

議案第34号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算であります。

135ページをお開きください。

予算総額が1億9,974万7,000円で、前年度と比較しますと5,074万7,000円の増額予算となっております。

歳入ですが、136ページ、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目施設整備国庫補助金4,036万円ではありますが、鉾木田配水池の整備のための補助金であります。

137ページの村債ですが、134ページの第2表の地方債とあわせてごらんください。

簡易水道事業債4,030万円、過疎対策事業債4,030万円で、配水池整備事業に充てるものがあります。

そして、起債の方法及び利率償還の方法については、記載のとおりであります。

歳出の主なものですが、139ページをお開きください。

2款の施設費、2項1目施設整備費、15節工事請負費の1億2,108万3,000円は、生活基盤近代化事業補助金を活用し、老朽化した配水池を改築するためのものであります。平成26年度から平成28年度までの3カ年の計画で、改築を計画しているものであります。大変な負担ではありますが、これも安全な給水のためにはしょうのない事業であります。ご理解いただきたいと思います。

144ページをお開きください。

議案第35号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計予算であります。

146ページをお開きください。

予算総額が773万円で、前年度比1万9,000円の増額予算となっております。

歳入の主なものですが、次のページです。147ページです。

歳入の主なもので、1款使用料及び手数料のバス運行収入は452万6,000円を見込んでおります。

歳出の主なものですが、次のページです。148ページです。

1 款総務費、1 項1 目村営バス事業費は737万2,000円となっております。

次に、150ページをお開きください。

議案第36号です。平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計予算であります。

152ページをお開きください。

予算総額が3,149万3,000円で、前年度と比較しますと47万6,000円の増額予算となっております。歳入歳出とも、ほぼ前年と同様の予算となっております。

次に、156ページをお開きください。

議案第37号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計予算であります。

159ページをお開きください。

予算総額が4億6,013万6,000円で、前年度対比2,117万円の増額予算となっております。

歳入の主なものですが、160ページです。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1 号被保険者保険料は6,726万1,000円であります。

平成27年度から29年度までの保険料は、標準額で月額4,700円となっております。

歳出の主なものですが、165ページと166ページあわせてごらんください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費の1 目から9 目までの合計が3億5,419万8,000円となっております。

次に、174ページをお開きください。

議案第38号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計予算であります。

176ページをお開きください。

予算総額は1,370万円で、前年度と比較しますと40万円の減額予算となっております。歳入歳出ともに、ほぼ前年度と同額の予算となっております。

次に、179ページをごらんください。

議案第39号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計予算であります。

181ページです。

予算総額が1億309万2,000円であります。前年度と比較しますと、109万7,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものです。182ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目古殿町負担金は5,898万3,000円で、前年度と比較しますと11万1,000円の増額となっております。

次に、188ページです。

議案第40号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計であります。

190ページをお開きください。

予算総額が3,514万6,000円で、前年度と比べ117万2,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものは次のページです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、3,399万6,000円となっております。

以上で、議案第32号から40号までの9議案についての説明を終わります。原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎会議時間の延長

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま、本日の会議閉会時刻15分前です。会議規則第9条第2項の規定によって、本日の会議時間はあらかじめ6時30分まで延長します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

◎議案第41号～議案第56号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第44、議案第41号 しらかわ地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてから、日程第59、議案第56号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの16議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第41号から56号までの16の議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第41号 しらかわ地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてご説明を申し上げます。

議案書の87ページから95ページです。

本協定は、白河市西白河郡及び東白川郡の町村がそれぞれの特色を生かし、相互に連携し協力して役割分担を図ることにより、将来にわたって安心して暮らし続けることができることを目指し、しらかわ地域定住自立圏を形成するための協定で、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書96ページをごらん願います。

議案第42号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの鮫川村食と農の学習施設、鮫川村農産物加工・直売所「手・まめ・館」の指定管理者の指定について議会の同意を求めるものであります。過去9年間の実績に基づきまして、鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定するものであります。

議案書97ページをお開きください。

議案第43号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの鮫川村鹿角平観光牧場の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去9年間の実績に基づきまして、有限会社鹿角平観光センターを指定管理者として指定するものであります。

次に議案書98ページをごらんください。

議案第44号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの鮫川村特産品加工施設の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去9年間の実績に基づきまして、鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書99ページをごらんください。

議案第45号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの鮫川村農産物保管調整施設の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去6年間の実績に基づきまして、鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書100ページをお開きください。

議案第46号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの鮫川村豊かな土づくりセンターの

指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去3年間の実績に基づきまして、鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書101ページをごらんください。

議案第47号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの鮫川村薪ステーションの指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去3年間の実績に基づきまして、鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書102ページをお開きください。

議案第48号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの鮫川村農産物備蓄倉庫の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。平成27年度から新たに鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書103ページをごらん願います。

議案第49号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの鮫川村村民運動場の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。平成27年度から新たに特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書104ページをごらんください。

議案第50号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの鮫川村青少年広場の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。平成27年度から新たに特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書105ページをお開きください。

議案第51号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から28年3月31日までの富田村民体育館の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。平成27年度から新たに特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書106ページをお開きください。

議案第52号です。公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの西山村民体育館の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。平成27年度から新たに特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書107ページをごらん願います。

議案第53号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から28年3月31日までの鮫川村農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。平成27年度から新たに特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書の108ページをお開きください。

議案第54号です。公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの鮫川村高齢者総合福祉センターひだまり荘の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去9年間の実績に基づきまして、鮫川村社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書109ページをごらん願います。

議案第55号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの鮫川村村民保養施設、交流福祉センターさざり荘の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去9年間の実績に基づきまして、鮫川村社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書110ページをごらん願います。

議案第56号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの鮫川村高齢者向け優良賃貸住宅の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去7年間の実績に基づきまして、鮫川村社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

以上で、議案第41号から議案第56号までの16の議案につきましての提案理由の説明とかえさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第57号～議案第65号の上程、説明

- 議長（前田三郎君） 日程第60、議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから日程第68、議案第65号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第57号から議案第65号までの9議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の111ページ、112ページをごらん願います。

西野辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。策定の内容は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする西野辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第58号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の113ページ、114ページをごらんください。

西山辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。策定の内容は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする西山辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第59号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の115ページ、116ページをごらんください。

石井草辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。策定の内容は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする石井草辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第60号です。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の117、118ページをごらんください。

遠ヶ竜辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。策定の内容は、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間とする遠ヶ竜辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の119、120ページをごらんください。

戸草辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。策定の内容は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする戸草辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてのご説明を申し上げます。

議案書の121ページ、122ページをお開きください。

中沢辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。策定の内容は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする中沢辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の123、124ページをお開きください。

鉾木田辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。策定の内容は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする鉾木田辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第64号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の125、126ページをごらんください。

渡瀬辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。策定の内容は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする渡瀬辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第65号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の127、128ページをごらん願います。

青生野辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。策定の内容は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする青生野辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

以上で、議案第57号から議案第65号までの9議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

10日から12日までは各常任委員会で議案調査を行います。

13日は午後1時30分から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 6時15分）

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成27年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年3月13日(金曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第 2号 鮫川村主食用米価下落対策基金条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第 3号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第 4号 鮫川村いじめ防止対策委員会条例
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第 5号 鮫川村保育料条例
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第 6号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第 7号 鮫川村国民健康保険診療所医師住宅設置条例
質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第 8号 鮫川村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第 9号 鮫川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第10号 鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第11号 鮫川村新規就農者支援住宅設置条例

質疑、討論、採決

日程第 1 1 議案第 1 2 号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 1 2 議案第 1 3 号 鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 1 3 議案第 1 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 1 4 議案第 1 5 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 1 5 議案第 1 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 1 6 議案第 1 7 号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 1 7 議案第 1 8 号 鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 1 8 議案第 1 9 号 鮫川村放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 1 9 議案第 2 0 号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 2 0 議案第 2 1 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 2 1 議案第 2 2 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 2 2 議案第 2 3 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する
条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 2 3 議案第 2 4 号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 2 4 議案第 2 5 号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 2 5 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度鮫川村一般会計補正予算（第 1 0 号）

質疑、討論、採決

日程第 2 6 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

質疑、討論、採決

日程第 2 7 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第 3 号）

質疑、討論、採決

日程第 2 8 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

質疑、討論、採決

日程第 2 9 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 4 号）

質疑、討論、採決

日程第 3 0 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

質疑、討論、採決

日程第 3 1 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度鮫川村一般会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第 3 2 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度鮫川村国民健康保険特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第 3 3 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第 3 4 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第 3 5 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度鮫川村集落排水事業特別会計予算

代表質疑、討論、採決

- 日程第36 議案第37号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第37 議案第38号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第38 議案第39号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第39 議案第40号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第40 議案第41号 しらかわ地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
質疑、討論、採決
- 日程第41 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村食と農の学習施設、
鮫川村農産物加工・直売所 手・まめ・館）
質疑、討論、採決
- 日程第42 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村鹿角平観光牧場）
質疑、討論、採決
- 日程第43 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村特産品加工施設）
質疑、討論、採決
- 日程第44 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物保管調整施設）
質疑、討論、採決
- 日程第45 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村豊かな土づくりセンター）
質疑、討論、採決
- 日程第46 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村薪ステーション）
質疑、討論、採決
- 日程第47 議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物備蓄倉庫）
質疑、討論、採決
- 日程第48 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村村民運動場）
質疑、討論、採決
- 日程第49 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村青少年広場）

質疑、討論、採決

日程第50 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について（富田村民体育館）

質疑、討論、採決

日程第51 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について（西山村民体育館）

質疑、討論、採決

日程第52 議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農業者トレーニングセンター）

質疑、討論、採決

日程第53 議案第54号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村高齢者総合福祉センター ひだまり荘）

質疑、討論、採決

日程第54 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村村民保養施設、交流福祉センター さぎり荘）

質疑、討論、採決

日程第55 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村高齢者向け優良賃貸住宅）

質疑、討論、採決

日程第56 議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西野辺地）

質疑、討論、採決

日程第57 議案第58号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西山辺地）

質疑、討論、採決

日程第58 議案第59号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（石井草辺地）

質疑、討論、採決

日程第59 議案第60号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（遠ヶ竜辺地）

質疑、討論、採決

日程第60 議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（戸草辺

地)

質疑、討論、採決

日程第6 1 議案第6 2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（中沢辺地）

質疑、討論、採決

日程第6 2 議案第6 3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（楯木田辺地）

質疑、討論、採決

日程第6 3 議案第6 4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（渡瀬辺地）

質疑、討論、採決

日程第6 4 議案第6 5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（青生野辺地）

質疑、討論、採決

日程第6 5 請願第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

審査結果の報告、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6 5まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

趣旨説明、質疑、討論、採決

出席議員（10名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	7番	星	一彌君
8番	関根	政雄君	9番	山形	郁夫君
10番	早川	正博君	11番	前田	武久君
12番	坂本	忠雄君	13番	前田	三郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総 務 課 長	石 井 哲 君
企 画 調 整 課 長	小 松 毅 君	住 民 福 祉 課 長	鈴 木 眞 理 子 君
農 林 課 長 農 業 委 員 會 長 農 林 事 務 局 長	本 郷 秀 季 君	地 域 整 備 課 長	佐 藤 博 君
教 育 課 長	須 藤 健 君	代 表 監 査 委 員	齋 藤 實 君
會 計 兼 出 納 室 長	齋 藤 利 己 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 會 長	增 谷 隆 夫	書 記	渡 邊 敬
-----------	---------	-----	-------

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第2号～議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第2号 鮫川村主食用米価下落対策基金条例から日程第10、議案第11号 鮫川村新規就農者支援住宅設置条例までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 米価下落条例なんですけれども、財調から一般会計に組み替えしての基金、原資をつくるという内容であります。要は下落の基準値ですね。それをどのような基準値でもって下落というふうに認めるのか、その辺ですね。ことしはかなり下落というか、農家が大変だということで、当然、いい条例、いい制度でもって補填をしたというようなあれなんです。来年、必ずしもそういうふうには限らないと思うんですね、来年も再来年も。

この前の説明では、村長は2年にまたがっての一応金額を示したような説明であったんですが、この内容から見ると、米価下落、米価に限るというような、ひもつきというか、そういうふうな縛りでもって条例を制定することなんです。もしそういうこと、来年も恐らく大変だというふうに思うんですけれども、それ以外に使えないというような条例にした場合は、恐らく米価下落以外に流用できないというふうにとらわれると思うんです。だからその辺をどう考えているのか伺います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の、議案第2号に提案させていただきました鮫川村の主食用米価下落対策基金の条例であります、この字のとおりであります。米価の下落に対しての農家救済の基金であります。米価下落だけで、今、稲作農家は、特に主食用の米生産者は、議員ご承知のとおり、400戸あったうちの240戸ほどになりました。大変、米価の下落が続く中で、生産者も減っているようです。ですから、米価下落でなくて、農家経済対策の補填でもあればなお結構かなと思っておりますが、差し当たり今回提案させていただきましたのは、26年産のような、ああいった急激な米価の下落で、農家が大変、生産意欲が低迷しているわけです。そういったときに村で、この小さな村だからできる救済方法はということ提案をさせていただきました造成の基金でありますし、昨年の米価の補填の救済措置でありました。

基準価格という今おただしですが、これは、時の農家経済事情を皆さんで協議していただき、この基金の中で毎年応用していただければと思います。

ことしの26年産に限り、私は米価の基準価格を1万3,000円と仮定をさせていただきました。ですが、この1万3,000円で8,000円の米価が、果たして10アール当たり1万5,000円でどうだというご質疑になろうかと思いますが、まず、10アール1万5,000円ということは、1俵当たり2,000円の補填になろうかと思いますが、そのほかに、国の経営対策安定基金がございました。これが発動になりますというか、最初からありましたから、このお金で1,000円近く、1,000円にはなりませんけれども、3分の1ですから800円程度にはなろうかと思えます。

あと6月には、今議会でも提案したとおり、こういった米価の下落対策の政府の救済金が発動するようであります。こういったのを勘案しまして、いろいろ想定されると思います。ですから、今回の今議会で決めておくんじゃなくて、その当時の議員さん方が、時の相場で、農家の皆さんの生産意欲をいかに保つかという考え方で、ぜひご利用いただける条例にしていただければと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうすると、村長の答弁では、来年も再来年も続けてやるというような意味じゃないということで、必ずしも、その条例を運用する場合には、議会に諮って、それを出すか出さないかは決めるということになろうと思うんですが、その辺でよろしいで

すか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） はい。いつでも、それほど難儀なく、スムーズに農家の支援をできる体制は村にありますよという農家への支援策です。応援基金として理解していただければと思います。来年はもうちょっと、これだけ騒ぎますと、今、それで昨日あたりも、これは国の政治の動きですからわかりませんが、民主党提案でこの救済対策を恒久的な法律化にするべきだという提案もなされているようであります。こういったことが功を奏しますと、こういった村の支援はなくて済むと思いますが、それまで農家の皆さんが安心して米づくり、稲作農家が頑張れる、そういった体制を、ぜひ皆さんで村を守っていただければと思います。ですから2年、来年も再来年もという意味でなくて、いつでも救済できる、そういった思いでこの条例をご利用いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうすると、農家の救済対策ということであれば、条文ちょっと変えなくちゃならないと思うんですけども、条文を。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この条例で、米価対策ですから、米価の下落対策の基金ですから、農家の経済対策ではありません。ですから、ほかには出す基金ではありません。農家全体、鮫川の農村を守る場合には、また別の基金を造成するのもまたしかりかと思いますが、今回、この基金は米価の下落に限りですから、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 私が言っているのは、下落対策というような条文が入っているということに対して、米価下落ですね。これしか使えないということでは、それだけしかない、それに縛りがあるということで、ほかの救済対策には使えないから問題であるということを行っているんですが。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今回の条例は、主食用の米価の下落対策基金の条例でありますから、そういった利用の仕方を利用していただいて、村全体の農家の救済の場合の基金は、また別に条例をつくって基金をつくっていただければという思いであります。ですから、来年も再来年も、米価対策だけで、これは。もちろん、米価が安定しましたときには、これは条例を廃止して、新たな、また違った条例を提案していただければと思います。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 鮫川村主食用米価下落対策基金条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 鮫川村いじめ防止対策委員会条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 鮫川村保育料条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 鮫川村国民健康保険診療所医師住宅設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 鮫川村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 鮫川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 鮫川村新規就農者支援住宅設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号～議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第11、議案第12号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例から日程第24、議案第25号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例までの14議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 鮫川村放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号～議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第25、議案第26号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第10号）から日程第30、議案第31号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの6議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号～議案第40号の代表質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第31、議案第32号 平成27年度鮫川村一般会計予算から日程第39、議案第40号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

これから代表質疑を行います。

順番に発言を許します。

総務文教常任委員、10番、早川正博君。

○10番（早川正博君） 総務文教委員会を代表いたしまして、議案第32号 平成27年度鮫川

村一般会計予算について、3点を代表質疑いたします。

1点目、一般会計、歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、13節委託料の湯の田地区整備業務500万円及び15節工事請負費、湯の田地区整備工事3,000万円についてお伺いをいたします。

今後の活用と整備の進め方について、温泉利活用による新しい農業振興策について、湯の田温泉周辺と保養施設「さざり荘」との連携をどのように計画をしているのかお伺いをいたします。

2点目、10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、13節委託料のトレーニングセンター・村民運動場・青少年広場・村民体育館指定管理業務1,018万8,000円について、さめがわスポーツクラブに一斉管理業務を移行した目的と選定理由についてお伺いをします。

それと、一般会計、歳出の指定管理業務の議案第42号から議案第56号までの指定管理者の指定管理業務の見直しと算定の方法の説明をお願いいたします。

3点目、7款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金の商工会買い物弱者支援事業費900万円について、地域住民の利便性向上に貢献し、中央の活性化につながっていますが、経営上大変苦しい状況であり、店舗「すまいる」の運営の改善と、行政と商工会が協議しなければならないと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

この3点について、答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、早川正博議員の総務文教常任委員会を代表しての最初の質疑にお答えを申します。さざり荘の関係です。

これらのことにつきましては、12月議会の宗田雅之議員のご質疑にお答えしたとおりであります。さざり荘への給水管の布設、既存建物の取り壊し、周辺環境の整備を行った後に、これもまだ確定したわけではございませんが、皆さんと相談しながら、温泉のスタンドやさざり荘の足湯などの整備を計画できればなという思いで、今、考えているところであります。平成27年度に調査と基本計画の作成を考えております。基本計画などの予算につきましては、国の26年度の補正によります地方創生先行型の交付金の実施計画に盛り込む予定でありましたが、村への交付金の配分枠、国の実施計画の事前審査、提出期限などを勘案した結果、次回以降の実施計画において申請するか、あるいは他の事業による財源を探すことにするか、今、検討しているところであります。

いずれにしても、27年度中には、村民の皆様のご意見を聞きながら基本計画を作成したいと考えております。また、第4次振興計画の中でもこういった提案がなされているのかも検証しながら、取り組んでいきたいと思っております。

以上で、10番、早川正博議員の質疑のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 総務文教常任委員会、10番、早川正博議員の第2点目の代表質疑にお答えをいたします。

まず初めに、指定管理者制度についてのご説明をいたします。

平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、従来ありました公の施設の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入されました。この制度により、民間企業やNPO法人などの団体に、施設使用許可、処分なども含めて管理委託することができるようになり、今日では多くの自治体で導入し、成果を上げているところです。

ご質疑のありました、さめがわスポーツクラブに指定管理業務を移行する目的ですが、最初にまず挙げられる点は、経費の節減による村負担の軽減が挙げられると思っております。委託するに当たっては、経費節減の試算を行いました。直営で管理運営をしていた平成25年度の支出総額は約1,250万円でしたが、平成27年度予算に計上しました指定管理料は1,020万であり、およそ200万円の経費節減が期待できます。

2点目は、体育施設は指定管理制度に向いている施設であります。利用者の満足度を向上させ、民間事業者等のノウハウや経営手法を活用することにより、利用者のニーズに対応したきめ細かなサービスの提供が期待できるものと思っております。さらには、民間への市場開放もつながるものと考えております。

次に指定の理由ですが、さめがわスポーツクラブは平成22年9月に任意団体として設立されましたが、その後、積極的な活動が高く評価され、平成26年10月28日には指定非営利法人格を取得し、村内では唯一の総合地域型スポーツクラブであります。この総合地域型スポーツクラブですが、平成12年に、国の旧スポーツ振興法、現在のスポーツ基本法の改正により、生涯スポーツ社会の実現に向けて、全国の市町村に少なくとも1つのスポーツクラブを育成することを目標に掲げられておりました。平成26年7月現在の県内の結成状況を申し上げますと、49市町村で88のクラブが結成されております。スポーツクラブの活動目的は、単一のスポーツ種目だけではなく、子供からお年寄りまで、初心者から競技者レベルまで、楽しみ

の志向の人から競技志向の人まで、多くの住民が集い活動できる団体を育てることにあります。

さめがわスポーツクラブの現在の活動状況を申し上げますと、加入者は360人を超え、年間の活動参加者の実人数で4,000人を超えています。特に顕著なのが参加年齢層の幅です。小・中学生2,000人程度と一番多いのですが、60歳以上が600名もおり、45歳以上で見ると1,000名以上が活動しておりまして、幅広い年齢層からの支持を得ている結果だと見ています。

平成26年度には、郡の体育協会とスポーツ推進委員会の事務局を鮫川村が担当してきましたが、その中で、若者のスポーツ離れが急速に進行して、さまざまな種目でチームが結成できないとの話が出されました。鮫川村においても人口は減少していますが、まだ多くの種目でチーム結成ができているのは、活動の拠点になる体育施設と村民参加型を推進するスポーツクラブの活動が支えているものと実感しております。

今年度は、さめがわスポーツクラブに、体育施設の一部、管理業務を委託しましたが、年間を通じて適切に管理運営業務が遂行されており、事件、事故もなく、円滑な管理を行ってきた実績も高く評価できます。さらに、スポーツクラブの育成は市町村の役割にもなっており、さめがわスポーツクラブが、活動の基盤となる施設業務管理を受託することにより、組織としての安全性も増し、多くの村民の健康と体力向上につながることを期待できるものと、選定したものです。

以上を申し上げ、総務文教常任委員会の早川議員の代表質疑のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 一般会計、歳出の指定管理業務の議案第42号から議案第56号までの指定管理者の指定管理業務の見直しと算定の説明を、村長より説明願いたいです。

村長。

○村長（大樂勝弘君） それでは、総務文教常任委員会を代表しての早川議員の2点目の2番目のご質疑、指定管理業務の見直しと算定についてのご質疑にお答えを申し上げます。

まず、指定管理者制度であります。この制度は、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設である公の施設について、民間業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたものであります。

本村におきましても、制度の経過措置期間がたった3年後の平成18年度から、この趣旨に沿った形で各施設の管理について指定管理者の選定を行い、議会の議決を得て、それぞれの

指定管理業務について協定を行っているところであります。

さて、議員おただしの議案第42号から議案第56号までの指定管理者の指定管理業務についてであります。議案第42号の鮫川村食と農の学習施設、鮫川村農産物加工・直売所「手・まめ・館」から、第48号、農産物備蓄倉庫までで、第43号の鹿角平観光牧場を除く施設については、鮫川村農産物加工直売所運営協議会に指定管理の協定を行っております。

各施設の管理業務委託として、1,500万円を計上しております。この指定管理料の内訳は、中心となる農産物加工・直売所「手・まめ・館」に1,200万、豊かな土づくりセンターゆうきの郷土に300万円になっております。内容については、各施設の管理運営に要する維持管理経費、事業実施に要する運営経費であり、この積算については前年度の決算状況を勘案して計上させていただきました。

次に、鹿角平観光牧場の指定管理業務235万円ですが、平成23年度までは、施設の電気料、給水設備、浄化槽維持費等に要する経費として18万6,000円を計上しておりましたが、平成24年度から、冬期間も営業する経費として、議員もご承知かと思いますが、売店の運営経費です。お客さんもないのに店をあけておくための人件費を支援しようということで、65万円を追加させていただきまして、83万6,000円で指定管理業務の協定をしておりましたが、今回、クロスカントリーコースが新たに造成されたことによる管理業務分として新たに86万4,000円を、コテージ2棟管理業務、そして65万円を追加し、合わせまして235万円ということになります。83万6,000円が今まで、それにクロカンのコースの分86万4,000円、コテージ2棟分65万、合わせますと235万円ということになります。

次に、議案第49号、村民運動場から、議案第53号、農業者トレーニングセンターまでは、さきに教育長から答弁があったとおりであります。

次に、議案第54号、ひだまり荘から、議案第56号、高齢者向け優良賃貸住宅については、鮫川村社会福祉協議会との指定管理業務の協定をしているところであります。

まず、鮫川村高齢者総合福祉センター「ひだまり荘」の居住棟運営業務です。運営費の中で収入の主なものが、居住棟運営業務委託料の562万9,000円と居住棟入居者からの入居使用料が48万円です。ですから、村からの委託料の562万9,000円と入居者のご負担いただく48万円です。これが収入です。支出の主なものは、人件費が466万7,000円、水道料、電気料、燃料費で合わせまして81万5,000円、居住棟の台所改修費用が51万9,000円などで、総額615万3,000円となっております。

次に、村民保養施設交流センター「さざり荘」の指定管理についてであります。さざり

荘の収入総額が2,675万4,000円です。収入の主なものは、村からの管理業務の委託料が1,000万円です。利用者の利用料です、これが1,325万2,000円です。ほかに、自動販売機等による収入が320万1,000円あります。土日のラーメン代も含めてです、320万1,000円です。支出の総額は2,675万4,000円で、支出の主なものは、人件費に1,053万5,000円、これは今は4人雇用ですか、4人分の人件費です。電気料が361万2,000円、水道料が31万8,000円、まき代に390万円です。ほかに、建物警備等業務委託料として155万6,000円、消費税に63万7,000円が計上されております。

また、鮫川村高齢者向け優良賃貸住宅の指定管理については、収入総額が282万4,000円で、収入の主なものは、村からの管理業務214万2,000円、住宅入居者からの賃貸料が67万2,000円であります。支出の総額が282万4,000円で、支出の主なものは、宿直者等の人件費が167万1,000円、水道、電気料、燃料費等に82万9,000円、その他の費用に32万4,000円が計上されております。ですから、ほとんどが村からの支援ということであります。

これらの指定管理業務の協定につきましては、今回、更新を提案しております。指定管理者については、それぞれこれまでの実績により特に問題もなく、公の施設の適切かつ安定的な運営ができるものと判断されるため、今回提案させていただいたところであります。

また、今回、新たに指定管理者として協定を締結する予定であります、さめがわスポーツクラブについては、今年度、体育施設の一部の管理業務について業務委託をさせていただきました結果、特に問題もなく業務を行ってきているところであります。多様化する住民ニーズに効果的に効率的な対応が可能であると判断されたことにより、スポーツクラブの委託者としての認定をさせていただきました。

以上で、10番、早川正博議員の代表質疑の2点目の、そして2番目の質疑のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 10番、早川正博君。

○10番（早川正博君） それでは、再質疑をさせていただきます。

1点目の湯の田地区整備事業等の工事については、これは解体ということで村長から説明を受けました。湯の田温泉は、村にとっても、我々住民にとっても、非常に期待のある温泉の利用でございます。多くの村民からも要望などをいろいろな形で受けておりますけれども、ことし東京鮫川会の新年会に出席をいたしまして、鮫川会の会員の方々から、いろいろな形で湯の田温泉とさぎり荘について、いろいろな意見と、このような形で行政としてやっていただけませんかという話もいただきました。

まず、湯の田温泉のお湯の温度が32.6度、先ほど資料をいただきましたけれども、こういう高い、今までのさぎり荘で使っているお湯とはちょっと違った温度があります。この温度の利活用について、先ほど私もお話ししましたけれども、村長、もともと温泉スタンドをやりたいというお話をいただきましたが、それと並行した形で、観光農園的なものが温泉の利用でできないかなというふうに考えました。1つは、鮫川でなかなか、田んぼ、畑の利用で野菜等をつくっておるとおもいますけれども、1つは、園芸とか花の栽培とか、例えば果物のイチゴの栽培だとか、若い人が就農できるような体制づくりを行政が考える時期に来ているんじゃないかなというふうに思いました。

田んぼと畑、既存の特産品をつくるのは、なかなか今の若い人は魅力があるとは感じていないようなものであります。特に、イチゴとか花に関しては女性でもできるんじゃないかなというふうに思いました。これをやるには、行政のお手伝いがなければなかなか難しいのかな。実験でもいいですから、こういう形で第一歩を踏み出してほしいという気持ちで、今回この質疑をいたしました。

もう一つは、さぎり荘との連携なんですけれども、当然、湯の田温泉周辺を開発するに当たっては、さぎり荘を拠点とした中央の活性化につなげるような事業を展開していかなければならないというふうに思いました。お湯は村の宝でございます。この宝を本当に有効的に使っていただければ、鮫川の活性化につなげていけるんじゃないかなと思います。

26年度の予算書を見ますと、さぎり荘においては、前年度より売店の売り上げも入場者も減少している状況があります。私の間違いかどうかわかりませんが、24年、この資料を見ると。そういう意味で、さぎり荘の運営の中でも、もう少し見直しを図りながら、村長は村内の方に有効に使ってもらえれば、楽しんでもらえれば、さぎり荘は保養センターだからいいんですよという話もいただきましたが、今は、村外の方も非常に多くさぎり荘を利用しておりますので、その辺も踏まえて、今後の運営状況も踏まえた上で、村長の答弁をもう一度、お願いをしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、早川議員の再質疑であります。まず、とても素晴らしいアイデアをいただいたという思いであります。この温泉源を利用して、恐らく鮫川の村民の皆さんが自立、自主、自己資本でああいったところに施設を建てるのは、それは容易でないと思います。ですから、あの辺の土地を有効利用させていただいて、もちろんそれは村の土地はありません。今度買い求めた土地は崖地上部で、いろいろ不都合な部分があります。こうい

ったところで、あの温泉源を利用して施設園芸、特にお花とかあいった果物、イチゴ、トマトなどを栽培してはという、とても素晴らしいアイデアだと思っております。これを、恐らく公営あるいは公設民営になろうかと思いますが、ぜひ湯の田地区の開発には提案をさせていただきたい事業かなと考えております。

あと、さざり荘の周辺の利用であります。これは、買い求めたまず一番の要因といえますか、必要性は、さざり荘へのお湯の供給であります。これはとても鮫川村の自慢のさざり荘が、お湯が少し足りなくなってきたというお話で、利用者にいろいろ不便をおかけしている、そういったところで、いろいろ皆さんにご協力をいただいて、特に前の商工会長さんなどには全面的なご苦勞をいただいて、交渉していただきましての村への購入というような運びとなったわけでありまして。このお湯を、まずさざり荘に十分利用してもらおう。残ったお湯の利用の仕方、いろいろあると思います。この辺はぜひ地元の、早川議員は地元なんですから地元の意見として、あるいは東京鮫川会などでいろいろご要望を賜ってきたというお話ですが、それらを全部出してもらって、どうぞ提案させて、この地区の振興にご利用いただければと思います。そしてさざり荘、そして今度買った上ノ湯の跡地、あるいは村の農産物直売所、この辺あたりと一体化した開発が、これから先の鮫川村の中心部の振興につながるものと思っておりますので、大変大きな事業となると思います。皆さんで期待を持ちながら、また期待を込めながら、ぜひ議論していただければと思います。

あと、利用人数のようですが、26年度分は途中までのようです。減ってなくて、やや増の傾向にあるようです。ただ、余りよそから来ると、村内の高齢者にいつも小言を食っております。いつ行けばすいているんだ、村外の利用者の利用料金を上げろというお話もいただいております。こういったことは、またその次の時代の人に解決してもらって、私は、さざり荘はとても有効な交付税交付金で建った施設でありますので、私のやっているうちは、料金の値上げは、村内も村外も一律にご利用いただければという思いでありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 10番、早川君。

○10番（早川正博君） さざり荘の人数、入場料におきましては、私、先ほどぱっと見たもんですから、大変、間違っただけ数字を言って申しわけありませんでした。

第4次鮫川村の振興計画の中に、基本構想の中に、商工業の中で「中心部に人が集まるルートづくり」というのが入っています。これは、村の商店街、館山公園、「手・まめ・館」、

さざり荘、今度の湯の田温泉の整備ということの中で、きちっとした対応できれば、多くのお客さんが集まるんじゃないかなというふうな思いで、今回のさざり荘の重要な、村ではなかなか温泉という形のものがないですから、そこを中心にしたルートづくりも含めた形で、村民のために憩いの場になればいいなという思いで、この問題を出しました。

それと、多目的にいろいろな農業振興も含めた中で周辺を整備することによって、雇用が生まれるんじゃないかな。特に、さざり荘の場合には4人で対応しています、今。朝早い人は、6時半にはあそこに出勤をしまして、かまに材料を入れます。そして9時近くまで営業しておりますので、遅いときには。そうすると大変な、4人での回転率という難しい面があるのかな。そのために、正月なんかも4日間、休みをしている。お盆にも、それなりのお休みをとっている。それは村民が、正月ぐらいはという思いも当然あると思います。そうすると、雇用をふやさないとなかなか難しい点があります。それをやるのには財源の問題もあります。そういう意味を含めた上で、もう一度、総合的な観点から村長にお願いを、希望を申し上げたいと思います。これは、村民は大変喜んでいて施設でございますので、そこも踏まえた上で答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 4人体制で、盆、正月の休み、これはいつも議論しているところであります。恐らく働いている人に、これは働いている人もそれぞれの家族があるし、親戚も帰ってくるわけです。こういったときに、もう一人ふやして、常時、年間5人体制ならばどうだ、そういう提案をさせていただいて、5人が6人でも、村民の要望に応えるためには、そのぐらいの一般会計からの持ち出しは、村からの支援はやむを得ないのではないかと、そういった皆さんのご理解をいただければ、ぜひそういった相談をさせていただきたいと思います。5人体制でどうだ、6人体制ならば、盆、正月あけてくれっか、そういう思いでありますので、その辺もご理解と皆さんと話し合いしながら、やはり、余りむげに従業員に相談するのではなく、やわらかく相談して、何とか村民の要望に応えるような施設になっていただければと思いますので、よろしくご協議とご相談いただければと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 10番、早川君。

○10番（早川正博君） それでは、教育長にお伺いをいたしたいと思います。

指定管理業務でございますけれども、さめがわスポーツクラブに移行したわけでございますけれども、今、鮫川村体協もそうなんですけれども、非常に衰退をしております。各地区

のソフトボール大会も中止のことで1年、去年あたりからなかなか事業が進まないという点もございまして、若い人の野球においても同じくクラブが減ってきた。この辺も踏まえた上で、このスポーツクラブとの連携をどのように教育長は考えているのか、お話ししたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 既成のいわゆるソフトとか野球とか、球技、集団で行うものについては、確かに人口減少のために、あるいはお仕事のために、特に3交代制というんですか、ラインとか流れ、そういう中で若い人たちも参加できないというのは、本当に大変なことなんだなということを、これは鮫川村だけではなくて、東白の4町村にとってみても、集まらないのが現状のようでございます。

それで、村のスポーツ推進委員ですね、4町村にありますけれども、その4町村の推進委員の方々には、いわゆる気軽にできるスポーツ、ニュースポーツと称してはいますけれども、そういうものを紹介して、いつでもどこでもできるようにというようなことでやっております。今のところ、だんだん人数がふえてきたのは、ゲートボールではなくて、何ていうんですか、スティックを打つ……

〔「グラウンド・ゴルフ」と言う人あり〕

○教育長（奥貫 洋君） グラウンド・ゴルフね。ああいうものについては、やはりチームではありませんので、余り練習も出ないので、そういうものをご紹介して、結構会員も多くなっています。それから、スティックを持ってウォーキングする、鹿角のあそこの……

〔「ノルディックウォーキング」と言う人あり〕

○教育長（奥貫 洋君） ええ、ああいうことで、結構村だけではなくて、会費2,000円ですか。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○教育長（奥貫 洋君） 2,000円を払うと会員になれまして、ほかの町村からも上がってきておまして、ですから、どういう方法がいいのかということは、体協とももちろん十分協議してまいりたいと思いますけれども、とにかく、やるのが運動、健康づくりであるということとか、それから、あと人間関係づくりがやっぱりチームも必要ですので、今までも、怠っているわけではないんですけれども、同じ悩みを抱えているのが現状でございます。

○議長（前田三郎君） 3点目について、村長より答弁を求めます。
村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、早川議員の代表質疑であります3点目の質疑であります。

議員もご承知かと思いますが、村商工会では、中心市街地のにぎわいづくりを推進するためのワークショップを2回ほど行っております。その中では、村全体に担い手がない、村内に働く場所が少ない、人口が少なく商店の経営が成り立たない、人の集まる場所がないなどの課題が挙げられ、これらの課題の解決策として出てきたのが、図書館脇の空き店舗を活用しました複合型の店舗の開設であり、商工会が事業主体となった空き店舗を活用しました買い物弱者支援事業の展開であります。

事業内容としましては、女性の感性を生かしたきめ細かなサービスの提供による小規模店舗の経営と、移動販売車による移動販売・宅配であります。小規模店舗は、村中心部に位置する空き店舗で、生鮮食料品、日用雑貨を初めとする生活必需品の販売で、地域内商店と連携しながら品ぞろえをふやし、買い支えにより地域購買力をふやし、コミュニティづくりの活用も行えるという施設としての整備であります。

また、移動販売・宅配事業は、移動手段の確保のできない高齢者などに対する御用聞きと、生鮮産品、日用品の配達業務であります。平成25年3月に商工会が経済産業省の補助を受けまして、空き店舗の改修、移動販売車の購入を行い、平成25年11月に「すまいる」を開店いたしました。事業計画の数値目標に対する達成率は、初年度店舗利用者で316%、売上高で262%、今年度の店舗利用者が350%、売上高が250%となっております。当初計画を大きく上回っております。宅配事業については、利用者が目標の25%となっているため、宅配事業のさらなる展開と工夫が重要であるのではないかと考えています。

今後、高齢化が進み、自分で買い物に行けない高齢者の数がふえて、ますます高齢化率が高まっている村内の実情であります。移動販売・宅配事業は必要性が高まってくると考えます。村では、補助事業の申請時点から商工会と連携して事業を進め、店舗の改修、店舗経営に向けた地域住民との話し合いなどに積極的に参画してまいりました。開店以降も、事業の展開、運営のための助成、あらゆる面において、協議、支援を行ってまいりました。平成26年度までは緊急雇用創出基金事業により、平成27年度以降は過疎対策のソフト事業により、人件費相当分を助成し、引き続き買い物弱者支援に努めてまいりたいと思います。

地域経済の振興のためには、地域内で経済が循環することが大切であります。買い物弱者支援事業として国の補助金900万円を投資させていただくことにより、その数倍の売り上げを見込むことができ、その分が、村外に流出しないで村内で循環するわけであります。この投資がなければ、売り上げ相当分は村外に流出してしまいます。もちろん、投資額が少ない

ほどよいわけですが、そうなるためには、子ども議会で述べましたとおり、村民の皆様の買い支えが必要であります。また、自家用車で村外へ買い物へ行くことのできる高齢者も多いと思いますが、高齢化の進展により「すまいる」の必要性はますます高まっていくものと思います。今から準備をしておくことが大切です。先行投資の意味もあるわけです。

また、地方創生戦略におきまして、若者と女性の定住が重要課題となっております。「すまいる」、実は、当初は独身女性のみでの店員ではという思いで指示を出しておりましたが、この思いはかないませんでした。独身女性そして既婚者で、既婚者、子育て中の女性を雇用ということとなっております。子育て支援と女性の定住支援の観点から、地方創生交付金などにより、今後「すまいる」を支援していくことも可能であると考えます。

「すまいる」には、さらなる経営努力ももちろん必要であります。行政としましても、経営改善の支援を可能な限り続けていきたいと考えております。開店に至る経緯や地域経済の振興、高齢者支援などの重要な目的があることもご理解の上、「すまいる」をぜひご理解、ご支援いただきますようお願い申し上げます、10番、早川議員の総務文教常任委員会を代表しての質疑の3点目の答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 10番、早川君。

○10番（早川正博君） それでは最後に、「すまいる」の支援でございますけれども、私の思いとしては、手数料10%で運営するというのは大変厳しい状況であって、これがどこまで続くかというのはなかなか我々もまだまだ勉強してみないとわかりませんが、大変厳しいと思います。できれば、「すまいる」の建物、土地も含めて村が買い求めた経過がございます。その中で、最初、図書館との連携という形で買い求めをいたしました。そういう観点から、私の考えとしては、財政的に非常に厳しい中、図書館との連携を「すまいる」にお願いしてもよろしいんじゃないですかという思いがございます。なかなか、これもまたいろいろな意味で検討してみないとわからない問題でございますので、今後、いろいろな意味で支援をするという形であれば、図書館も1つのエリアでございますので、これは、人件費の問題も含めて私の考えを申したものでございますから、その辺も検討しながら、今後の支援という形で村にお願いして、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 総務文教の関連質疑をしたいと思います。

先ほど、村長、今、早川議員さんの質疑から、当然「すまいる」に関しては村と協議を重ねているというようなことで、運営上、これからかなり心配される面がある。その中で、当

然、自立促進策ですか、それらに対する指導はされて、今後どのような指導をされているかというような、そういう話し合いもされていると思うんですが、ただ900万の財政援助だけすればいいではなくして、やっぱり今皆さんが心配するように、弱者支援対策の店舗としての存続をこれから図るためには、そういう自立促進の指導も含めた考えがあろうかと思えますので、その点、お聞かせ願いたいと。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番の前田議員の質疑であります。もう少し効率のいい、早川議員の質疑にもありましたとおり、10%の利益率で経営できるのかというのは、ご指摘のとおりであります。今、10%でやっては人件費も出ないですよ。ですから、ただ、余りそれが10%、15%となりますと、あの店は高いとなりますよね。高齢者に高額な負担を請求する、そうすると、それでは利用率が上がらなくなって、たちまち経営も困難になります。やっぱり薄利多売で頑張ってもらうのが一番理想ではありますが、こういった支援の仕方なんかも十分研究していかなければならない、この辺は厳しく指導してまいりたいと思えます。もう少し効率のいい支援の仕方、仕入れ先も検討しろ、親方日の丸の気分でいつまでもやってもらっては困ります、この辺は気をつけて。

ただ、販売面より、私も昨日、前の日ですか、利用しましたら、あの店の店員さん、それぞれ職業についていた時代と違いまして、随分、接客態度が変わりましたね。とても上手に、優しくやわらかくなってきてびっくりした。おまえ、上手になったねって、びっくりして買い物させていただきました。ですから、今、ああいった村民に対しての接客は、十分改善されてきたなと思えます。

ただ、経営です。経営は10%でなくて、もう少し仕入れ先も考えて、利益率ももうちょっと高めて、900万が800万、800万が600万になるような経営努力は、常々企画のほうを通して指導させていただきたいと思えます。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 次に、産業厚生常任委員、1番、岡部明君。

○1番（岡部 明君） 産業厚生常任委員会を代表して、議案第32号 平成27年度鮫川村一般会計予算について2点を代表質疑いたします。

1点目、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、13節委託料の直売所・堆肥センター指定管理業務1,500万について、1,500万の内訳、使い道についてと、堆肥の需要、供給のバランスについて、今後どのように考えているのかお伺いいたします。

2点目、6款農林水産業費、1項農業費、4目水田農業構造改革費、19節負担金、補助及び交付金の水稻種子購入費268万3,000円について、水稻種子購入費の主食用米価下落対策について、今後どのように考えていくのかをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 産業厚生常任委員会を代表しての1番、岡部明議員の代表質疑にお答えを申し上げます。

まず1点目のお尋ねであります。直売所と堆肥センターの指定管理業務委託料として1,500万円の予算を計上させていただいておりますが、この件に関しましては、総務文教常任委員会の代表質疑、10番、早川正博議員からの質疑にお答えしたところでありますが、この指定管理料の内訳は、農産物加工・直売所「手・まめ・館」に1,200万円、豊かな土づくりセンターゆうきの里に300万円として、合わせて1,500万円とするものであります。

使い道につきましては、指定管理施設を管理運営するための維持管理費用、また、事業経営活動における損益分、いわゆる赤字相当分を補填する内容のものであります。これらの積算に当たっては、前年度の決算状況等を勘案して計算をしています。ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

堆肥センターゆうきの郷土の需要と供給のバランスにつきましては、原材料の牛ふん、豚ふんの受け入れが、25年度は、マックスの状態です約2,500トン、26年度は、2月末時点で1,400トンとなっております。これまでの堆肥の販売総量は約1,500トン、生産量の歩どまりは65%と見ております。ですから、2,500トン入れると1,700トンできるということですね。65%の歩どまりであります。現在の製品の在庫は約900トンとなっております。今後、有機農業の村づくり、循環型農業の実現に向けて、優良堆肥ゆうきくんのPR、堆肥利用の農産物ブランド化を図るなどの利用販売を広める必要があります。堆肥生産機能を十分発揮できる運営努力をしてまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願いするところであります。

2点目の6款農林水産業費のお答えであります。

まず268万3,000円のご質疑であります。これも一般質問での星一彌議員の答弁にお答えをしておりますが、1つは、種もみの購入補助として、10アール当たり3.5キロを上限として、1キロ当たり200円を補助する。対象の種子は、主食用米、飼料米、WCS、米粉用米を対象と考えています。昨年度は、鮫川村は主食用米だけでしたが、この下落分の補填は。

種の場合には違って、米粉用、WCS飼料米も対象とすることです。また、補助対象者としては、主食用米は村内の生産者のみでありましたが、村外でつくっている、当該農家による村外作付分の種もみも対象とするように考えております。268万3,000円の積算内容は、これは水稻面積が、村で合計383.2ヘクタール掛ける3.5掛ける200円とさせていただいております。これが268万3,000円の内訳であります。

次に、今後の米価下落の対策であります。2点目の質疑であります。米価下落対策を目的にした主食用米価下落対策基金条例の設置及び基金積立金の補正予算が、先ほどご承認いただいたとおりであります。村としては、当面この基金を活用し、米価下落の対応をとっていく所存であります。もちろん主食用のみです。こういったことをご理解いただければと思います。

今後、国、県の方策が講じられれば、あわせてこれらも勘案しながらの補填、救済対策となると思います。この辺、毎年変わると思います。こういったのは、時の議員さん、皆さんと協議をしながら、反当たりの補正単価等は協議させていただきたいと思っております。

以上で、1番、岡部議員の質疑の回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 1番、岡部君。

○1番（岡部 明君） 実は、堆肥センターは二、三日前に見せてもらいました。かなりの量が入っています。村長との話でちょっと違うところというのは、今、在庫で2,000トンぐらいは楽にあるんでないかと、そういう話です。私も農家やっている以上、堆肥の状態とか、それから内容とかちょっと見たいなと思って見せてもらいました。ですが、袋の販売のほうでも水分が多くて、これ袋詰めにならないと。あと、水分が多いことで、結局、堆肥がだまになっているという状態、それをやっぱり細かくしなきゃならないのには、勤めている人たちを見ていたんですけれども、マニアスプレッダーの機械の後ろで攪拌しながら、そして出しながら、それをいじっているような状態。でもそれは、結局あの場所の中で、ちっちゃい中でやると、どんどん積んでいくと、下でまた酸欠になっちゃって、また圧力で固まってしまう状態なんです。それを繰り返していくもんだから、結局、場所のない中でそれをどんどん堆肥もふえる、発酵しないやつがふえるという中で、なかなかこれは容易でない話だと。

私も畜産業はしているんで、各肥育屋さんから、ほかの肥育屋さん関係の堆肥を見せてもらっています。一次発酵、二次発酵、そういう中で、やっぱり空気が入ることで、かなりの温度も上がりますし、攪拌することで、かなり良質な堆肥になります。あのままではとり

あえず、直接農地に散布するんだっただけでできるかなと思いますけれども、それでも、持ち運び、それから経費的にもかかるのかなと思います。

乾いた堆肥なら袋詰めして、これから鮫川の高齢化の人たちが農業営んでいくためには、袋詰め堆肥というのは本当にいいものなのかなと。今、畜産農家が、鮫川によらず、福島県でもかなり少なくなっていますから、やっぱり牛ふん堆肥の需要というのは伸びると思います。なるべく肥育屋さん等のそういう、今、最新のブロワーとか、まぜる機械があるんですよ。そのほうで検討してもらって、なるべく良質な堆肥を出してもらって、鮫川でも需要が伸びる。また、機械の導入も、どんな——鮫川の田んぼは、話ちょっと悪いんですけども、ちょっとやわい圃場が多いです。そういう圃場でもばんばん動けるマニアというのがあるんですけども、散布機というのがあるんですけども、そういうのもやっぱり、ほか検討しながら考慮してもらいたいなと思います。

主食用米価の下落の対策についてなんですけれども、種のほうはわかりました。実際、ここ原発以降3年間、福島の米というのは、全体量の毎年はけているのが17%と聞きました。米の全量検査、放射能関係を検査していますけれども、それをどう話しても、17%ぐらいしかはけていないと。結局、風評被害ですね。そういう対策の中で、何とか需要を伸ばしていかうかなんかという、これは生産者も考えなきゃいけない、PRも必要だと思いますけれども、それには、高齢化になることで米離れも、そういう話も考えられるのかなと思います。米の需要に対して、米粉の利用とか、それからあと飼料米も、うちの山間地に対しては、飼料米関係、あとはWCS関係、これも十分伸ばしていてもいいと思います。それには飼料米も、今現在のところでは、直接鶏に食べさせるぐらいの話で、牛、豚は使っていないんですよ。できれば、米をそのまま蒸気で蒸して圧閉するという考え方なんですけれども、これをすると、牛とか豚なんかも需要が伸びるんじゃないかと。そういう考え方もする必要はあるんじゃないかと思うんです。

実際、そういう考え方と、あとはWCS関係も、今、肥育屋さんでかなり評価が出ていて、肉質、うまい肉ということで、それもかなり今いい話になっています。ですが、この前、中山間のほうで昭和村の研修に行ってきました。少子高齢化の中で鮫川村、山間地の中でどんなふうに経営していくかという、なかなかやっぱり容易でない。そういう中で、うちの村では、やっぱり村と一体化になって農家が運営していくという共存した考え方なのかなと思いますけれども、そういう考え方も、これからは必要になるのかなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、1番の岡部議員の再質疑であります、1つは、質疑ですと、もっと効率のいい堆肥の生産ということですが、その辺、気をつけてお話をさせていただきたいと思います。

議員が恐らく見てきたのは、向かって右側、右側は、あれはまだ加工中なんですね。右側で3つの箱がありますけれども、あのまずで3個目に入って、それが大体仕上がりで、4個目はハウスに行くんですね。ハウスに行ったもののでき上がりを、今度は右側のスペースに運んで、それで袋詰めとか、ばらで製品の販売とかやっているみたいですね。その辺、今、お話になりました、つくったやつもまた積み重ねておくと発酵しちゃうぞということですから、気をつけて、効率のよい生産活動ということで指導していきたいと思います。

あと、米価の下落対策で、要するに、今、米が余っているから、需要と供給のバランスが崩れているから米が値下がる、私はそう思います。米の放射能関係は、余り米の値段には影響ないと思いますね。放射能は、26年産についてはゼロです。放射能が感知されたのは1件もないんですからね。ですから、そうじゃなくて、供給過剰だということです。それでWCS、鮫川村は大変、3割方が皆さん協力しているんですよ。30%が、WCSで42ヘクタール、飼料米で60ヘクタールですから、見事なものです。こういったのが全県的になればいいんですけれども、鮫川村は昔から減反も百二、三十%協力しているし、こういった米余りのときには飼料米に、餌米に転向している。こういった村が安心して米を販売できるような環境づくりというのは、とても大事だと思いますので、その辺、国に訴えながら、鮫川の稲作農家を守っていききたいと思います。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 1番、岡部君。

○1番（岡部 明君） 堆肥の利用を考えることで、村の農業を支えたり、あとは今の原発のセシウム関係、それも下がって、安全・安心な野菜ができると思います。それと同時に、米のほうも、堆肥センターの堆肥をいっぱい使うことで、これもまた経費削減になるかなと思います。機械利用、それから高齢者の人たちの手助け、また、結局、耕作放棄地ですか、その減少も防げるのかなと思います。あわせてお願いして、質疑を終わります。

○議長（前田三郎君） これで、代表質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号 平成27年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号～議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第40、議案第41号 しらかわ地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてから日程第55、議案第56号 公の施設の指定管理者の指定についての16議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号 しらかわ地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを採決
します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第51号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号～議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第56、議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから日程第64、議案第65号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

（午後 3時18分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時28分）

◎請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第65、請願第1号についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

○11番（前田武久君） 請願審査結果を報告いたします。

事件名、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された本請願については、3月10日午前9時45分から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。福島県の最低賃金は時間額で689円となっており、2007年からの7年間で全国水準で31位と低位で、賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっており、2020年までの目標として、できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保するとともに、これから景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すことを求めるものである。よって採択と決定いたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のおり決定したので、報告いたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のおり採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 3時32分)

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時33分)

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について、11番、前田武久議員からそれぞれの所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

てを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 3時41分）

上記会議次第は事務局長増谷隆夫の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成27年3月13日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 星 一 彌

署 名 議 員 関 根 政 雄